

第 3 次米原市男女共同参画推進計画
進 行 管 理 調 査 票

〈令和 2 年度〉

米原市男女共同参画推進計画～ハートフルプランまいばら 21～

ひと ひと

女と男がともに認めあい 互いに自分らしく いきいきと暮らせるまち

計画の体系

| 基本理念 | 基本目標 | 基本施策 | 施策の方向 |
|---|---|--|---|
| 「女（ひと）と男（ひと）がともに認めあい互いに自分らしくいきいきと暮らせるまち」を目指す | 基本目標Ⅰ 多様な主体との協働 あらゆる分野への男女共同参画の促進 | 重点  1 地域における男女共同参画の促進 | ① 地域における男女共同参画意識の向上 ② 男女が共に地域活動に参画しやすい環境づくり 【重点】  ③ 地域での男女の防災活動への参画推進 【重点】  ④ 男女共同参画の視点に立った「水源の里」の再生 |
| | | 2 家庭における男女共同参画の促進 | ① 家庭における男女共同参画意識の向上 ② 男性の家事・育児・介護等への積極的な参加促進 |
| | | 重点  3 女性の活躍推進 【女性の活躍推進計画】 | ① 審議会等への女性の参画促進および管理職等への女性の登用促進 【重点】  ② 女性の*エンパワーメントの支援 ③ 女性の就業継続や再就職支援の促進 |
| | | 4 就業環境の整備と就業機会の拡大 | ① 女性や若者の創業・起業の支援 ② *ワーク・ライフ・バランスの推進 ③ あらゆる職業・職種における男女共同参画の推進 |
| | 基本目標Ⅱ 基本的人権の尊重 人権尊重と豊かな社会づくり | 1 男女の生涯にわたる健康支援 | ① 母性の尊重と母子保健の充実 ② 生涯にわたる心身の健康保持と増進 ③ 性と生殖に関する意識啓発と性の尊重 |
| | | 2 DV等あらゆる暴力の根絶 (P. 29～) 【DV防止基本計画】 | ① DVやハラスメント等に関する情報提供および啓発活動の推進 ② DV早期発見のための体制整備と相談体制の充実 ③ 被害者の安全確保と自立支援 |
| | | 3 子育てしやすい安心・安全なまちづくり | ① 子育てにやさしいまちづくり ② 家庭の教育力の向上 |
| | | 4 高齢者、障がい者、外国人等が安心して暮らせる社会づくり | ① 社会的孤立などに対応した一人にさせない地域づくり ② 在宅生活の支援等きめ細やかな福祉サービスの充実 |
| | 基本目標Ⅲ 多様性の尊重と共生のまちづくり 男女が共に安心して豊かに暮らせる環境づくり | 1 お互いを尊重しあうための教育の推進 | ① 男女共同参画を推進するための学習環境づくり ② 園、学校等における男女共同参画の推進 |
| | | 2 多様性の尊重 | ① 多文化への理解と共生の取組 ② 性的少数者についての意識啓発 |

| | | |
|-------|-------|----------------------------------|
| 重点目標 | I | 多様な主体との協働 ～あらゆる分野への男女共同参画の促進～ |
| 基本施策 | I-1 | 地域における男女共同参画の促進 |
| 施策の方向 | I-1-① | 地域における男女共同参画意識の向上 |

推進計画 P12

| 実施事業名 | 事業内容 | 平成30年度 実施目標 | 平成30年度 実施状況 | 数値目標・実施目標 | 事業実施上の問題点、今後の課題等 | 男女共同参画の視点からみた効果 | 取組状況 | 担当課 |
|--|--|--|--|---|--|---|------|--------|
| I-1-① I-2-① 男女共同参画に関する講演会等の開催 (P12・P17) | 男女共同参画に関する各種講座、講演会等を開催し、地域における男女共同参画意識の向上を図る。 | 男女共同参画をテーマとした講演会等を開催し、女性の参画を促す。 -H30年度- 「女性の人權」をテーマに講演会を実施する。(きらめき人權講座) ■開催日 平成30年8月31日(金) ■会場 米原市人權総合センター ■講師 大西 祥世氏 ■演題 「女性のエンパワメント～各国の取組・日本の取組～」 ■目標参加者数 60人 | 平成30年度は第2回きらめき人權講座で、「女性の人權」をテーマに講演会を開催した。 ■開催日 平成30年8月31日(金) ■会場 米原市人權総合センター ■講師 大西 祥世氏 ■演題 「女性のエンパワメント～各国の取組・日本の取組～」 ■目標参加者数 63人 | 令和元年度は第4回きらめき人權講座で、「セクシャル・マイノリティの人權」をテーマに講演会を実施する。 ■開催日 令和元年10月17日(木) ■会場 米原市人權総合センター ■講師 三輪 晃義氏 ■演題 「だれもがその人らしく生きる～LGBTの人權～(仮題)」 ■目標参加者数 60人 ハートフルフェスタ2019において、人權総合センターとの共催により、男女共同参画啓蒙を開催する。 ■開催日 令和元年6月25日(火) ■会場 米原市人權総合センター ■講師 林家 卯三郎氏 | 幅広い世代の方に参加いただけるように、講演内容を勘案する必要がある。 | 男女共同参画に関する各種講座、講演会等を開催することを通して、地域における男女共同参画意識が向上し、性別に関係なく誰もが自分の能力や個性を發揮できる社会の醸成につながることが期待できる。 | 2:継続 | 生涯学習課 |
| | 自治会などの地域活動において女性が参画しやすい仕組みづくりの構築や、企画立案への積極的な参画を促すための講演会・ワークショップ等を開催する。 | 男女共同参画に関する講演会等の開催(過去5年間の累計) H27年度開催回数 5回 R2年度開催目標 8回 | 男女共同参画に関する講演会等の開催(過去5年間の累計) H26年度～30年度開催回数 5回 男女共同参画に関する講演会3回 開催日8月31日(講師:大西祥世) 12月6日(講師:仲間しゅん) 3月30日(講師:大野千鶴子) | 米原市人權教育推進協議会や生涯学習課と連携し、きらめき人權講座などの中で講演会を開催する。 男女共同参画に関する講演会の開催 H27年度～R元年度の開催目標回数 7回 | フォーラムのアンケート結果では肯定的な意見が多い反面、若年層の参加が少ないため呼びかけが必要になります。 | 男女がともに、多様な生き方ができるようにするため、様々な学習機会を提供し男女に関わらず各年代に応じた学習ができることで地域活動などへの女性の参画が促進できる。 | 2:継続 | 人權政策課 |
| I-1-① I-2-① 親子食育講習会 (P12・P17) | ・食育講習会の開催、広報等による食育啓発 | ・食育推進計画第3次の策定 ・計画策定、CATVや乳幼児健診、個別訪問等で食に関する意識や関心を高めていく。 【参考】H29実績 ・CATVで食育啓発を実施(6月、7月、2月) ・健康づくり8か条について健康手帳、健診ガイド等に掲載 | ・CATVでの食育に関する啓発:4回(7月、8月、2月、3月) ・健康づくり8か条を健康手帳、健康診査がん検診ガイドに記載 ・健康推進員による男性料理教室の開催:13回、延べ参加者139人 | ・CATVや乳幼児健診、個別訪問等で食育に関する意識や関心を高めていく。 | ・関係機関との連携強化 | ・食育を推進することで、家庭生活の役割を家族全員で担えるようにする。 | 2:継続 | 健康づくり課 |

| | | |
|-------|-------|----------------------------------|
| 重点目標 | I | 多様な主体との協働 ～あらゆる分野への男女共同参画の促進～ |
| 基本施策 | I-1 | 地域における男女共同参画の促進 |
| 施策の方向 | I-1-① | 地域における男女共同参画意識の向上 |

推進計画 P12

| 実施事業名 | 事業内容 | 平成30年度 実施目標 | 平成30年度 実施状況 | 数値目標・実施目標 | 事業実施上の問題点、今後の課題等 | 男女共同参画の視点からみた効果 | 取組状況 | 担当課 |
|---|---|--|--|---|--|---|------|------------|
| I-1-① I-2-① ポスター、リーフ等の提出 (P12・P17) | 各種男女共同参画による情報誌・講座チラシを掲出し、啓発を行う。 | 様々な方法を駆使し、男女共同参画センターの知名度を上げる。それと同時に、事業や教室のチラシ・ポスターを全市民に行き届くよう努める。 | ポスター、チラシの配布を市内各所に掲示、配布し幅広く市民にPRした。 ZTVに事業やイベント、講座の案内をこまめに放映していただきPRに努めた。 | 米原市男女共同参画センター通信「カラフル」としてS・Cよりから独立させることにより、知名度アップ、各事業のPRや啓発に努める。 ポスター・チラシ等については以前より人が多く集まる場に掲示、設置していただくようにしていく。 | 伊吹山テレビや広報・S・Cよりは全ての住民が熟視しない傾向にあるため、周知を徹底する方法を模索する必要がある。 | 県や市が男女共同参画についてどのように取り組んでいるか、どのような施策や計画があるかを知ってもらう機会ができる。男女共同参画関連のイベントの周知により、講演会などの参加者増員を図ることができる。 | 2:継続 | 男女共同参画センター |
| I-1-① I-2-① 広報啓発事業 (P12・P17) | 平成28年度に策定した第3次男女共同参画推進計画を広く周知するために、広報誌やケーブルテレビなどを活用し、啓発を実施する。 | 「男女共同参画週間(6/23～29)」について、広報まいばらによる啓発を年1回以上行うとともに、伊吹山テレビによる啓発を年1回以上行う。平成27年度に行った男女共同参画市民意識調査の結果についても広報を行う。 「男性は仕事、女性は家庭」と考える市民意識の割合 人権政策課調査 市の調査 H29年度実績 25.8% (市の調査) H27年度実績 28.3% H28年度実績 27.1% H29年度実績 25.3% H30年度は未実施(2年に1回) 市の調査 27.1%(28年度)⇒25.3%(29年度) 1.8%減 | 男女共同参画週間に合わせ、広報まいばらおよび伊吹山テレビで啓発を行った。 「男性は仕事、女性は家庭」と考える市民意識の割合 H29年度実績 25.8% (市の調査) 人権政策課調査 H27年度実績 28.3% 市の調査 H28年度実績 27.1% H29年度実績 25.3% H30年度は未実施(2年に1回) | 男女共同参画週間に合わせ、広報まいばらおよび伊吹山テレビで啓発を行う。 「男性は仕事、女性は家庭」と考える市民の意識調査の項目については、設問内容が社会情勢にそぐわず、男女共同参画の推進するという意図からズレが出てきたため、令和元年度の市民意識調査から設問内容を変更する。そのため、調査についての具体的な数値目標は本年度はもたない。 | 「男性は仕事、女性は家庭」という設問に、性別固定役割意識を色濃く現す内容であり、男女共同参画推進を行う社会情勢からズレが出ている。 アンケートが啓発も同時に行っているという意味合いも含めて、今後質問項目を女性の社会での活躍を認める内容に改める必要がある。 | 市民に対して各種週間を啓発することで、男女共同参画への理解、関心を深めることが期待できる。 | 2:継続 | 人権政策課 |
| I-1-① I-2-① 男女共同参画啓発グッズの配布 (P12・P17) | 男女共同参画をテーマにした標語やイラストを入れたグッズを作成し、センター利用者や行事参加者に配布する。 | 様々な人権問題を説明した人権クリアファイルを毎年恒例で市内の新中学生に配布する。また、人権トートバックも有効活用する。 | 様々な人権問題を説明した人権クリアファイルを毎年恒例で作成し市内の新中学生に配布した。また、講演会の際などに人権トートバックも配布した。 11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間に手作り啓発グッズ(洗濯洗剤に啓発とセンターPRのチラシを入れたもの)を作成し、フレンドマート山東店、米原駅、セブンイレブン米原一色店の街頭にて配布し啓発に努めた。 | 様々な人権問題を掲載した人権クリアファイル、人権総合センターボールペンなど啓発物品を人権センターと共有してきたが、今年度より男女共同参画センターオリジナルでも物品を制作し、啓発や周知を促進させていく。 | 事業やイベント以外の場で啓発グッズを配布するには人的応援や経費の問題が生じる。 | 身近なものに「男女共同参画」の言葉や絵をのせることで、無意識のうちにそれが馴染み、浸透していくのを促すことができる。 | 2:継続 | 男女共同参画センター |
| I-1-① I-2-① 人権講演会 (P12・P17) | 12月の人権週間に合わせて、男女共同参画に関する落語や歌などを織り交ぜながら、親しみやすい内容で男女共同参画への理解を深められる講演会を開催する。 | 人権週間の期間中で12月6日(木)に今年度はLGBTを題材に講演会を行なう。少しでも多くの方に認識していただくため、関係団体等や市民へのPR活動を力を注ぐ。参加者目標80人。 | 12月6日にハートフルフェスタ2018を行い、大阪のウルヴ総合法律事務所弁護士仲岡しゅんさんをお招きし、LGBT当事者としての経験や考え、知識など貴重なお話をうかがった。 来場者からは「大変勉強になった。」など様々な意見をいただき大変有意義な講演会となりました。参加者90名 | 6/25男女共同参画落語を男女共同参画週間中に行う。林家卯三郎さんが普段馴染みにくい男女共同参画を落語を交えてわかりやすく面白くお話いただく。 | 講師の選定を予算に照らし合わせる必要がある。認知度の高い人は集客は期待できるが高額となる。 | 男女共同参画にはあまり馴染みがなくても、落語や歌なら入りやすいという市民の声も多い。このような楽しみながら聞ける人権講演を行うことで、人権を考えることへの難しいイメージを払拭し、身近なこととして捉えてもらうきっかけ作りになる。 | 2:継続 | 男女共同参画センター |

| | | |
|-------|-------|----------------------------------|
| 重点目標 | I | 多様な主体との協働 ～あらゆる分野への男女共同参画の促進～ |
| 基本施策 | I-1 | 地域における男女共同参画の促進 |
| 施策の方向 | I-1-② | 男女が共に地域活動に参画しやすい環境づくり |

推進計画 P13

| 実施事業名 | 事業内容 | 平成30年度 実施目標 | 平成30年度 実施状況 | 数値目標・実施目標 | 事業実施上の問題点、今後の課題等 | 男女共同参画の視点からみた効果 | 取組状況 | 担当課 |
|----------------------------------|---|--|--|--|--|---|------|-------|
| I-1-② 女性自治会役員 の選任 (P13) | 米原市各自治会の自治会役員 (自治会長・自治会長代理)への 女性の選任について啓発を行う。 | 各地域における自治連絡協議会 の場やまちづくり実行委員会設立 に向けたヒアリング時に女性役員 登用に向けた啓発を行う。 市内自治会における女性役員登 用自治会数 H26年度実績 3自治会 H27年度実績 3自治会 H28年度実績 5自治会 H29年度実績 5自治会 H30年度目標 10自治会 | 女性役員を登用する自治会数 会長 3人 副会長 2人 会計 6人 計 11人(7自治会) | 各地域における自治連絡協 議会の場やまちづくり実行委 員会設立に向けたヒアリング 時に女性役員登用に向けた 啓発を行う。 女性役員を登用する自治会 数 令和元年度目標 10自治 会 | 自治会内における女性役員の 選任については、平成29年度 実績で、2.3%(会長・代理の人 数/107自治会×2人)、会計を 含めると2.8%(会長・代理・会計 の人数/107自治会×3人)と なっている。 自治会長に、県下の女性役員 登用数や必要性等を伝えるが、 実数には結びついていない状 況である。 | 自治会の女性役員数を増や すことにより、自治会の運営・ 方針決定の場において、女性 が参加・発言しやすい環境づ くりにつなげることができ、い ろんな意見が反映されたより良 い自治会運営となることが期待 できる。 | 2:継続 | 地域協働課 |
| I-1-② 自治会等に対 する支援 (P13) | 積極的に女性を登用している自治 会に対し、支援のあり方について 地域協働課と検討する。 | 具体的な支援策を検討します。ま た、平成30年度の予算への反映 についても検討する。 女性が代表者または副代表であ る団体の割合 H26年度 2.8% (3自治会) H27年度 2.8% (3自治会) H28年度 4.6% (5自治会) H29年度 4.6% (5自治会) H30年度目標9.2%(10自治 会) | 女性が代表者または副代表であ る団体の割合 H30年度実績 3.7% (4自治 会) | 女性が代表者または副代表 である団体の割合 令和元年度目標 9.3% (10自治会) | 女性が活躍しやすいような環境 づくりを行うため、地域協働課と 連携し自治会パートナーシップ 事業として女性役員登用に對し て交付金制度を設けており積極 的なPRを行う。 | 女性の視点から地元の自治会 に役員として携わることで、日常 の運営に女性の豊かな知識や 経験が反映された自治会運営 につながる。また、子どもや高齢 者へのきめ細やかな配慮や防 災時には女性に配慮した運営 等が行えることが期待できる。 | 2:継続 | 人権政策課 |
| I-1-② 自治会等に対 する支援 (P13) | 女性役員の登用につながる支援 策について検討する。 | 積極的な女性役員登用の意識が 低い状況下においては、女性登 用につながる支援策のあり方につ いて、人権政策課とともに検討し ていく。 | 自治会の女性役員登用を推進す るため、自治会の規約等において 女性役員を選出する規定を設け、 かつ、女性役員を2人以上選出し た自治会に対し、1万円/年を交 付する自治会パートナーシップ事 業を構築した。(実施は令和元年 度より) | 左記の自治会パートナーシッ プ事業と合わせ、地域担当 職員制度による支援も行う。 女性役員を登用する自治会 数 令和元年度目標 10自治 会 | 特に旧来からの自治会におい ては、女性役員の登用に係る意 識が低い状況にある。 | 自治会の女性役員数を増や すことにより、自治会の運営・ 方針決定の場において、女性 が参加・発言しやすい環境づ くりにつなげることができ、い ろんな意見が反映されたより良 い自治会運営となることが期待 できる。 | 2:継続 | 地域協働課 |

| | | |
|-------|-------|----------------------------------|
| 重点目標 | I | 多様な主体との協働 ～あらゆる分野への男女共同参画の促進～ |
| 基本施策 | I-1 | 地域における男女共同参画の促進 |
| 施策の方向 | I-1-② | 男女が共に地域活動に参画しやすい環境づくり |

推進計画 P13

| 実施事業名 | 事業内容 | 平成30年度 実施目標 | 平成30年度 実施状況 | 数値目標・実施目標 | 事業実施上の問題点、今後の課題等 | 男女共同参画の視点からみた効果 | 取組状況 | 担当課 |
|----------------------------------|--|--|---|--|--|---|------|--------|
| I-1-② 市民活動団体 支援 (P13) | ・市内の市民活動団体の連携(横のつながり)を深める。 ・市民活動団体の活動や市民活動に役立つ情報の提供。 ・協働の推進。 | ・まいばら協働事業提案制度によるH31年度分の提案事業の募集 ・平成29年度の採択事業の実施支援 地域まちづくり活動への参加(NPOや市民団体として)の女性の参加割合 H30年度目標 7.0% | ・まいばら協働事業提案制度による令和元年度分の提案事業の募集を行った。 9事業(自由提案型:7、行政テーマ型:2) ・平成29年度の採択事業の実施支援を行った。 | ・まいばら協働事業提案制度による令和2年度分の提案事業の募集 ・平成30年度の採択事業の実施支援 | ・まいばら協働提案の募集をする上で市民団体から自由なテーマでの提案はあるが、行政側からの課題としてのテーマが出にくいことと、出してもらった行政テーマに対して協働でやりたいという団体が少ない。 ・同様の制度が多数あるため、提案者側からの制度が適切なのか判断ができない。 | ・まちづくり通信の発行や協働事業提案制度によって、まちづくりに参加・参画するきっかけや接点を作っている。仕掛けや雰囲気をつくり出すことで、誰でもまちづくりに関与いただくことができる。 | 2:継続 | 地域協働課 |
| I-1-② ボランティア育成 事業 (P13) | 手話奉仕員養成講座を開講し、手話奉仕員の養成を行う。 | 入門・基礎編を隔年で開催しているため、H30年度は入門編を開催する。 ・手話奉仕員養成講座の受講修了者の男性の割合(人数は延べ人数) H28年度実績 120人(男性24人) (男性の割合20.0%) H29年度実績 136人(男性24人) (男性の割合18.0%) | 平成30年度の目標修了者14人(男性2人) | 令和元年度の目標修了者15人(男性2人) | 隔年で入門・基礎を交互に開催しているため、手話学習を始めたくても入門講座の開催と合わない場合がある。 | 手話ができる男性が増え、男女差の縮小につながる。 | 2:継続 | 社会福祉課 |
| I-1-② 民生委員児童 委員活動 (P13) | 民生委員・児童委員の活動を遂行するため、定例会議等を通じ研鑽に努める。 | 各委員が個性や能力を発揮して、地域での見守り等に活躍できるよう、単位民児協、市民児協連合会の活動を支援する。 ■女性の視点を活動に反映 ・赤ちゃん誕生の情報提供 ・災害時等の避難支援 | 毎月開催する各単位民児協の定例会や各3部会、県民児協連合会等の研修を通じて、各委員が主体となって、自己研鑽と相互のスキルアップに取り組まれた。 | 市民の誰もが安心して暮らすことのできる地域づくりのため、委員一人ひとりが時宜を得た研修や情報共有を行い、地域福祉の要として活躍できるよう単位民児協や市民児協連合会の活動を支援する。 | 民生委員・児童委員が活動しやすい環境づくりを行う。 | 民生委員と協働することで、地域の一人一人が連携と協働をし、安心・安全な地域社会づくりが努められる。 | 2:継続 | くらし支援課 |
| I-1-② まなびサポーター 制度 (P13) | 地域で様々な知識や経験、技能を有した人をまなびサポーターとして人材登録し、各種団体や学校等からの要請に応じてサポーターの派遣を行う。 | まなびサポーターの更新を行う。また今年度新たにまなびサポーターの募集を行い、登録数の増加を図る。 幅広い分野でまなびサポーターの登録をしてもらい、制度の利用促進と、サポーターの生涯学習の機会を増やす。 まなびサポーター制度への登録数 H25年度実績 131人 H26年度実績 131人 H27年度実績 135人 H28年度実績 214人 H29年度実績 214人 H30年度目標 216人 | 平成30年度にまなびサポーターの登録者の更新を行なった。(更新対象者のみ) 平成30年度実績 まなびサポーター登録数 216人 まなびサポーター活動件数:81件 | まなびサポーターの更新を行う。また今年度新たにまなびサポーターの募集を行い、登録数の増加を図る。 幅広い分野でまなびサポーターの登録をもらい、制度の利用促進と、サポーターの生涯学習の機会を増やす。 令和元年度目標 まなびサポーター登録数 218人 まなびサポーター活動件数 95件 | まなびサポーターとしての活動場所は、現状、出前講座の講師がほとんどである。まなびサポーターとして登録しているが一度も活動していない場合もある。 出前講座以外でもサポーターの知識や技術を発揮できる機会を創出していく必要がある。 | 男女に関わらず学習活動で得た知識や技術などをまちづくり活動や地域社会に生かすことが期待できる。 | 2:継続 | 生涯学習課 |

| | | |
|-------|-------|----------------------------------|
| 重点目標 | I | 多様な主体との協働 ～あらゆる分野への男女共同参画の促進～ |
| 基本施策 | I-1 | 地域における男女共同参画の促進 |
| 施策の方向 | I-1-② | 男女が共に地域活動に参画しやすい環境づくり |

推進計画 P13

| 実施事業名 | 事業内容 | 平成30年度 実施目標 | 平成30年度 実施状況 | 数値目標・実施目標 | 事業実施上の問題点、今後の課題等 | 男女共同参画の視点からみた効果 | 取組状況 | 担当課 |
|-------------------------------------|---|--|--|---|--|--|------|------------|
| I-1-② 地域人権リーダー研修会 (P13) | ハートフル・フォーラムの実施説明と推奨テーマに沿った人権啓発教材の視聴を行い、ハートフル・フォーラム推進のための人権リーダーの育成を行う。対象は、自治会長、人権教育推進員、学校園管理職、市役所管理職である。 | 地域人権リーダー研修会参加者数 平成29年度:264人 平成30年度目標:270人 ハートフル・フォーラムの実践事例の紹介を研修会の中でを行い、平成30年度のハートフル・フォーラムの参考とする。 | 市民一人一人の大きな学習の機会として、ハートフル・フォーラムを円滑に実施していただくため、その推進役となっていたリーダーを対象に、地域人権リーダー研修会を開催した。 平成30年度:238人(実績)(8月3日) ハートフル・フォーラムに関わる知識を身につけていただき、各自治会でのハートフル・フォーラムの企画、運営に役立てていただくことができた。 | 地域人権リーダー研修会の参加人数 令和元年度:270人(目標) (開催:7月3日) ハートフル・フォーラムの実践事例の紹介を研修会の中でを行い、令和元年度のハートフル・フォーラムの参考にしていただく。 | 各自治会でハートフル・フォーラムを実施できるよう、ハートフル・フォーラム事業の分かりやすい説明や実践事例の紹介を研修会の中で、行っていく必要がある。 | 地域の人権リーダーを育成し、女性を含めたすべての人が参加しやすいハートフル・フォーラムの企画を行うことができる。 | 2:継続 | 生涯学習課 |
| I-1-② 女性団体の活動支援 (P13) | 事業費にかかる財政支援、活動支援を行う。女性団体と連携を取りながら、協働のまちづくりを進める。 | まちづくり活動に取り組んでいる女性団体に対し、適正な財政的支援、活動支援を行う。 | 米原市女性の会の活動に対し、適正な財政的支援を行った。 | まちづくり活動に取り組んでいる女性団体に対し、適正な財政的支援、活動支援を行う。 | 女性団体の会員数が減少している。継続的な財政支援、活動支援を行っていく必要がある。 | 女性の会の活動を通じて女性の視点で、市政やまちづくりへの関心が高まることが期待できる。 | 2:継続 | 生涯学習課 |
| I-1-② 女性団体、グループ活動の育成・支援 (P13) | 女性団体や男女共同参画に関する活動団体のネットワークや活動に対する育成・支援のための事業を行う。 | センターで実施するハートフルフェスタ等の事業に、更生保護女性会・女性の会等の関連団体に協力をいただき、ひとりでも多くの方が参加しやすい充実した講演会等を行なう。 | 米原市女性の会と講演会を共催し、連携もあった。1/20(日)松村真美さん(参加人数50名)、3/30(土)上野千鶴子さん(参加人数168名)。どちらの講演会もとても内容が濃く大きな反響があった。米原市女性の会との共催とあって講師選びなどまた違ったセンスで私達も勉強になりました。 | 米原市女性の会、更生保護女性会など市内の団体と共催する事業を企画し実施する。当センターのサポート隊を結成し、ボランティアや男女共同参画リーダーとなる団体を独自に育成していく。 | 同じ団体だけでなく様々な男女共同参画に関係する団体とも協力し、男女共同参画の輪を広げていく。 | 女性が主とする団体の支援につながり、女性活躍の推進につながることを期待される。 | 2:継続 | 男女共同参画センター |

| | | |
|-------|-------|----------------------------------|
| 重点目標 | I | 多様な主体との協働 ～あらゆる分野への男女共同参画の促進～ |
| 基本施策 | I-1 | 地域における男女共同参画の促進 |
| 施策の方向 | I-1-② | 男女が共に地域活動に参画しやすい環境づくり |

推進計画 P13

| 実施事業名 | 事業内容 | 平成30年度 実施目標 | 平成30年度 実施状況 | 数値目標・実施目標 | 事業実施上の問題点、今後の課題等 | 男女共同参画の視点からみた効果 | 取組状況 | 担当課 |
|-----------------------------------|---|--|---|---|--|--|------|--------|
| I-1-② 高齢者の社会参加の促進・就労等事業 (P13) | <p>・老人クラブの活動支援 老人クラブの活動を通じて高齢者の生きがいを健康づくりを高め組織活動の推進を図り、活動を支援する。</p> <p>・シルバー人材センターの活動支援 定年退職などの高齢者への就労の提供、ボランティア活動による社会参加を図り、高齢者の生きがいのある生活の実現と地域福祉の向上の活動を支援する。</p> <p>・生活支援事業 概ね65歳以上の人に生活援助サービスや身体援助サービスで自立につながる支援をする。</p> | <p>・老人クラブ連合会の組織活動の活性化を図るため女性役員の登用を促す(時代に応じた老老運営を検討)。</p> <p>・シルバー人材センターでの就業機会の確保を目的に、女性が魅力を感じる職域の拡大を図ることによって、引き続き入会促進に取り組む。</p> <p>【参考】H29実績 シルバー女性会員62人入会</p> | <p>・各単位老人クラブにおいて、女性代表を役員に登用されている。</p> <p>・シルバー人材センターでの就業機会の確保を目的に女性が魅力を感じる職域の拡大を図るとともに、入会を促進するための増強活動を行ったことにより、新規女性会員が新たに30人入会した。</p> | <p>・老人クラブ連合会の組織活動の活性化を図るため女性役員の登用を促す(時代に応じた老老運営を検討)。</p> <p>・シルバー人材センターでの就業機会の確保を目的に、女性が魅力を感じる職域の拡大を図ることによって、引き続き入会促進に取り組む。</p> | <p>比較若い層の高齢者は就労されることも多いことから、組織に加入されない。また、連合組織等の役職のなり手がなく、連合組織から脱退されるケースも多い。ライフスタイルの多様化に伴う老人クラブの解散が年々増えてきているため、組織維持が課題となっている。</p> | <p>・老人クラブ連合会においては女性役員の活動により、老人クラブ全体の活性化が図れる。</p> <p>・シルバー人材センターにおいては女性の就業機会の確保につながり、男女を問わず高齢者の生きがいづくりに貢献できる。</p> | 2:継続 | くらし支援課 |
| I-1-② 高齢者生きがい対策リーダー研修会事業 (P13) | <p>老人クラブの連合会高齢者研修会(指導者育成・養成研修会)を実施する。</p> | <p>老人クラブ連合会活動事業の特別事業である「女性役員、女性リーダーの育成事業」を重点的に実施し、老人クラブ連合会事業への女性参画を促す。</p> | <p>「女性役員、女性リーダー育成事業」を実施し、女性の参画を推進した。</p> | <p>老人クラブ連合会活動事業の特別事業である「女性役員、女性リーダーの育成事業」を重点的に実施し、老人クラブ連合会事業への女性参画を促す。</p> | <p>老人クラブの解散および市老老連合会からの脱退が年々増えてきている。(脱退しても大字の老人クラブ活動は存続するケースもある)これ以上の脱退が増えないよう、女性が加入しやすく魅力ある米原市老人クラブ連合会を目指した組織再編が課題である。</p> | <p>女性のリーダーを増やすことにより、会員離れによる単位老人クラブ廃止に歯止めを掛ける一助となる。</p> | 2:継続 | くらし支援課 |
| I-1-② ルッチまちづくり大学 (P13) | <p>「地域に根ざす。幸せになる。」をテーマとして、「手を上げる人」・「動き出す市民」を発掘・育成するため、まちづくりの最前線で活躍する講師から、地元根差した活動を行う実践者まで、多彩な講師陣を揃え、ワークショップやフィールドワークなど多様な講義形態を取り入れる充実した濃厚なプログラムを展開している。</p> | <p>■まちづくりの現場で主体的、持続的に動ける人材を育成する。企画運営は、市民立大学を志向して「ルッチみらい会議」を中心とした市民主導型で行う。</p> <p>■H30年度数値目標等 ルッチまちづくり大学における(市民)自主企画講座の実施件数:7件 (H29年度実績:4件)</p> | <p>■市民主導型の企画運営を活発に展開しました(ルッチみらい会議:2回開催)。</p> <p>■8期生が卒業しました(17人)。</p> <p>■9期生の学びと活動を開始しました(22人、平成30年10月)。</p> <p>■数値目標等 (市民)自主企画講座の実施:7件 公開講座の実施回数:5件</p> | <p>■まちづくりの現場で主体的、持続的に動ける人材を育成する。企画運営は、市民立大学の大学を志向して「ルッチみらい会議」を中心とした市民主導型で行う。</p> <p>■数値目標等 ルッチまちづくり大学における(市民)自主企画講座の実施件数:7件</p> | <p>現場のニーズを反映した実践的な事業内容とするため、「ルッチみらい会議」を中心として、「ルッチまちづくり大学」の企画運営をより市民主導型にするとともに、滋賀県立大学と提携した公募型地域課題研究で得た知見を活かした卒業生の活動支援にも取り組んでいく。</p> | <p>自治会など地域団体の運営や活動に、女性が積極的に参画できるよう意識改革や参画促進に向けた取組を推進し、男女に捉われないリーダーの育成が期待できる。</p> | 2:継続 | 生涯学習課 |

| | | |
|-------|-------|----------------------------------|
| 基本施策 | I-1 | 地域における男女共同参画の促進 |
| 重点目標 | I | 多様な主体との協働 ～あらゆる分野への男女共同参画の促進～ |
| 基本施策 | I-1 | 地域における男女共同参画の促進 |
| 施策の方向 | I-1-③ | 地域での男女の防災活動への参画推進 |

推進計画 P14

| 実施事業名 | 事業内容 | 平成30年度 実施目標 | 平成30年度 実施状況 | 数値目標・実施目標 | 事業実施上の問題点、今後の課題等 | 男女共同参画の視点からみた効果 | 取組状況 | 担当課 |
|---|---|--|--|---|---|--|------|-------------|
| I-1-③ 女性消防団員 制度 (P14) | 平成28年度から女性消防分団を 発足させるため、制度の詳細を決 定し、人員を募集する。 | 防火啓発等の実施を行い、女性 の視点で活動する。 【参考】H29年度 伊吹山TVで防火啓発、街頭啓 発、応急手当普及員資格取得研 修、他市女性消防団との交流 | 伊吹山TVを利用した防火啓発や 街頭啓発、応急手当普及員資格 取得のための研修の受講、他市 町の女性消防団との交流を行うな ど、女性視点での活動を推進し た。 | 引き続き防火啓発等の活動 を行い、女性視点での活動を 推進する。 | 消防団の各種活動において、 女性の視点や、女性の特性を 踏まえた活動内容を考えていく 必要がある。 | 女性消防分団が組織され、地 域で活躍することにより、女性の 視点から見た防災意識の高まり と、女性の地域参加が広まって いくことを期待する。 | 2:継続 | 防災危機管理 課 |
| I-1-③ 地域防災計画 (P14) | 「男女共同参画の視点からの防 災・復興の取組指針(平成25年5 月 内閣府男女共同参画局)」に基 づく、男女共同参画の視点から、 必要な対策・対応について取組を 推進していく。 | 国の法令改正や、社会情勢の変 化に伴い、適時見直しを行う。 | 特筆すべき見直しは特に行って いない。 | 国の法令改正や社会情勢の 変化に伴い、適時見直しを行 う。 | 改正を行う際は、男性側からだ けの視点にならないよう、女性 の視点や特性を考えた改正に する必要がある。 | 災害から受ける影響の男女の違 いに配慮することなどにより、男 女の人権を尊重した安全・安心 の確保につながることを期待で きる。 | 2:継続 | 防災危機管理 課 |
| I-1-③ 避難場所、災害 ボランティア活 動の場等にお ける男女共同 参画の視点で の配慮 (P14) | 避難場所、災害ボランティア活動 の場等において、男女共同参画の 視点から、全ての人の安全が保て るよう配慮する。 | 災害時における避難場所や、災 害ボランティアが活動する場など で、全ての人が安全に活動できる よう、マニュアル等の整備を進め る。 【参考】H29実績・評価 9月3日(日)に総合防災訓練を実 施。実践的な避難所開設・運営訓 練を通じ、マニュアルの改正まで はいたっていないものの、男女共 同参画の視点を意識した避難所 運営訓練を行うことができた。 | 10月14日に市総合防災訓練を行 い、実践的な避難所開設運営訓 練を通じ、男女共同参画の視点を 意識した訓練を行うことができた。 | 引き続き災害時における避難 場所や災害ボランティアが活 動する場で、全ての人が安全 に活動できるようマニュアル 等の整備を適時進める。 | マニュアル等を作成する際は、 男性側からだけの視点にならない よう、女性の視点や特性を考 えた改正にする必要がある。 | 災害から受ける影響の男女の違 いに配慮することなどにより、男 女の人権を尊重した安全・安心 の確保につながることを期待で きる。 | 2:継続 | 防災危機管理 課 |

| | | |
|-------|-------|----------------------------------|
| 重点目標 | I | 多様な主体との協働 ～あらゆる分野への男女共同参画の促進～ |
| 基本施策 | I-1 | 地域における男女共同参画の促進 |
| 施策の方向 | I-1-④ | 地域再生に向けた取組の支援 |

推進計画 P14

| 実施事業名 | 事業内容 | 平成30年度 実施目標 | 平成30年度 実施状況 | 数値目標・実施目標 | 事業実施上の問題点、今後の課題等 | 男女共同参画の視点からみた効果 | 取組状況 | 担当課 |
|----------------------------------|------------------------|--|---|---|--|---|------|-------|
| I-1-④ 地域再生に向けた取組への支援 (P14) | 「まちづくり」組織の設立・運営の支援を行う。 | 地域担当職員制度を活用して、自治会に「まちづくり」組織の設立支援等を行い、女性や若者の声が届く、持続可能な地域づくりを支援する。 | ・地域力の強化を目指して住民がつながり支え合いながら、安心して暮らせる持続可能な地域社会を形成するため、自治会が設置するまちづくり委員会を支援する、米原市まちづくり委員会設置等支援事業補助金を創設した。 平成30年度交付団体:5団体 | ・地域力の強化を目指して住民がつながり支え合いながら、安心して暮らせる持続可能な地域社会を形成するため、自治会が設置するまちづくり委員会を支援する。 令和元年度目標:5団体 | 地域におけるまちづくりの機運の醸成は、自治会間においても差がある状況にある。まずは、各自治会における意識の醸成が課題である。 | 男性、女性にかかわらず、一人一人の個性や能力が各集落のまちづくりに生かされる。 | 2:継続 | 地域協働課 |

| | | |
|-------|-------|----------------------------------|
| 重点目標 | I | 多様な主体との協働 ～あらゆる分野への男女共同参画の促進～ |
| 基本施策 | I-2 | 家庭生活、地域生活への男女共同参画の推進 |
| 施策の方向 | I-2-① | 家庭における男女共同参画意識の向上 |

推進計画 P17

| 実施事業名 | 事業内容 | 平成30年度 実施目標 | 平成30年度 実施状況 | 数値目標・実施目標 | 事業実施上の問題点、今後の課題等 | 男女共同参画の視点からみた効果 | 取組状況 | 担当課 |
|---|---|--|--|--|--|---|------|------------|
| I-1-① I-2-① ポスター、リーフ等の提出 (P12・P17) 【再掲】 | 各種男女共同参画による情報誌・講座チラシを掲出し、啓発を行う。 | 様々な方法を駆使し、男女共同参画センターの知名度を上げる。それと同時に、事業や教室のチラシ・ポスターを全市民に行き届くよう努める。 | ポスター、チラシの配布を市内各所に掲示、配布し幅広く市民にPRした。 ZTVに事業やイベント、講座の案内をこまめに放映していただきPRに努めた。 | 米原市男女共同参画センター通信「カラフル」としてS・Cだよりから独立させることにより、知名度アップ、各事業のPRや啓発に努める。 ポスター・チラシ等については以前より人が多く集まる場に掲示、設置していただくようにしていく。 | 伊吹山テレビや広報・S・Cだよりは全ての住民が熟視しない傾向にあるため、周知を徹底する方法を模索する必要がある。 | 県や市が男女共同参画についてどのように取り組んでいるか、どのような施策や計画があるかを知ってもらう機会ができる。男女共同参画関連のイベントの周知により、講演会などの参加者増員を図ることができる。 | 2:継続 | 男女共同参画センター |
| I-1-① I-2-① 男女共同参画啓発グッズの配布 (P12・P17) 【再掲】 | 男女共同参画をテーマにした標語やイラストを入れたグッズを作成し、センター利用者や行事参加者に配布する。 | 様々な人権問題を説明した人権クリアファイルを毎年恒例で市内の中学生に配布する。また、人権トートバッグも有効活用する。 | 様々な人権問題を説明した人権クリアファイルを毎年恒例で作成し市内の中学生に配布した。また、講演会の際などに人権トートバッグも配布した。 11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間に手作りで啓発グッズ(洗濯洗剤に啓発とセンターPRのチラシを入れたもの)を作成し、フレンドマート山東店、米原駅、セブンイレブン米原一色店の街頭にて配布し啓発に努めた。 | 様々な人権問題を掲載した人権クリアファイル、人権総合センターボールペンなど啓発物品を人権センターと共有してきたが、今年度より男女共同参画センターオリジナルでも物品を制作し、啓発や周知を促進させていく。 | 事業やイベント以外の場で啓発グッズを配布するには人的応援や経費の問題が生じる。 | 身近なものに「男女共同参画」の言葉や絵をのせることで、無意識のうちにそれが馴染み、浸透していくのを促すことができる。 | 2:継続 | 男女共同参画センター |
| I-1-① I-2-① 人権講演会 (P12・P17) 【再掲】 | 12月の人権週間に合わせて、男女共同参画に関する落語や歌などを織り交ぜながら、親しみやすい内容で男女共同参画への理解を深められる講演会を開催する。 | 人権週間の期間中で12月6日(木)に今年度はLGBTを題材に講演会を行なう。少しでも多くの方に認識していただくため、関係団体等や市民へのPR活動に力を注ぐ。参加者目標80人。 | 12月6日にハートフルフェスタ2018を行い、大阪のウルフ総合法律事務所弁護士仲間しゅんさんをお招きし、LGBT当事者としての経験や考え、知識など貴重なお話をうかがった。 来場者からは「大変勉強になった。」など様々な意見をいただき大変有意義な講演会となった。参加者90名 | 6/25男女共同参画落語を男女共同参画週間中に行う。林家卯三郎さんが普段馴染みにくい男女共同参画を落語を交えてわかりやすく面白くお話いただく。 | 講師の選定を予算に照らし合わせる必要がある。認知度の高い人は集客は期待できるが高額となる。 | 男女共同参画にはあまり馴染みがなくても、落語や歌なら入りやすいという市民の声も多い。このような楽しみながら開ける人権講演を行うことで、人権を考へることへの難しいイメージを払拭し、身近なこととして捉えてもらうきっかけ作りになる。 | 2:継続 | 男女共同参画センター |
| I-1-① I-2-① 親子食育講習会 (P12・P17) 【再掲】 | ・食育講習会の開催、広報等による食育啓発 | ・食育推進計画第3次の策定 ・計画策定、CATVや乳幼児健診、個別訪問等で食に関する意識や関心を高めていく。 【参考】H29実績 ・CATVで食育啓発を実施(6月、7月、2月) ・健康づくり8か条について健康手帳、健診ガイド等に掲載 | ・CATVでの食育に関する啓発:4回(7月、8月、2月、3月) ・健康づくり8か条を健康手帳、健康診査がん検診ガイドに記載 ・健康推進員による男性料理教室の開催:13回、延べ参加者139人 | ・CATVや乳幼児健診、個別訪問等で食育に関する意識や関心を高めていく。 | ・関係機関との連携強化 | ・食育を推進することで、家庭生活の役割を家族全員で担えるようにする。 | 2:継続 | 健康づくり課 |

| | | |
|-------|-------|----------------------------------|
| 重点目標 | I | 多様な主体との協働 ～あらゆる分野への男女共同参画の促進～ |
| 基本施策 | I-2 | 家庭生活、地域生活への男女共同参画の推進 |
| 施策の方向 | I-2-① | 家庭における男女共同参画意識の向上 |

推進計画 P17

| 実施事業名 | 事業内容 | 平成30年度 実施目標 | 平成30年度 実施状況 | 数値目標・実施目標 | 事業実施上の問題点、今後の課題等 | 男女共同参画の視点からみた効果 | 取組状況 | 担当課 |
|--|--|--|--|---|--|--|------|-------|
| I-1-① I-2-① 男女共同参画に関する講演会等の開催 (P12・P17) 【再掲】 | 男女共同参画に関する各種講座、講演会等を開催し、地域における男女共同参画意識の向上を図る。 | ルツチまちづくり大学の公開講座として関係団体との連携により、男女共同参画フォーラムを開催し、女性の参画を促す。 -H30年度- 「女性の権利」をテーマに講演会を実施する。(きらめき人権講座) ■開催日 平成30年8月31日(金) ■会場 米原市人権総合センター ■講師 大西 祥世氏 ■演題 「女性のエンパワメント～各国の取組・日本の取組～」 ■目標参加者数 60人 | 平成30年度は第2回きらめき人権講座で、「女性の権利」をテーマに講演会を開催した。 ■開催日 平成30年8月31日(金) ■会場 米原市人権総合センター ■講師 大西 祥世氏 ■演題 「女性のエンパワメント～各国の取組・日本の取組～」 ■目標参加者数 63人 | 令和元年度は第4回きらめき人権講座で、「セクシャル・マイノリティの権利」をテーマに講演会を実施する。 ■開催日 令和元年10月17日(木) ■会場 米原市人権総合センター ■講師 三輪 晃義氏 ■演題 「だれもがその人らしく生きる～LGBTの権利～(仮題)」 ■目標参加者数 60人 ハートフルフェスタ2019において、人権総合センターとの共催により、男女共同参画落語を開催する。 ■開催日 令和元年6月25日(火) ■会場 米原市人権総合センター ■講師 林家 卯三郎氏 | 幅広い世代の方に参加いただけるように、講演内容を勘案する必要がある。 | 男女共同参画に関する各種講座、講演会等を開催することを通して、地域における男女共同参画意識が向上し、性別に関係なく誰もが自分の能力や個性を発揮できる社会の醸成につながる事が期待できる。 | 2:継続 | 生涯学習課 |
| | 自治会などの地域活動において女性が参画しやすい仕組みづくりの構築や、企画立案への積極的な参画を促すための講演会・ワークショップ等を開催する。 | 男女共同参画に関する講演会等の開催(過去5年間の累計) H27年度開催回数 5回 R2年度開催目標 8回 | 男女共同参画に関する講演会等の開催(過去5年間の累計) H26年度～30年度開催回数 5回 H30年度の男女共同参画に関する講演会 3回 開催日8月31日(講師:大西祥世) 12月6日(講師:仲間しゅん) 3月30日(講師:大野千鶴子) | 米原市人権教育推進協会や生涯学習課と連携し、きらめき人権講座などの中で講演会を開催する。 男女共同参画に関する講演会の開催 H27年度～R元年度の開催目標回数 7回 | フォーラムのアンケート結果では肯定的な意見が多い反面、若年層の参加が少ないため呼びかけが必要になります。 | 男女がともに、多様な生き方ができるようにするため、様々な学習機会を提供し男女に関わらず各年代に応じた学習ができることで地域活動などへの女性の参画が促進できる。 | 2:継続 | 人権政策課 |

| | | |
|-------|-------|----------------------------------|
| 重点目標 | I | 多様な主体との協働 ～あらゆる分野への男女共同参画の促進～ |
| 基本施策 | I-2 | 家庭生活、地域生活への男女共同参画の推進 |
| 施策の方向 | I-2-② | 男性の家事・育児・介護等への積極的な参加促進 |

推進計画 P18

| 実施事業名 | 事業内容 | 平成30年度 実施目標 | 平成30年度 実施状況 | 数値目標・実施目標 | 事業実施上の問題点、今後の課題等 | 男女共同参画の視点からみた効果 | 取組状況 | 担当課 |
|-------------------------------|---|--|---|---|--|---|------|------------|
| I-2-② 男性の家事への参加促進 (P18) | 男性が家事に取り組むにあたり、必要となる知識や技術に関する講座を実施し、男女区別の意識を払しょくする。 | 今年度は重点的に男性の子育てをテーマに講座等を開催予定のため、家事についての男性参加促進は、次年度(令和元年度)以降で検討する。ただし、関係資料(チラシ・パンフレット等)の提示はもろん関連講座・講演会等の開催情報は常時掲示する。 | 3/9(土)「男の味噌作り教室」を開催した。男性の参加者10名が味噌作りを通して家事参加への意識向上と、さらに講師丸本愛子先生より食と家族のつながり、日本食の素晴らしさのお話を伺い、改めて日常生活を考える機会となった。 | 体験講座と題し性別の垣根を超えた、男性の料理教室を企画する。さらに料理から家庭内の仕事全般に目を向け意識の向上と家庭内での参画を進めていく講座を開催する。 | 男性に参加を募る場合、少しでも多くの方に参加いただく為に曜日と時間を慎重に検討する必要がある。 | 男女が協力して家事を行える環境づくりにつながることが期待できる。 | 2:継続 | 男女共同参画センター |
| | 男性の家事、育児への参加を促すため、関係機関等に啓発活動を行う。 | 子育て支援センターやママカフェなどの参加者に啓発チラシを配布し、男性の家事、育児への参加を促進する。 | 子育て支援センターやママカフェなどの開催を応援し、男性の家事・育児への参加を啓発した。 | 子育て支援センターやママカフェなどの開催を応援し、男性の家事・育児への参加啓発を予定。 | 男性の家事、育児への参加意識を向上させるために効果的な啓発が必要になる。 | 男性の家事、育児への参加意識を向上させるために効果的な啓発を行うことで、家庭の教育力の向上、ワークライフバランスの推進につながることが期待できる。 | 2:継続 | 人権政策課 |
| | 県下一子育てしやすいまちとして、子育て支援情報を効果的に情報発信しながら、男性の育児参加を促す。 | 子育て支援サイト「まいハグ」等の情報の更新 | 子育て支援サイト「まいハグ」等の情報の更新 | 子育て支援サイト「まいハグ」等の情報の更新 | 男性の育児参加については、関係団体が連携し、情報共有しながら、施策を検討する必要がある。中小企業での取組には時間を要することが想定されるため、企業内同和の訪問の機会等に啓発を実施する。 | 子育てに関する情報を発信して、男性の育児参加を促す。 | 2:継続 | 子育て支援課 |
| I-2-② 男性の育児への参加促進 (P18) | 妊娠・出産・育児や子育てに関する知識を習得する環境を提供することにより、男性の参画を促進する。 | 英会話教室(1.5歳～)や夏休み映画会に親子で参加することで、他の参加者と交流が図れ、男女共同参画社会について意識を向ける。 | 英会話教室に父親と参加されていたり、夏休み期間に実施した8/19(日)「親子で作ろう!木工教室」には父親と参加されている参加者が多数であった。中には当センターを初めて訪れる方も多く、大変有意義な講座となった。 | 家庭で子育てに参加されているという男性が年々増加している傾向にあるが、まだまだ周りの理解であったり、協力が少ない現状がある。今年度は男性、周りの人もともに学びみんなが子育てに参加できるような社会を作る。 | センター利用者は圧倒的に女性が多い。男性がセンターにお越しになりやすい雰囲気作りをすること。 | 男女が協力して家事を行える環境づくりにつながることが期待できる。 | 2:継続 | 男女共同参画センター |

| | | |
|-------|-------|----------------------------------|
| 重点目標 | I | 多様な主体との協働 ～あらゆる分野への男女共同参画の促進～ |
| 基本施策 | I-2 | 家庭生活、地域生活への男女共同参画の推進 |
| 施策の方向 | I-2-② | 男性の家事・育児・介護等への積極的な参加促進 |

推進計画 P18

| 実施事業名 | 事業内容 | 平成30年度 実施目標 | 平成30年度 実施状況 | 数値目標・実施目標 | 事業実施上の問題点、今後の課題等 | 男女共同参画の視点からみた効果 | 取組状況 | 担当課 |
|-------------------------------------|---|--|--|--|--|---|------|------------|
| I-2-② 男性の介護への参加促進 (P18) | 男性の介護への積極的な参加を促すため、出前講座等で啓発を行う。 | ・出前講座による啓発活動の実施 ・出前講座 1回 【参考】H29実績 ・出前講座による啓発活動を実施 ・出前講座 2回実施 | ・出前講座 0回(依頼無し) | ・出前講座による啓発活動の実施 ・出前講座 1回 | 現在でも男性が正社員として働いていることが多いことから、女性の社会進出の手助けも必要である。 | 出前講座を実施する際に啓発を行うことで男性の介護への積極的な参加を促す。 | 2:継続 | くらし支援課 |
| | 男性向け介護の知識と技術を習得してもらうための講座や実習を行う。 | 今年度は重点的に男性の子育てをテーマに講座等を開催予定のため、介護についての男性参加促進は、次年度(令和元年度)以降で検討する。ただし、関係資料(チラシ・パンフレット等)の提示はもろん関連講座・講演会等の開催情報は常時掲示する。 | 前年度は重点的に男性の子育てをテーマに講座等を開催予定のため、介護についての男性参加促進は、今年度(令和元年度)で開催予定。ただし、関係資料(チラシ・パンフレット等)の提示はもろん関連講座・講演会等の開催情報は常時掲示する。 | 男性に介護の知識と技術を習得してもらうための講座を冬頃計画している。関係資料(チラシ・パンフレット等)の提示はもろん関連講座・講演会等の開催情報は常時掲示する。 | センター利用者は圧倒的に女性が多い。男性がセンターにお越しになりやすい雰囲気作りをすること。 | 男女に関係なく介護知識を習得しお互いに支援し合える関係を築けることが期待できる。 | 2:継続 | 男女共同参画センター |
| I-2-② 育児休業・介護休業の取得促進・啓発 (P18) | 市内の企業、事業所に対し、男性、女性に関わらず育児休業や介護休業が取得しやすくなるための啓発を行う。 | 企業訪問の際にチラシ等を活用し、啓発を行う。 | 企業訪問の際に啓発を行った。 | 商工観光課と連携し、企業啓発の推進を行う。 | 企業内の意識向上のためにも根気強く啓発を行う必要がある。 | 子育てや介護に関する情報を発信して、男性の育児参加や介護参加を促すことができる。 | 2:継続 | 人権政策課 |
| | 性別に関わりなく、育児休業や介護休業を取得しやすい風土ができるよう企業に対し情報提供や啓発のほか制度について周知する。 | 企業訪問の際にチラシ等を作成し、啓発を行います。 【参考】H29年度実績 ・7月1日～31日にかけて行った企業訪問の際に、各企業の担当者へ啓発を行いました。 | ・7月1日～31日にかけて行った企業訪問の際に、各企業の担当者へ啓発を行いました。 | 企業訪問の際にチラシ等を作成し、啓発を行います。 | 効率よく啓発していくために、チラシ配布以外にも考える必要がある。 | ・男女がともに持てる能力を発揮しながら働き続けることができる環境づくりの拡充。 ・男女が自らの能力を最大限に発揮し働けるよう、意識啓発。 | 2:継続 | 商工観光課 |

| | | |
|-------|-------|----------------------------------|
| 重点目標 | I | 多様な主体との協働 ～あらゆる分野への男女共同参画の促進～ |
| 重点課題 | I-3 | 女性の活躍推進 |
| 施策の方向 | I-3-① | 審議会への女性の参画推進および管理職等への女性の登用促進 |

推進計画 P21

| 実施事業名 | 事業内容 | 平成30年度 実施目標 | 平成30年度 実施状況 | 数値目標・実施目標 | 事業実施上の問題点、今後の課題等 | 男女共同参画の視点からみた効果 | 取組状況 | 担当課 |
|---|---|--|---|---|---|-----------------------------|------|-----|
| I-3-① 審議会・協議会 委員の選任 (P21) | 基本方針の中で付属機関の委員の選任にあたっては、男女の構成割合が、定数の7割を超えて一方の性が占めないように努める努力義務を設ける。 (米原市付属機関の設置および運営に関する基本方針) | 各種審議会委員のうち女性が占める割合 H26年度実績 32.8% H27年度実績 31.4% H28年度実績 33.4% H29年度実績 34.3% H30年度目標 35.0% 委員会全体の女性人数 H30年度実績 265人/800人(前年比8人増) | 各種審議会委員のうち、女性委員の割合 委員会全体数800人のうち265人が女性で前年度比8人増であった。 H30年度実績 33.1% | 各種審議会委員のうち、女性委員の割合 令和元年度目標 35.0% | 目標値が達成できるよう、基本方針を徹底する必要がある。 | あらゆる方針決定の場に、女性が参画できる。 | 2:継続 | 総務課 |
| I-3-① 職員の人事配置 (P21) | 男女を問わず、能力と適正に応じた管理職等への登用。 | 市役所管理職における女性職員の割合 H26年度実績 21.6% H27年度実績 25.0% H28年度実績 25.0% H29年度実績 25.0% 女性管理職/管理職総数 H29年度実績 27人/107人 | 市職員管理職における女性職員の割合 平成30年度実績 23.8% 24人(女性管理職)／101人(管理職総数) 女性管理職の退職等により、管理職総数に占める割合が低下した。 | 市職員管理職における女性職員の割合 令和元年度実績 22.1% 23人(女性管理職)／104人(管理職総数) | 人事考課制度を適切に運用するため、職員研修で考課者研修を行うなど、適正な考課により公平性を確保していく必要がある。 | あらゆる方針決定の場に、女性が参画できる。 | 2:継続 | 総務課 |
| I-3-① 特定事業主行動計画 ～子育て支援絆プラン ～の推進(子育て支援ハンドブックの周知) (P21) | 米原市特定事業主行動計画策定委員会にて対策の実施や計画の見直し等を行い、全職員に対し、周知、啓発等を実施する。 | 米原市特定事業主行動計画の推進を図るとともに、必要に応じて見直しを行う。 市役所男性職員の育児休暇取得の割合 H29年度実績 6.7%(1人) H30年度目標 5.0%(1人) | 米原市特定事業主行動計画の推進を図った。男性の職員の育児休業の可能な職員には市長からのメッセージ文を送るなど、男性の育児休暇休業の取得を呼びかけた。 平成30年度実績 0人 | 米原市特定事業主行動計画の推進を図るとともに、必要に応じて見直しを行う。 市職員男性職員の育児休暇取得の割合 令和元年度目標 1人 | 仕事と家庭が両立できるゆとりある就業環境を整備していく必要がある。 | 仕事と家庭が両立できるゆとりある就業環境が整備できる。 | 2:継続 | 総務課 |

| | | |
|-------|-------|----------------------------------|
| 重点目標 | I | 多様な主体との協働 ～あらゆる分野への男女共同参画の促進～ |
| 重点課題 | I-3 | 女性の活躍推進 |
| 施策の方向 | I-3-① | 審議会への女性の参画推進および管理職等への女性の登用促進 |

推進計画P26

| 実施事業名 | 事業内容 | 平成30年度 実施目標 | 平成30年度 実施状況 | 数値目標・実施目標 | 事業実施上の問題点、今後の課題等 | 男女共同参画の視点からみた効果 | 取組状況 | 担当課 |
|----------------------------------|--|--|--|--|--|--|-----------|-------|
| I-3-① 企業・事業所における女性活躍の促進 | 総合評価方式の評価項目に女性技術者等を配置した場合に加点するよう設定する。 | 入札案件ごとに実施するかを検討する必要があるため、設定していない。 【参考】 H29年度実績 該当する入札案件なし | 該当する入札案件なし。 | 廃止として本項目を削除する。 | 総合評価方式の入札案件が少ないため、女性活躍の促進効果が薄いのが現状である。 | 女性が働きやすい環境づくりに寄与するとともに、女性活躍の場の広がりが期待できる。 | 3:廃止 | 管財課 |
| I-3-① 企業・事業所における女性活躍の促進 (P21) | 入札参加資格審査において、市内建設業者対象の主観点項目に女性技術者雇用等による評価点を設定する。 | 《新規のため目標設定なし》 | 《新規のため実績・評価なし》 | 令和2・3年度入札参加資格審査の主観点項目の評価点に設定する。 | 他の産業と比較して、女性の入職や定着があまり進んでいない現状であるため、企業としての社会的な責務を評価することで環境整備を推進していく。 | 女性が働きやすい環境づくりに寄与するとともに、女性活躍の場の広がりが期待できる。 | 令和元年度より新規 | 管財課 |
| I-3-① 女性人材バンク (P21) | 市の施策・方針決定過程への女性の参画促進の実現を目指し、女性人材バンク「なでしこネット」の登録者の増加を目指す。 | 広報やSNS等を活用して各種事業等の開催時に「なでしこネット」の積極的な周知に努め、一人でも多くの登録者を募り、市政への女性参画を推進する。 女性人材バンク「なでしこネット」登録数 H28年度末登録者数 35人 H29年度末登録者数 38人 H30年度末目標 45人 女性のいない審議会の数 H28年度末 6 H29年度末 2 H30年度末目標 0 | 女性人材バンク「なでしこネット」登録数 H30年度末登録者数 45人 (7人増) 女性のいない審議会の数 6 | 女性人材バンク「なでしこネット」登録数 R元年度末登録目標52人 女性のいない審議会の数 2 | 議会や付属機関等への女性参画はもとより、地域における女性役員の登用率において、まだまだ少ない傾向が見られるため、女性バンク登録者を増やし、女性の市政参画を努める。 効果的な啓発を適切なタイミングで関係機関と連携して発信していく必要がある。 | 女性の多様な意見を市政に反映することで、政策・方針決定過程への女性の参画を促進し、女性の活躍の場が広がることで、男女共同参画社会の実現が期待できる。 | 2:継続 | 人権政策課 |
| I-3-① 企業・事業所における女性活躍の促進 (P21) | 男女共同参画、女性の活躍推進に向けて取り組む市内企業の表彰や公共調達等における評価等について検討を進め、女性登用促進を図ります。 | 基本的な制度、基準についての検討を行います。 | 基本的な制度、基準について検討には至りませんでした。 | 基本的な制度、基準についての検討を行います。 | 具体的な制度を考えるにあたり、市役所内の関係部署と連携しながら進める必要がある。 | ・男女がともに持てる能力を発揮しながら働き続けることができる環境づくりの拡充。 ・男女が自らの能力を最大限に発揮し働けるよう、意識啓発。 | 2:継続 | 商工観光課 |

| | | |
|-------|-------|----------------------------------|
| 重点目標 | I | 多様な主体との協働 ～あらゆる分野への男女共同参画の促進～ |
| 重点課題 | I-3 | 女性の活躍推進 |
| 施策の方向 | I-3-② | 女性のエンパワーメントの支援 |

推進計画 P21

| 実施事業名 | 事業内容 | 平成30年度 実施目標 | 平成30年度 実施状況 | 数値目標・実施目標 | 事業実施上の問題点、今後の課題等 | 男女共同参画の視点からみた効果 | 取組状況 | 担当課 |
|--|---|---|--|--|--|--|------|------------|
| I-3-② 地域活動のリーダーとなる人材の育成 (P21) | 自治会長等を対象としたまちづくりや地域活性化に係る研修会を実施する。 | 市自治会連絡協議会・各地域自治会連絡協議会の開催、地域担当職員制度の事例発表やまちづくりに係る研修会等の開催を通じ、自治会におけるマンパワーの蜂起につながる施策を検討する。 | 市自治会連絡協議会や各地域自治会連絡協議会、まちづくり人財ノ森集などにおいて、男女に関わらず啓発チラシを配布した。 | 市自治会連絡協議会や各地域自治会連絡協議会の開催、地域担当職員制度の事例発表やまちづくりに係る研修会等の開催を通じ、まちづくりや地域活性化の取組等をPRする。 | 単位自治会における活性化には、指導的役割を果たす人財、マンパワーが重要な要素である。 | まちづくりや地域活性化への取組を広くPRすることで、男女の性別に関わらず、誰でもまちづくりに参画する機会を高める。 | 2:継続 | 地域協働課 |
| I-3-② 地域活動のリーダーとなる人材の育成 (P21) | 地域・自治会・勤務先等で男女の隔たりなくリーダーとなる人材の育成のための講座・研修会を開催する。 | 6月30日(土)に東内男女共同参画センター連携事業として「ビデオ&カフェトーク」を実施する。今年度は、LGBTを題材にしたビデオを上映し、その後参加者が自由に話ができる場をつくる。参加や目標30人。 | 6月30日にLGBTをテーマとした勉強会を開催。39名の方が参加されビデオ鑑賞後カフェトークを行い、それぞれの意見や考えを聞く良い機会となった。LGBTについての理解についてまだまだ課題があると感じることもできた。 | 米原市内でも自治会長や女性リーダーの割合が男性と比べて大きく低いという統計がでている。性別に関係なくリーダーの育成に繋がるような研修会・講演会を開催予定。 | 女性が地域等でリーダーとなりうるための事業であり、その趣旨を踏まえ参加者を募る必要がある。 | 性的マイノリティの理解につながり、誰もが自分の個性や能力を発揮できる環境の醸成につながることを期待できる。 | 2:継続 | 男女共同参画センター |
| I-3-② 職員研修(市職員全員研修、新任職員) (P21) | 市職員全体研修会、新任職員等研修会は、同和問題に関する学習機会が減少する中で、現存する同和問題を理解・認識する機会づくりを図る。また、男女共同参画市職員研修会を実施し、基礎的な学習会とする。 | 人権問題市職員全体研修会、新任職員研修会、所属別人権研修を実施し、同和問題をはじめとする人権について正しい理解と認識を深める。 【参考】 H29年度実績 ・人権問題市職員全体研修会(H29.7.27) 参加者数:314人 ・人権問題新任職員等研修会・若手職員研修(H29.8.3) 参加者数:40人 ・所属別基礎研修 人権意識向上を図るため、所属別で研修を実施した。 | ・人権問題市職員全体研修会 開催日:平成30年7月26日(木) 参加者数:319人 ・人権(同和)問題新任職員等研修会 開催日:平成30年12月6日(木) 参加者数:44人 ・所属別基礎研修 各所属において、人権意識の向上を図るため、研修を実施した。 | 行政サービスの根底は人権尊重と人権擁護であるという理念を全職員が共通認識するとともに、各種人権問題の正しい理解と認識を深め、人権感覚を身に付けるため、令和元年度においても職員全体研修会、新任職員等研修会、所属別人権研修(全所属)をそれぞれ実施する。 | 全職員が同和問題をはじめとするあらゆる人権について、正しい理解と認識を深め、人権感覚を身に付けるとともに、態度や行動として実践できるように研修を継続する必要がある。 | 研修をとおして、市職員が、あらゆる人権について、正しい理解と認識を深め、男女共同参画の取組について関心を持ち、推進することが期待できる。 | 2:継続 | 総務課 |
| I-3-② 男女共同参画関係の研修参加および研修等の実施 (P21) | 人権政策課とともに男女共同参画に関する研修を実施するほか他団体が実施する男女共同参画に関する事業に参加し、男女共同参画社会形成意識の向上を図る。 | 男女共同参画に参加する研修を実施する。 他団体が実施する男女共同参画に関する事業への積極的な参加を求める。 【参考】 H29年度男女共同参画・ワークライフバランス推進職員全体研修会(H29.9.12) 参加者数:142人 | 平成30年度男女共同参画・ワークライフバランス推進職員全体研修会を開催した。 開催日:平成31年3月12日(火) 参加者数:152人 | 令和元年度市職員ワークライフバランス実践研修会(男女共同参画を含む)を実施する。 | 男女共同参画についての理解を深め、気付きを促すため、研修を通じて男女共同参画社会意識の向上を図る必要がある。 | 男女共同参画についての理解を深め、気付きを促すことにより、男女共同参画社会意識の向上が図れる。 | 2:継続 | 総務課 |

| | | |
|-------|-------|----------------------------------|
| 重点目標 | I | 多様な主体との協働 ～あらゆる分野への男女共同参画の促進～ |
| 重点課題 | I-3 | 女性の活躍推進 |
| 施策の方向 | I-3-② | 女性のエンパワーメントの支援 |

推進計画 P21

| 実施事業名 | 事業内容 | 平成30年度 実施目標 | 平成30年度 実施状況 | 数値目標・実施目標 | 事業実施上の問題点、今後の課題等 | 男女共同参画の視点からみた効果 | 取組状況 | 担当課 |
|---|--|--|--|---|---|---|------|-------|
| I-3-② 女性のチャレンジを応援するための講演会や起業塾の開催 (P21) | 女性の自律性を促すため、男女共同参画に関する研修や事業への参画を促す。 | カリキュラムとの整合性を図りながら、各種団体と共催を行っていく。 【参考】H29年度実績 ■開催日:9月27日 ■講師:日野眞明(MORE経営コンサルティング株式会社) ■効果:女性の参加者も多く、ドリーム創業塾の受講者増にもつながった。 | ルッチまちづくり大学の公開講座として関係団体との連携により、女性起業家を講師とした公開講座を実施した。 ■開催日:6月9日 ■講師:田中元子氏(株式会社グランドレベル代表) ■効果:一人ひとりがまちに関わるきっかけをつくるとともに、その手法としての起業についても知る機会となった。 | ■カリキュラムとの整合性を図りながら、各種団体と共催を行っていく。 ■ハートフルフォーラムの推奨テーマを「女性の人権」とし、女性が活躍しやすい社会意識を醸成します。 | 女性の活動が阻まれている背景として、配偶者の働き方などの課題も存在しており、課題を詳細に把握して、多面的に対応していく必要がある。 | 女性のエンパワーメント向上の支援となるとともに、女性が地域活動において、起業を促す契機となるなど女性の社会進出の促進が活躍できる。 | 2:継続 | 生涯学習課 |
| I-3-② 女性のエンパワーメント支援 (P21) | 女性のチャレンジを応援するため、女性のエンパワーメントを支援する講演会を開催する。 | 米原市人権教育推進協議会と共催で、女性のチャレンジを応援するため、女性のエンパワーメントを支援する講演会を開催する。 | 平成30年度第2回きらめき人権講座として開催した。 H30年度 開催日 8月31日 講師 大西 祥子 (立命館大学法学部教授) | 男女共同参画センターの女性のエンパワーメントを支援する事業について連携し、積極的な広報等の協力を行う。 | 講演会のみならず、意見会のような形を設けることで、より高い啓発を目指す。 | 女性のエンパワーメント向上の支援となるとともに、女性が地域活動において、起業を促す契機となるなど女性の社会進出の促進が活躍できる。 | 2:継続 | 人権政策課 |
| I-3-② I-4-① 女性のエンパワーメント支援 創業支援事業 (P21・P24) | 若者・女性の起業に対するニーズが高いことから、創業支援事業を実施する。具体的には、創業希望者等に対して、窓口相談、創業塾やセミナー開催(1回は女性向け)、専門家派遣、各種補助制度の活用など総合的な支援を実施する。 | ・起業を目指す女性に対し、創業塾やセミナー開催の案内をはじめ、市等の支援施策の情報提供と経営能力向上に向けた取組を支援します。 【参考】H29年度実績 ・米原ドリーム創業セミナー 2回 ・米原ドリーム創業塾 11回 ・創業者支援事業補助金により、1件の女性新規創業開始 | 創業者を創業前から創業まで一貫して支援するため、創業に必要なビジネスプランの構築や税務労務管理などのスキルアップを目的とした、創業セミナー、創業塾を創業支援事業者(米原市商工会)と連携し開催しました。 ・米原ドリーム創業セミナー 1回 ・米原ドリーム創業塾 11回 ・新規創業:3件 | ・起業を目指す女性に対し、創業塾やセミナー開催の案内をはじめ、市等の支援施策の情報提供と経営能力向上に向けた取組を支援します。 | ・新規創業予定者の発掘や創業塾の参加誘導が課題であり、周知方法や休日の創業塾開催等の検討が必要である。 | ・男女がともに持てる能力を発揮しながら働き続けることができる環境づくりに資することができる。 | 2:継続 | 商工観光課 |

| | | |
|-------|-------|----------------------------------|
| 重点目標 | I | 多様な主体との協働 ～あらゆる分野への男女共同参画の促進～ |
| 重点課題 | I-3 | 女性の活躍推進 |
| 施策の方向 | I-3-③ | 女性の就業継続や再就職支援の促進 |

推進計画 P22

| 実施事業名 | 事業内容 | 平成30年度 実施目標 | 平成30年度 実施状況 | 数値目標・実施目標 | 事業実施上の問題点、今後の課題等 | 男女共同参画の視点からみた効果 | 取組状況 | 担当課 |
|---|--|---|--|---|-----------------------------------|---|------|-------|
| I-3-③ 女性の就業継続や再就職支援のための情報提供 (P22) | 就業を希望する女性に向けて、職業紹介機関等と連携し、女性の能力開発や職業能力取得に関する情報提供に努めます。 | 就業を希望する女性に向けて、相談等があれば、ハローワークなどの関連機関の情報を提供します。 【参考】H29実績 女性の能力開発や職業能力取得に関する情報提供に努めた。 | 女性の能力開発や職業能力取得に関する情報提供に努めました。 | 就業を希望する女性に向けて、相談等があれば、ハローワークなどの関連機関の情報を提供します。 | 関係機関と連携して支援を行う必要がある。 | ・男女がともに持てる能力を発揮しながら働き続けることができる環境づくりの拡充。 ・男女が自らの能力を最大限に発揮し働けるよう、意識啓発。 | 2:継続 | 商工観光課 |
| | 女性の就業に対する支援を行うため、必要な情報提供を行う。 | 就業を希望する女性に向けて、相談等があれば、ハローワークなどの関連機関の情報を提供する。 | 就労に関する問い合わせは、人権政策課ではなく、女性の就労支援関連のチラシは商工観光課と共有している。 | 商工観光課や人権総合センターと連携をとり、女性の就業の支援を行う。 | 人権政策課だけでは支援が難しいため、関係機関と連携して支援を行う。 | 女性の就業支援につながる情報を提供することで、再就職につながることを期待できる。 | 2:継続 | 人権政策課 |

| | | |
|-------|-------|----------------------------------|
| 重点目標 | I | 多様な主体との協働 ～あらゆる分野への男女共同参画の促進～ |
| 重点課題 | I-4 | 就業環境の整備と就業機会の拡大 |
| 施策の方向 | I-4-① | 女性や若者の創業・起業の支援 |

推進計画 P24

| 実施事業名 | 事業内容 | 平成30年度 実施目標 | 平成30年度 実施状況 | 数値目標・実施目標 | 事業実施上の問題点、今後の課題等 | 男女共同参画の視点からみた効果 | 取組状況 | 担当課 |
|---|--|--|--|--|---|---|------|------------|
| I-3-② I-4-① 女性のエンバ ワメント支援 創業支援事業 (P21・P24) 【再掲】 | 若者・女性の起業に対するニーズが高いことから、創業支援事業を実施する。具体的には、創業希望者等に対して、窓口相談、創業塾やセミナー開催(1回は女性向け)、専門家派遣、各種補助制度の活用など総合的な支援を実施する。 | ・起業を目指す女性に対し、創業塾やセミナー開催の案内をはじめ、市等の支援施策の情報提供と経営能力向上に向けた取組を支援します。 【参考】H29年度実績 ・米原ドリーム創業セミナー 2回 ・米原ドリーム創業塾 11回 ・創業者支援事業補助金により、1件の女性新規創業開始 | 創業者を創業前から創業まで一貫して支援するため、創業に必要なビジネスプランの構築や税務労務管理などのスキルアップを目的とした、創業セミナー、創業塾を創業支援事業者(米原市商工会)と連携し開催しました。 ・米原ドリーム創業セミナー 1回 ・米原ドリーム創業塾 11回 ・新規創業:3件 | ・起業を目指す女性に対し、創業塾やセミナー開催の案内をはじめ、市等の支援施策の情報提供と経営能力向上に向けた取組を支援します。 | ・新規創業予定者の発掘や創業塾の参加誘導が課題であり、周知方法や休日の創業塾開催等の検討が必要である。 | ・男女がともに持てる能力を発揮しながら働き続けることができる環境づくりに資することができる。 | 2:継続 | 商工観光課 |
| I-4-① 女性や若者が活躍するまちづくり (P24) | 女性や若者のチャレンジを応援し、産官学の協働によるイノベーションを推進し、女性や若者が活躍するまちを創る。 | ・まち・ひと・しごと米原創生総合戦略に掲げる取組の推進と効果検証を行う。 ・米原創生官民連携パートナーシップ事業を実施する。 米原創生官民連携パートナーシップ事業の新規提案者:10 (H29実績:新規採用5件、内女性若者の提案2件) | ・まち・ひと・しごと米原創生総合戦略に掲げる取組の推進と効果検証を行う。 ・米原創生官民連携パートナーシップ事業を実施する。 米原創生官民連携パートナーシップ事業の新規提案者:1 (H30実績:新規採用1件、うち女性若者の提案1件) ・クラウドファンディングを活用し、市民が主役のまちづくりを推進した。〔「ピワマス保護活動プロジェクト」など10件〕 | ・まち・ひと・しごと米原創生総合戦略に掲げる取組の推進と効果検証を行う。 ・米原創生官民連携パートナーシップ事業を実施する。 米原創生官民連携パートナーシップ事業の新規提案者:2 (うち女性若者の提案2件) ・クラウドファンディングを活用し、市民が主役のまちづくりを推進する。 | ・事業者が提案するにあたり、書類作成などのハードルが高く、提案に至らないこともあるため、申請書類の簡素化を検討する。 | ・事業を始めよう并希望している女性や若者に対し、事前相談や事業説明を丁寧に行っているため、事業への関心は高く、提案意欲につながっていると思われる。 | 2:継続 | 政策推進課 |
| I-4-① 女性の起業への支援 (P24) | 関係機関と連携し、起業に対する意欲・能力や興味のある方を支援する情報提供や講座を開催するとともに、女性団体等との連携を促進する。 | マルシェを今年度は2回開催し、女性の起業や、社会への女性参画を図る。 | 6/30(土)えすしいマルシェを開催した。12店舗参加 10/28(土)えすしいマルシェを開催した。7店舗参加 リメイク教室 女性の方が集まり技術を身に付けて、その後の職につなげる。その後サークルに発展現在月2回程度当センターで活動されている。 | 3回のえすしいマルシェを企画している。さらに当センターマルシェ参加者の中に起業に対する意欲のある方が多く、市内の女性を対象に「女性の起業塾」を3回シリーズで開催予定。講師はお金のプロ、起業家、コンサルタントなどから検討中。 | マルシェの出店について、関係部署と協議が必要となる。また、マルシェ出店規約をS・C独自でつくる必要があるか確認が必要である。また、出店者の募集方法に苦慮する。 | 女性の起業機会を増やし、女性活躍の促進につながることを期待できる。 | 2:継続 | 男女共同参画センター |

| | | |
|-------|-------|----------------------------------|
| 重点目標 | I | 多様な主体との協働 ～あらゆる分野への男女共同参画の促進～ |
| 重点課題 | I-4 | 就業環境の整備と就業機会の拡大 |
| 施策の方向 | I-4-② | ワーク・ライフ・バランスの推進 |

推進計画 P24

| 実施事業名 | 事業内容 | 平成30年度 実施目標 | 平成30年度 実施状況 | 数値目標・実施目標 | 事業実施上の問題点、今後の課題等 | 男女共同参画の視点からみた効果 | 取組状況 | 担当課 |
|--|--|--|---|--|---|---|------|------------|
| I-4-② ワーク・ライフ・ バランスの普及・啓発 (P24) | 市職員全体研修会、新任職員等研修会は、同和問題に関する学習機会が減少する中で、現存する同和問題を理解・認識する機会づくりを図る。また、男女共同参画市職員研修会を実施し、基礎的な学習機会とする。 | ワークライフバランス研修会を開催する。 6月から10月までを時差出勤勤務制度の推進期間とし、ワークライフバランスの推進と制度の更なる定着を図る。 ・ワークライフバランス研修会の開催 H29年度実績 1回(H29.9.12) H30年度目標 1回 ・時差出勤勤務実施率 H29年度実績 42.7%(H30.2現在) H30年度目標 50.0% ・年次有給休暇の取得平均日数 H29年度実績 9日 H30年度目標 10日 | ワークライフバランス研修会を開催する。 6月から10月までを時差出勤勤務制度の推進期間とし、ワークライフバランスの推進と制度の更なる定着を図る。 ・ワークライフバランス研修会の開催 H30年度実績 平成31年3月12日(火) ・時差出勤勤務実施率 平成30年度実績 32.5% ・年次有給休暇の取得平均日数 平成30年度実績 10日 | ワークライフバランス研修会(男女共同参画含む)を開催する。 6月から10月までを時差出勤勤務制度の推進期間とし、ワークライフバランスの推進と制度の更なる定着を図る。 ワークライフバランス研修会を開催する。 ワークライフバランス研修会の開催 令和元年度目標 1回 ・時差出勤勤務実施率 令和元年度目標 50.0% ・年次有給休暇の取得平均日数 令和元年度目標 12日 | 時差出勤制度の定着とシフト勤務となっている部局では、実施が難しいところがあり、全体としてワークライフバランスをどのように深めていくかが課題である。 | 男女がお互いの人権を尊重し、対等な関係を築き上げられる環境をつくる。 | 2:継続 | 総務課 |
| | 仕事と家庭の両立ができるよう、ワーク・ライフ・バランスに関する啓発および講座を開催する。 | 出前講座を利用し、ワーク・ライフ・バランスについての啓発を行う。 ワーク・ライフ・バランスに関する講座の開催回数(過去5年間の累計) 1回(～28年度) ↓ 2回(～29年度) | 総務課主催のワーク・ライフ・バランス研修会開催 1回 仕事と家庭の調和推進月間において、ワークライフバランスの推進について啓発を行った。 | 総務課と連携し、ワーク・ライフ・バランス研修会を開催する。 仕事と家庭の調和推進月間において、ワークライフバランスの推進について啓発を行う。 | ワーク・ライフ・バランスを実施することで得られるメリット等を啓発材料にし、より高い効果を狙う。 | ワーク・ライフ・バランスに関する講座を開催することで、仕事と家庭の両立への理解が進むと期待できる。 | 2:継続 | 人権政策課 |
| | ワーク・ライフ・バランス、男女共同参画に関する情報提供や育児休業制度を初めとする様々な制度について情報を提供する。 | G-netおよび5センターの研修・講座をはじめ、関係機関・S・Cでの事業等様々な情報をS・Cだよりを活用し提供するとともに、S・C内に掲示する。 | 12/15(土)ワークライフバランスをテーマとしたビデオ鑑賞会を行った。その後カフェトークを行いそれぞれの意見を話し合い楽しい時間が過ごせた。20名参加。 | ワークライフバランスをテーマにした勉強会、ワークライフバランスという言葉自体が浸透していないと感じるため、啓発や周知に努める。 | 市民への情報提供や掲示についての周知徹底が課題である。 | 男性の家事・育児参加の促進につながり、夫婦が協力して生活を営むことについて考える機会になる。 | 2:継続 | 男女共同参画センター |
| I-4-② ワーク・ライフ・ バランスに関する普及・啓発 各種制度の情報提供 (P24) | ワーク・ライフ・バランスをはじめ、男女共同参画に関する情報提供や各種制度について情報提供を行う。 | 企業訪問の際にチラシ等を作成し、啓発を行います。 【参考】H29年度実績 ・7月1日～31日にかけて行った企業訪問の際に、各企業の担当者へ啓発を行いました。 | ・7月1日～31日にかけて行った企業訪問の際に、各企業の担当者へ啓発を行いました。 | 企業訪問等でチラシ等配布し、啓発を行います。 | 関係機関と連携して、普及・啓発を行う必要がある。 | ・男女がともに持てる能力を発揮しながら働き続けることができる環境づくりの拡充。 ・男女が自らの能力を最大限に発揮し働けるよう、意識啓発。 | 2:継続 | 商工観光課 |

| | | |
|-------|-------|----------------------------------|
| 重点目標 | I | 多様な主体との協働 ～あらゆる分野への男女共同参画の促進～ |
| 重点課題 | I-4 | 就業環境の整備と就業機会の拡大 |
| 施策の方向 | I-4-② | ワーク・ライフ・バランスの推進 |

推進計画 P24

| 実施事業名 | 事業内容 | 平成30年度 実施目標 | 平成30年度 実施状況 | 数値目標・実施目標 | 事業実施上の問題点、今後の課題等 | 男女共同参画の視点からみた効果 | 取組状況 | 担当課 |
|--|--|--|---|---|---|--|------|-------|
| I-4-② 労働雇用対策事業(企業内同和対策事業ほか) (P24) | <ul style="list-style-type: none"> 米原市事業所内校正採用選考・人権啓発担当者及び米原市事業所内公正採用選考・人権啓発推進班員を対象に研修会を開催する。 「なくそう就職差別 企業内公正採用・人権啓発推進月間」期間中に米原駅前において、街頭啓発を実施する。 企業事業所訪問を7月に実施する。 | <ul style="list-style-type: none"> お互いの人権を尊重し、労働者の就業環境が害されることのないよう、働きやすい職場づくりに向けて、更なる啓発に努めます。 採用試験時に不適切な質問がないように企業へ啓発します。 <p>【参考】H29年度実績 同和問題についての正しい理解と就職の機会均等を確保し、雇用の促進を図るため、市内企業・事業所への人権啓発や、窓口担当者などを対象に人権研修会等を開催しました。</p> <p>①街頭啓発 7月4日実施 場所: 米原駅自由通路 ②企業事業所窓口担当者および啓発推進班員合同研修会 6月29日開催 参加75人 ③企業訪問 7月1日～31日 企業数91社</p> | <ul style="list-style-type: none"> 同和問題についての正しい理解と就職の機会均等を確保し、雇用の促進を図るため、市内企業・事業所への人権啓発や、窓口担当者などを対象に人権研修会等を開催しました。 <p>①街頭啓発 7月3日実施 場所: 米原駅自由通路 ②企業事業所窓口担当者および啓発推進班員合同研修会 6月28日開催 参加81人 ③企業訪問 7月1日～31日 企業数98社</p> | <ul style="list-style-type: none"> お互いの人権を尊重し、労働者の就業環境が害されることのないよう、働きやすい職場づくりに向けて、更なる啓発に努めます。 採用試験時に不適切な質問がないように企業へ啓発します。 | <ul style="list-style-type: none"> 依然として採用試験時に不適切な質問等が行われている実態があり、引き続き人権尊重の理念に基づく取り組みを図る必要がある。 | <ul style="list-style-type: none"> 男女がお互いの人権を尊重し、働きやすい職場環境が形成される。 | 2:継続 | 商工観光課 |
| I-4-② 働きやすい職場づくりに向けた事業所への支援・情報発信 (P24) | <ul style="list-style-type: none"> 男女が働きやすい職場環境づくりを目指して、市内事業所へ企業訪問を通じてワーク・ライフ・バランスの啓発を行う。 | 啓発チラシを作成し、企業訪問時に配布する。 | 企業訪問では、事前にチェックシートを送付し、これに基づいてヒアリングを実施(女性の管理職登用、育児休暇についての規則の有無など) | 商工観光課と連携し、企業訪問時のヒアリングを活用し、ワーク・ライフ・バランスの啓発をおこなう。 | 企業内の意識向上のためにも根気強く啓発を行う必要がある。 | 男女が共に働きやすいワーク・バランスに関する理解が進むと期待できる。 | 2:継続 | 人権政策課 |

| | | |
|-------|-------|----------------------------------|
| 重点目標 | I | 多様な主体との協働 ～あらゆる分野への男女共同参画の促進～ |
| 重点課題 | I-4 | 就業環境の整備と就業機会の拡大 |
| 施策の方向 | I-4-② | ワーク・ライフ・バランスの推進 |

推進計画 P24

| 実施事業名 | 事業内容 | 平成30年度 実施目標 | 平成30年度 実施状況 | 数値目標・実施目標 | 事業実施上の問題点、今後の課題等 | 男女共同参画の視点からみた効果 | 取組状況 | 担当課 |
|--------------------------------------|---|--|--|--|--|--|------|------------|
| I-4-② ポジティブ・アクション (P24) | あらゆる分野の活動における男女間の格差を改善するため、必要な範囲内においていずれかの一方に対し当該機会を提供することについて学習を深め、実践できる知識と環境をつくる。 | 男女間の格差を改善するための、様々な情報等を市民に提供し、学習を深め実践できる環境をつくる。また、どのように行えば一人でも多くの方に意識していただけるかを検討する。 | 前年度あまり取り組めていなかったため今年度の課題とする。 | 男女間の格差を改善するための、様々な情報等を市民に提供し、学習を深め実践できる環境をつくる。また、どのように行えば一人でも多くの方に意識していただけるかを検討する。 | 市民の男女共同参画社会に対する意識をどのように周知するか、興味を持ってもらうか、センタだけでなく関係機関で協議検討が必至。(全ての事業に言えますが) | 男女共同参画社会の促進についての啓発につながる。 | 2:継続 | 男女共同参画センター |
| I-4-② 市内事業所に対する各種制度の情報提供 (P24) | あらゆる職業・職種において、男女共同参画についての情報を提供する。 | S・C日より、ZTV、米原広報とを十分に活用し男女共同参画社会の実現に向けた様々な情報を市民に提供する。 | S・C日より、ZTV、米原広報とを十分に活用し男女共同参画社会の実現に向けた様々な情報を市民に提供した。 | S・C日より、ZTV、米原広報とを十分に活用し男女共同参画社会の実現に向けた様々な情報を市民に提供する。ホームページ、SNS等も活用する。 | 関係機関・部署との調整・連携に時間が必要となる。 | 男女共同参画の啓発で社会全体で男女共同参画の促進につながることを期待できる。 | 2:継続 | 男女共同参画センター |

| | | |
|-------|-------|----------------------------------|
| 重点目標 | I | 多様な主体との協働 ～あらゆる分野への男女共同参画の促進～ |
| 重点課題 | I-4 | 就業環境の整備と就業機会の拡大 |
| 施策の方向 | I-4-③ | あらゆる職業・職種における男女共同参画の推進 |

推進計画 P25

| 実施事業名 | 事業内容 | 平成30年度 実施目標 | 平成30年度 実施状況 | 数値目標・実施目標 | 事業実施上の問題点、今後の課題等 | 男女共同参画の視点からみた効果 | 取組状況 | 担当課 |
|-------------------------------------|--|---|--|--|--|--|------|-------|
| I-4-④ 人・農地プラン (P25) | 人と農地の問題について、地域の皆さんで話し合っってプランを作成し、解決していく。 | 山東地域を重点地域として、各集落の農地と農業を守るための話し合いを促し、人・農地プランの作成および更新を推進する。 人・農地プランを作成した集落数(市民意識調査) H27年度実績 31 H29年度実績 40 H30年度目標 43 | 山東地域を重点地域として、各集落の農地と農業を守るための話し合いを促し、人・農地プランの作成および更新を推進した。 人・農地プランを作成した集落数(市民意識調査) H30年度実績 41 | 山東地域を中心に、各集落の農地と農業を守るための話し合いを促し、人・農地プランの作成および更新を推進する。 人・農地プランを作成した集落数(市民意識調査) 令和元年度目標 43 | 地域農業、まちづくりに関する地域リーダーの育成が必要である。 | プラン作成の過程において、幅広い年代層や女性の視点から農地保全に対する意見をいただき、男女共同参画社会の実現が期待できる。 | 2:継続 | 農政課 |
| I-4-③ 農業次世代人材投資資金 (P25) | 農業の持続的発展を目的とし、新規就農者の育成・確保を図る。 | 国事業や市事業を活用し、新規就農者(雇用就農者を含む)に対する支援を行う。 農業次世代人材投資資金 H30年度目標 3人 (H29年度実績 2人) 新規就農希望者受入支援事業 H30年度目標 受入支援 2人 新規雇用 3人 (H29年度実績 受入支援 2人 新規雇用 3人) | 国事業や市事業を活用し、新規就農者(雇用就農者を含む)に対する支援を行った。 農業次世代人材投資資金 H30年度実績 2人 新規就農希望者受入支援事業 H30年度実績 受入支援 1人 新規雇用 1人 | 国事業や市事業を活用し、新規就農者(雇用就農者を含む)に対する支援を行う。 農業次世代人材投資資金 令和元年度目標 3人 新規就農希望者受入支援事業 令和元年度目標 受入支援 2人 新規雇用 1人 | 国事業は採択要件のハードルが高い。 新規就農をする上で、就農することによる生活面での不安などを取り除く必要があるため、サポート体制を構築する。 受入支援事業の更なる周知を行い、雇用就農者を増やし、農業従事者を確保する必要がある。 | 男女にかかわらず青年の新規就農者を支援することにより、担い手の確保と農業の活性化を図ることができる。 | 2:継続 | 農政課 |
| I-4-③ 労働雇用対策事業(チラシ等の設置) (P25) | 市役所でのチラシ等設置における情報提供 | 継続して広報「まいばら」および伊吹山テレビでの啓発を実施する。 【参考】H29年度実績 ・市役所でのチラシ等の設置による情報提供を行いました。 | 市役所でのチラシ等の設置による情報提供を行いました。 | 継続して広報「まいばら」および伊吹山テレビでの啓発を実施する。 | ・新たな法整備(昨今であれば女性活躍推進法や障害者雇用促進法など)された情報等について、関係機関と連携を図り情報発信を行う必要がある。 | ・変化するライフステージに対応した柔軟な就労形態(育児、介護休暇等)を構築し、安心して働き続けられる環境づくりに向けた取り組みが実践されることが期待される。 | 2:継続 | 商工観光課 |

| | | |
|-------|-------|----------------------------------|
| 重点目標 | I | 多様な主体との協働 ～あらゆる分野への男女共同参画の促進～ |
| 重点課題 | I-4 | 就業環境の整備と就業機会の拡大 |
| 施策の方向 | I-4-③ | あらゆる職業・職種における男女共同参画の推進 |

推進計画 P25

| 実施事業名 | 事業内容 | 平成30年度 実施目標 | 平成30年度 実施状況 | 数値目標・実施目標 | 事業実施上の問題点、今後の課題等 | 男女共同参画の視点からみた効果 | 取組状況 | 担当課 |
|--|---|--|---|---|--|---|------|------------|
| I-4-③ 労働雇用対策 事業(湖北就活 ナビ) (P25) | <ul style="list-style-type: none"> ハローワークからの就職情報や啓発チラシ等について、庁舎窓口等に設置し、広く情報提供を行う。 湖北地域の企業の発展、優秀な人材確保を目的として、長浜市と合同で学生就職面接会を開催する。 湖北地域から進学している学生がいる関西圏、東海圏の大学キャリアセンターを訪問し、地元へのUターン就職へつなげるよう情報提供を行う。 | <ul style="list-style-type: none"> 就業を希望する女性に向けて、職業紹介機関と連携し、女性の能力開発や職業能力取得に関する情報提供に努める。 湖北地域に事業所がある企業と連携し、東京にて就活ナビを開催するとともに、湖北地域への移住定住相談窓口の設置や先駆者によるトークショーを開催し、市内への定住と就労の促進を図る。 <p>【参考】H29年度実績</p> <ul style="list-style-type: none"> 湖北就活ナビ 日時：平成29年10月13日 参加事業者：50社 参加者数：65人(うち女性23人) インターンシップ事業 日時：平成30年3月5日～9日 参加事業者10社 参加者数24人(うち女性14人) | <ul style="list-style-type: none"> 長浜市と合同で学生就職面接会(湖北就活ナビ)およびインターンシップ事業を実施しました。 湖北就活ナビ 日時：平成30年8月21日 参加事業者：53社 参加者数：40人(うち女性18人) インターンシップ事業 日時：平成30年9月10日～14日 参加事業者12社 参加者数28人(うち女性14人) | <ul style="list-style-type: none"> 就業を希望する女性に向けて、職業紹介機関と連携し、女性の能力開発や職業能力取得に関する情報提供に努める。 湖北地域に事業所がある企業と連携し、東京にてPRを行い、湖北地域への移住定住相談窓口の設置や先駆者によるトークショーを開催し、市内への定住と就労の促進を図る。 | <ul style="list-style-type: none"> Uターンについて、就職先の情報提供だけでなく、住環境・子育て環境等の暮らしに係る総合的な支援策が必要である。魅力ある米原市をアピールするため、関係各課との連携が必要である。 | <ul style="list-style-type: none"> 男女がともに持てる能力を発揮しながら働き続けることができる環境づくりの拡充。 男女が自らの能力を最大限に発揮し働けるよう、意識啓発。 | 2:継続 | 商工観光課 |
| I-4-③ 情報の提供 (P25) | <ul style="list-style-type: none"> ハローワーク等の求人情報を設置し、インターネット上でも検索できるように設定し、就職活動に有効な書籍を購入し、誰でも見られるようにしている。また、G-netしがの情報提供を広く提供する。 | <ul style="list-style-type: none"> センター内に設置しているパソコンでインターネット検索によりハローワーク等の求人情報を自由に見ることができるようにしている。但し、設置されている事が認知されていないので、S・Cだより等でPRしする。 また、G-netとの連携を更に深め県内男女共同参画センターの情報を掲示し、女性団体等に勧めていく。 | <ul style="list-style-type: none"> センター内に設置しているパソコンで、インターネット、プリンターを使用しハローワーク等の求人を見ることが出来る環境を整えている。 イベント・事業・啓発の情報もS・Cだより裏一面に毎回掲載した。 | <ul style="list-style-type: none"> 女性の就労促進に向けて当センターで就労支援を行っているというPRと、関係機関ハローワークや地元企業とともに連携し求人情報などを掲載する。 | <ul style="list-style-type: none"> 前項同様に興味のない方などのように知っていたかどうか、どのようにすれば全住民に滞れなく情報提供できるかを関係機関と協議する必要がある。 | <ul style="list-style-type: none"> 就労に関する情報や、女性のチャレンジを応援するイベント情報を広めることによって、ワークライフバランスの充実や女性のチャレンジを市民に促すことができる。 | 2:継続 | 男女共同参画センター |

| | | |
|-------|-------|-----------------------------|
| 重点目標 | Ⅱ | 基本的人権の尊重 ～人権尊重と豊かな社会づくり～ |
| 重点課題 | Ⅱ-1 | 男女の生涯にわたる健康支援 |
| 施策の方向 | Ⅱ-1-① | 母性の尊重と母子保健の充実 |

推進計画 P27

| 実施事業名 | 事業内容 | 平成30年度 実施目標 | 平成30年度 実施状況 | 数値目標・実施目標 | 事業実施上の問題点、今後の課題等 | 男女共同参画の視点からみた効果 | 取組状況 | 担当課 |
|--------------------------------------|---|--|---|--|--|--|------|--------|
| Ⅱ-1-① 乳幼児健診事業 (P27) | <ul style="list-style-type: none"> 毎月1回、保健センターにおいて乳幼児健康診査を実施し、家庭での育児についての相談・支援を行う。 健診により児の異常の早期発見、成長発達の確認等を行い、支援につなげる。 | <ul style="list-style-type: none"> 保健センターにおいて乳幼児健康診査を実施し、家庭での育児についての相談、支援を行う。 健診により、児の異常の早期発見、早期支援につなげる。 乳幼児健診の受診率:98.0% <p>【参考】過去2年実績値 乳幼児健診の受診者の割合 H28年度実績 97.9% H29年度実績 97.0%</p> | <ul style="list-style-type: none"> ●乳幼児健診受診率 ・4か月児健診:98.7% (294人/298人) ・10か月児健診:97.1% (306人/315人) ・1歳8か月児健診:96.9% (279人/288人) ・2歳6か月児健診:98.2% (321人/327人) ・3歳6か月児健診:99.4% (330人/332人) ・新生児訪問:94.7% (249人/264人) | <ul style="list-style-type: none"> ・保健センターにおいて乳幼児健康診査を実施し、家庭での育児についての相談、支援を行う。 ・乳幼児健康診査の受診率:100% | <ul style="list-style-type: none"> ・常に健診の未受診はあり、保護者に健診の必要性についてあらゆる機会を通して伝える必要がある。 | <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの成長・発達を確認する機会をもつことで、父・母ともに子どもの様子を知ることができる。また、健診を通じて親の関わり合いの情報提供や相談をすることで家族全体で子どもを育てる仕組みを整えることができる。 | 2:継続 | 健康づくり課 |
| Ⅱ-1-① 妊婦支援事業 (P27) | <ul style="list-style-type: none"> 母子健康手帳交付時に健診受診券を配布し、妊婦健診の定期的な受診や重要性を伝え、受診を促す。また、妊娠期の状態等についての相談・指導等を行う。 母子健康手帳と一緒に配布するすくすくファイルを活用し、妊娠中の体の変化や生活の知識、また子どもの成長・発達を正しく学べるよう指導する。 要支援妊婦への妊婦訪問により、情報提供・保健指導を行う。 妊娠中の体重管理や検査結果の変化から、生活習慣の見直しや改善が図られるよう、情報提供や相談に応じる。 | <ul style="list-style-type: none"> 要支援妊婦に継続支援を行い、安心、安全な妊娠、出産が迎えられるように働きかける。 要支援妊婦への支援:全数 低体重児出生10%未満 <p>【参考】H29実績 母子健康手帳発行時の妊婦相談:延べ288件 妊婦健診:457人、延3,515件 要支援妊婦数8人 相談、家庭訪問実施:14件 低体重児出生率:10.1%(平成29年)</p> | <ul style="list-style-type: none"> 母子健康手帳発行時の妊婦相談 数:延べ272件 妊婦健診助成件数:416人、延べ3,091件 要支援妊婦に対する相談、家庭訪問の実施:5人、延べ8回 低体重児出生率:6.3% 16人/256人:うち4人は双子 | <ul style="list-style-type: none"> 要支援妊婦に継続支援を行い、安心、安全な妊娠、出産が迎えられるよう支援する。 要支援妊婦に対する支援:全数 低体重児出生率:10%未満 | <ul style="list-style-type: none"> 妊娠中からすくすくファイルを使ったり自己管理ができるよう発行時に説明しているが、使っている妊婦がまだまだ少ない。 全員が体重管理票を使い、自己管理を行い安全なお産を迎えることができるとともに、生活習慣病予防への意識の向上が求められている。 | <ul style="list-style-type: none"> 妊娠期から男性の協力や関わり大切さを伝え、家族で迎える準備を行うことができる。 | 2:継続 | 健康づくり課 |
| Ⅱ-1-① 健康診断事業 各種がん検診事業 (P27) | <ul style="list-style-type: none"> 生活習慣病健診とがん検診等を同時に、集団健診として市内各保健センター等で実施する。 指定医療機関での乳がん・子宮頸がん検診の実施により、女性特有のがんの早期発見・早期治療を目指すとともに、対象年齢の女性にクーポン券を配布し、無料で検診を受診できる体制を整える。 | <ul style="list-style-type: none"> 継続した健康診査の受診を行い、自分のからだの状態を知り、生活習慣病の予防に努める。 がん等の疾病の早期発見・早期治療により、命を守り健康な生活を送ることができる。 がん検診受診者数 200人増 <p>【参考】平成29年度実績 受診者数(受診率) 胃がん検診1,421人(6.0%) (男性617人・女性804人) 大腸がん検診2,236人(9.4%) (男性911人・女性1,352人) 肺がん検診 1,216人(5.1%) (男性531人・女性685人) 乳がん検診1,109人(18.1%) 子宮がん検診1170人(13.5%)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ●特定健康診査受診者:2,781人 前年比2%減 ●がん健診受診者数(受診率) ・胃がん検診:1,187人(5.0%) 前年比16%減 男性:504人、女性:683人 ・大腸がん検診:2,077人(8.7%) 前年比7%減 男性:791人、女性:1,286人 ・肺がん検診:1,154人(4.8%) 前年比5%減 男性:475人、女性:679人 ・乳がん検診:1,053人(8.4%) 前年比5%減 ・子宮頸がん検診:985人(5.9%) 前年比16%減 | <ul style="list-style-type: none"> 自分の身体の状態を知り、生活習慣病の予防に繋がるよう、健康診査の受診勧奨に努める。 健康診査受診者、100人増 各種がんの早期発見、早期治療に繋がるよう、がん検診の受診勧奨に努める。 がん検診延べ受診者、200人増 | <ul style="list-style-type: none"> がん検診受診者数の減少が課題である。 | <ul style="list-style-type: none"> 指定医療機関での大腸がん、乳がん、子宮頸がん検診の実施、集団健診では託児を行う日を設け、乳幼児がいる女性でも受けやすい環境を整える。 また、今年度も対象者には無料クーポン券を配布し、受診のきっかけを提供する。健診を受けやすい環境を整えることで、全ての方が自分自身の健康状態を把握する機会をもつことができる。 | 2:継続 | 健康づくり課 |

| | | |
|-------|-------|-----------------------------|
| 重点目標 | Ⅱ | 基本的人権の尊重 ～人権尊重と豊かな社会づくり～ |
| 重点課題 | Ⅱ-1 | 男女の生涯にわたる健康支援 |
| 施策の方向 | Ⅱ-1-② | 生涯における心身の健康維持と増進 |

推進計画 P27

| 実施事業名 | 事業内容 | 平成30年度 実施目標 | 平成30年度 実施状況 | 数値目標・実施目標 | 事業実施上の問題点、今後の課題等 | 男女共同参画の視点からみた効果 | 取組状況 | 担当課 |
|--|---|---|--|--|--|---|------|--------|
| Ⅱ-1-② 健康教育事業 (P27) | ・個人の健康づくり活動への支援 ・健康・栄養相談の実施、出前講座の実施 ・CATVによる啓発 | ・健康版総合戦略の実施計画に基づく事業実施 ・特定保健指導実施率:70.7% 【参考】H29年度実績 ・出前講座:31回、延769人 ・小中学校健康教育:17回、延1,242人 ・健康相談:160人 ・健診後の個別支援:延1487人 | ・出前講座:38回、延べ1,048人 ・小中学校健康教育:10回、延べ254人 ・健診後の個別保健指導実施率:77.6%、600人 ・健康推進員数:135人(H30年度末) | ・保健指導実施率:80% ・健康推進員の増員:前年比10人増 | ・集団教育やCATVなどでは、健康障がいリスクの高い、健康意識の低い人への啓発や関わりが難しい。 ・健康増進計画(健康まいばら21)との整合性、関係機関との連携の強化 | ・全ての人がいきいきした健康的な生活を送ることができる。 | 2:継続 | 健康づくり課 |
| Ⅱ-1-② 総合型スポーツクラブ支援および ニュースポーツ 出前講座 (P27) | 生きがいの場づくりを行い、体を動かすことにより、健康の増進を図る。 総合型地域スポーツクラブにおける事業支援と、出前講座を活用した、スポーツに親しむ機会づくりを進める。 | 総合型地域スポーツクラブと協働を進め、スポーツクラブでの出前講座の検討や教室を立ち上げるについて、本年、改訂するスポーツ振興計画の中で十分議論し、「希望と元気あふれるスポーツコミュニティ まいばら」の核となりスポーツを身近に楽しめる環境づくりを推進します。 | ①総合型スポーツクラブ連絡協議会 ■開催日 平成30年5月10日 ■内容 総合型地域スポーツクラブのあり方に検討 ②計画見直しに伴う各クラブヒアリング ※高齢者、キッズ、幼児など各ステージに合った教室となっており、生涯スポーツを推進する上で欠かせない事業である。 ③出前講座 11件、485人 ※放課後児童クラブなどでのニュースポーツの活用が図られているが無料のインストラクター派遣の事業となっており、見直しが必要である。 | スポーツ推進計画の改訂において、子どものスポーツ活動の推進として親子でスポーツ(運動・遊び)に親しむ機会づくり、ライフステージに応じたスポーツ活動の推進として、子育て世代・働き盛り世代など若い世代のスポーツの推進、女性の参加機会の拡充に取組みます。 ■総合型スポーツクラブの教室などへの参加者数:前年度を上回る。 平成30年度実績23,705人 | 総合型地域スポーツクラブの事業や出前講座利用者のニーズに合った講座内容を提供し、随時更新していく必要がある。 | 男女がともに生涯を通じて心も身体も健康であるために、スポーツ活動等を通じて健康づくりに関する知識の習得および体力の保持等、健康的な生活習慣の普及が期待できる。 | 2:継続 | 生涯学習課 |
| Ⅱ-1-② 地域で健康づくりに取り組める環境づくり (P27) | ご近所元気にし隊員(介護予防サポーター)を養成し、介護予防の取組を推進する。 ・自治会単位での運動自主グループを育成する。 | ・7～8月にかけて3日間の養成講座実施 ・今年度は、高齢者の方へのケアや安全講習も併せて実施するため、養成講座の名称を変更(ご近所元気にし隊員に変更) ・ご近所元気にし隊員養成数 20人 ・歩楽ん教室の自主グループについては、お茶の間創造事業の登録団体へ移行予定。また、新規教室開催は1か所を予定 【参考】H29実績 ・ご近所元気にし隊員養成講座7月実施 ・ご近所元気にし隊員養成数 20人(内:男性4人、女性16人) ・歩楽ん教室 3か所 | ・ご近所元気にし隊員養成講座の実施 7～8月 ・ご近所元気にし隊員養成数 17人(内訳:男性2人、女性15人) ・歩楽ん教室 0か所 | ・ご近所元気にし隊員養成講座の実施(7/10、7/22、8/6の3日間) ・ご近所元気にし隊員養成数 20人 | 養成後の介護予防活動の促進が必要である。 | ご近所元気にし隊員(介護予防サポーター)を養成することで、介護予防の取組を推進する。 | 2:継続 | くらし支援課 |

| | | |
|-------|-------|-----------------------------|
| 重点目標 | Ⅱ | 基本的人権の尊重 ～人権尊重と豊かな社会づくり～ |
| 重点課題 | Ⅱ-1 | 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり |
| 施策の方向 | Ⅱ-1-③ | 性と生殖に関する意識啓発と性の尊重 |

推進計画 P28

| 実施事業名 | 事業内容 | 平成30年度 実施目標 | 平成30年度 実施状況 | 数値目標・実施目標 | 事業実施上の問題点、今後の課題等 | 男女共同参画の視点からみた効果 | 取組状況 | 担当課 |
|----------------------------------|---|---|--|---|--|---|------|--------|
| Ⅱ-1-③ エイズ・性感染症教育推進 (P28) | 保健体育の授業を通して、エイズや性感染症に関する知識や予防法などを学習する。 | 小中学校で体育科や保健体育科での授業を中心に指導を行う。 | 中学校においては全6校で実施された。小学校においても、7校において実施した。 | 小中学校で体育科や保健体育科での授業を中心に指導を行う。 | エイズや性感染症に関する正しい知識を教えていく必要性 | エイズやその他の性感染症への感染を防ぎ、男女が互いの性や体や気持ちを思いやることにつながる。 | 2:継続 | 学校教育課 |
| Ⅱ-1-③ 小中学生における性教育の実施 (P28) | 学活・道徳・保健体育の時間に、発達段階に応じて性教育を実施する。 | 各学校の性教育年間指導計画に基づき発達段階に応じた性教育の指導を行う。 保護者による性教育の授業公開や保護者啓発の充実に努める。 【参考】H29年度実績 中学校全6校で開催 小学校で発達段階に応じて積極的に実施 | 中学校においては全6校で実施された。小学校においても、発達段階に応じて積極的に学習が行われている。 | 各学校の性教育年間指導計画に基づき発達段階に応じた性教育の指導を行う。 保護者による性教育の授業公開や保護者啓発の充実に努める。 | 性教育における効果的普及や啓発に努める必要がある。 性教育の授業公開、または保護者への啓発を充実させていく必要がある。 | 発達段階に応じた性教育をすることにより、男女の心や体の違いを知ったり、自分や友だちの体を大切にすることにつながる。 | 2:継続 | 学校教育課 |
| Ⅱ-1-③ 不妊・不育治療支援事業 (P28) | ・特定不妊治療費の県助成金額を除いた額から、治療内容により金額を決定し、一部助成を行う。 ・不育症の検査費および治療費の保険適用分、適用外分ごとに金額を決定し、一部助成を行う。 | 不妊・不育に悩む夫婦の経済的負担を軽減し、安心・安全に出産を迎える。 ・(新規)男性不妊治療費の助成:1件以上 【参考】H29年度実績 ・助成件数 不妊:28組、延48件 不育:3組、延4件 | ・不妊治療助成:23組、延べ36件 ・不育治療助成:1組、延べ1件 ・男性不妊治療助成:0組 | ・不妊、不育、男性不妊治療費事業の周知を図り、対象夫婦の負担を軽減する。 | ・不妊に悩む夫婦の相談は少なく、経済的支援のみの関わりとなっている。 | ・子を望む夫婦が、妊娠・出産を迎える体制を整えられることを目指す。 | 2:継続 | 健康づくり課 |

| | | |
|-------|-------|------------------------------|
| 重点目標 | Ⅱ | 基本的人権の尊重 ～人権尊重と豊かな社会づくり～ |
| 重点課題 | Ⅱ-2 | DV等あらゆる暴力の根絶 |
| 施策の方向 | Ⅱ-2-① | DVやハラスメント等に関する情報提供および啓発活動の推進 |

推進計画 P31

| 実施事業名 | 事業内容 | 平成30年度 実施目標 | 平成30年度 実施状況 | 数値目標・実施目標 | 事業実施上の問題点、今後の課題等 | 男女共同参画の視点からみた効果 | 取組状況 | 担当課 |
|--|---|---|--|---|------------------------------------|------------------------------------|------|--------|
| Ⅱ-2-① オレンジリボンの街頭配布等、児童虐待防止に関わる啓発活動の実施 (P31) | オレンジリボンの街頭配布等、児童虐待防止に関わる啓発活動を実施する。 (キャラバン隊激励1回、県下一斉活動1回) | 児童虐待防止月間を中心にオレンジリボンキャンペーンを実施する。 ・街頭啓発 年1回 ・広報等に掲載 年3回 ・公共施設、コンビニ、駅等へのポスター配布 ・その他各種イベント等における啓発活動の実施。 【参考】H29年度実績 ・街頭啓発 年1回 ・広報等に掲載 年1回 ・公共施設、コンビニ、駅等へのポスター配布 ・その他各種イベント等における啓発活動の実施 | ・街頭啓発 年1回 ・広報等に掲載 年3回 ・公共施設、コンビニ、駅等へのポスター配布 ・その他各種イベント等における啓発活動の実施。 | ・街頭啓発 年1回 ・広報等に掲載 年3回 ・公共施設、コンビニ、駅等へのポスター配布 ・その他各種イベント等における啓発活動の実施。 児童虐待の広がりが進む状況にあつて、住民啓発活動として広報まいばらで年3回の啓発を行う予定である。 | 推進月間以外においても、様々な機会をとらえ積極的な啓発に努める。 | 虐待防止の啓発活動を行うことで、人権尊重の意識づくりにつとめる。 | 2:継続 | 子育て支援課 |
| Ⅱ-2-① セクシャル・ハラスメント対策 (P31) | 米原市職員のハラスメントの防止等に関する指針を遵守する。 | 相談しやすい体制づくりを確保する。 ・人事担当に女性職員の配置 ・職員組合に相談窓口となる組合員の配置 | 相談しやすい体制づくりを確保する。 | 相談しやすい体制づくりを確保する。 ・人事担当に女性職員の配置 ・職員組合に相談窓口となる組合員の配置 | 男女がお互いの人権を尊重し、対等な関係を築き上げられる環境をつくる。 | 男女がお互いの人権を尊重し、対等な関係を築き上げられる環境をつくる。 | 2:継続 | 総務課 |

| | | |
|-------|-------|------------------------------|
| 重点目標 | Ⅱ | 基本的人権の尊重 ～人権尊重と豊かな社会づくり～ |
| 重点課題 | Ⅱ-2 | DV等あらゆる暴力の根絶 |
| 施策の方向 | Ⅱ-2-① | DVやハラスメント等に関する情報提供および啓発活動の推進 |

推進計画 P31

| 実施事業名 | 事業内容 | 平成30年度 実施目標 | 平成30年度 実施状況 | 数値目標・実施目標 | 事業実施上の問題点、今後の課題等 | 男女共同参画の視点からみた効果 | 取組状況 | 担当課 |
|-----------------------------------|--|---|---|---|--|---|------|------------|
| Ⅱ-2-① CAPプログラムによる人権教育 (P31) | CAPプログラムを教職員・児童・保護者が受講し、子どもの安心・安全・自由を保障する。 | 各小学校で5年生を対象にCAPプログラムを実施する。また、教職員向けの研修も行う。 小学校におけるCAP(児童虐待防止)プログラムによる人権教育の実施率 H25年度実績 100% H26年度実績 100% H27年度実績 100% H28年度実績 100% H29年度実績 100% H30年度目標 100% | 小学校におけるCAP(児童虐待防止)プログラムによる人権教育の実施率 H30年度実績 77% | 令和元年度より、本研修は5歳児を対象に行われることになったため、小学校では実施しない。 | 次年度は削除 | 左記のように、令和元年度より、小学校では実践しない。 | 3:廃止 | 学校教育課 |
| | 子どもの権利保護、虐待防止を目的としたCAPプログラムの講義を教職員・保護者・児童を対象に行う。 | 市内の小学5年生、5歳児とその保護者、および教職員を対象にCAPプログラム教育を実施する。 【参考】H29年度実績 教職員3回、保護者・子ども45回 | 市内の小学5年生、5歳児とその保護者、教職員を対象にCAPプログラム教育を実施。 平成30年度実績 教職員2回、保護者16回、子ども33回 | 市内の5歳児とその保護者、教職員を対象にCAPプログラム教育を実施。 | 人権教育研修として実施する教職員ワークの内容の工夫する。 | 子どもの人権に関する研修を子どもや保護者、教職員に行うことで、いじめや保護者からの虐待を防ぐ。 | 2:継続 | 子育て支援課 |
| Ⅱ-2-① デートDV予防教育の実施 (P31) | 虐待予防教育の一環として、中学生に対するデートDV予防教育を行う。 | 保健体育課の授業等でデートDVについての理解を深め、予防に努める。 【参考】H29年度実績 中学校2校、小学校1校(CAP研修併せて)で実施。 | 中学校4校(小学校1校)で学習を実施した。 | 保健体育の授業等でデートDVについての理解を深め、予防に努める。 | 教員向けの研修の充実の必要性 | デートDVなどの被害に巻き込まれない児童生徒の生活につながる。 | 2:継続 | 学校教育課 |
| Ⅱ-2-① 女性の人権に対する人権啓発 (P31) | DV・セクハラ・虐待など女性に対する暴力防止等の啓発を講演会の実施やチラシの配布等で行う。 | 様々な関係機関から発行されている関係図書やパンフレット・チラシを掲示するとともに、関係する研修や講演会・講座等のPRを行なう。 | 女性に対する暴力をなくす運動週間平成30年11月12日(月)から25日(日)の期間中である11月20日に米原駅、フレンドマート山東店、セブンイレブン米原一色店前にて啓発活動の一環として、DV・セクハラ・虐待など女性問題を記載した啓発物品を配布した。講演会・館内外掲示物等でも啓発を実施した。 | 11月の女性に対する暴力をなくす週間に合わせて市内各所にて啓発活動を実施予定。さらに新たな目標として若年層や未成年に対しても啓発を行っていく。 | 予算に限りがあり、認知度の高い講師は参加者数は期待できるが講演料が高く、またその逆でも駄目なため、講師の選定に困難が生ずる。 | 男女が対等であり、DVなどの人権侵害は許されないということを啓発できる。 | 2:継続 | 男女共同参画センター |

| | | |
|-------|-------|-----------------------------|
| 重点目標 | Ⅱ | 基本的人権の尊重 ～人権尊重と豊かな社会づくり～ |
| 重点課題 | Ⅱ-2 | DV等あらゆる暴力の根絶 |
| 施策の方向 | Ⅱ-2-② | DV早期発見のための体制整備と相談体制の充実 |

推進計画 P31

| 実施事業名 | 事業内容 | 平成30年度 実施目標 | 平成30年度 実施状況 | 数値目標・実施目標 | 事業実施上の問題点、今後の課題等 | 男女共同参画の視点からみた効果 | 取組状況 | 担当課 |
|---|--|--|---|---|--|---|------|--------|
| Ⅱ-2-② 相談支援事業 (P31) | 男女がいきいきと自分らしく暮らすことができる社会を目指し、生活上の不安や悩みを寄り添った相談支援事業を行う。 | 相談窓口については、関係機関と連携を図りながら、相談者の悩みに寄り添い、人権政策課職員が丸となって取り組みます。 【参考】 H29年度相談窓口受付数 実績 来庁 23件 訪問 1件 電話 21件 メール 2件 合計47件 | 相談窓口として、悩み等の相談を受け、適宜関連機関を紹介するなどのつなぎを行った。 相談窓口 H30年度 来庁 19件 訪問 0件 電話 22件 メール 1件 合計 42件 | 相談窓口については、関係機関と連携を図りながら、相談者の悩みに寄り添い、人権政策課職員が丸となって取り組みます。 | 相談者の生活上の不安や就労に関する悩みをきめ細やかに対応するために、平成27年度から平成28年度までは相談員1名を配置し、関係機関等との連携に努めました。平成29年度からは人権政策課職員で対応することとなり、相談スキルの向上を図っていく必要がある。 | 総合相談窓口を設置し、ひとりでも悩むことなく、気軽にいつでも相談ができる体制が整備され、相談窓口を利用することにより、不安や悩みの解消へつながることが期待できる。 | 2:継続 | 人権政策課 |
| Ⅱ-2-② Ⅱ-4-① 心配ごと総合 相談 (P31・P36) | 行政相談員、人権擁護委員、民生委員、障がい者相談員による総合相談を実施する。 | 相談員との情報交換を密にし、市民窓口として気づきや提案を多くいただけるようにしていく。また、相談事項を関係機関につなぐ際、他職種連携が必要な場合に部署を超えてケース検討会に報告し、市民サポートからの受け皿づくりを提案していく。 | 平成30年度は心配ごと相談員のアンケートを実施。相談員の認識として「相談件数に問わず相談できる居場所」の位置づけとして合意。2月7日に、心配ごと相談員情報交換会・研修会開催、平成22年度からの活動分析の他、「相談支援対応時に大切なこと」～引きこもる中高年の支援から～として日本スピリチュアルケアワーカー協会会長 山添正氏(臨床心理士)を講師に受講。年度相談件数27件。 | 事業の事前問い合わせでの相談対応ができるときは、担当の社会福祉士等が該当の相談窓口につなぐ。事前相談内容や相談件数が把握できるときには、当時の相談員に伝え相談活動の時間配分等相談がスムーズにできるつなぎを行う。心配ごと相談から関係機関につなぐ必要があるときは、包括内で協議し、市民サポートからの受け皿づくりを提案していく。 | 相談者が減少傾向にあるため、他の相談窓口と連携を図っていく必要がある。 | 女性も含めた市民の様々な悩みや問題の解決につながり、一人で悩み孤立することがない環境づくりができる。 | 2:継続 | くらし支援課 |
| Ⅱ-2-② DV防止に向けた関係機関の連携 (P31) | DVに対する早期発見や早期対応に取り組むため、関係機関と連携を図る。 | 女性等を犯罪等から守るネットワーク会議に参加し、関係機関との協力を図り、早期対応に努める。 | 女性等を犯罪等から守るネットワーク会議に参加し、警察をはじめ、庁舎内関係機関と連携を確認した。(6月14日参加) | 女性等を犯罪等から守るネットワーク会議に参加し、警察をはじめ、庁舎内関係機関と連携を確認する(5月30日参加) | 1つの担当では問題解決できないため、ネットワークを最大限に活用できるように、関係づくりを行う必要がある。 | 女性等(女性・子ども)が受ける被害を防いだり、最小限にとどめることが期待できる。 | 2:継続 | 人権政策課 |
| Ⅱ-2-② 米原市子ども家庭相談支援事業 (P31) | 米原市子ども家庭支援ネットワークによる関係機関等の連携および役割分担による要保護児童およびその家庭を早期発見する。米原市子ども家庭相談室を中心に、要保護児童等に対して必要な相談・支援を実施する。必要専門機関につなぎ、質の高い支援を実施する。オレンジリボン等の児童虐待防止に関わる啓発活動を行う。ひきこもりやニート状態にある若者やその家庭の相談を受け適性に応じた就労支援を実施する。 | 子ども家庭相談室を中心に要保護・要支援児童に対して必要な支援を継続して行うとともに、関係機関等と連携し早期発見や状況の改善に努める。 子ども家庭相談室常時開催 平日9:00～17:00 ※対象年齢:18歳未満 あおぞら相談 火曜日～金曜日 平日10:00～16:00 ※対象年齢:15歳から39歳 【参考】H29年度実績 ・子ども家庭相談室 相談対応数 233件 内、児童虐待ケース 42件 ・あおぞら あおぞら相談件数 85件 (ひきこもり脱出3件、就労実現6件) | 代表者会議:年1回 実務者会議:月1回(5月から計11回) 個別ケース会議:随時 相談員による相談や、各種会議の進捗管理を確実に進めることで、虐待による死亡事案を起こすことなく、また事案の重症化予防につながった。 ・子ども家庭相談室 児童および妊産婦に関し、必要な実情の把握に努め、必要な情報の提供、家庭その他からの相談、調査、指導などを行った。 平成30年度実績 相談件数 236件 内虐待ケース 38件 ・あおぞら 相談日 火曜日から金曜日 午前10時から午後4時 *対象年齢 15歳から39歳 相談件数 547件(月平均46件) 新規利用者 11人 正社員1人、アルバイト1人、作業所2人 | 代表者会議:年1回 実務者会議:月1回(5月から計11回) 個別ケース会議:随時 代表者会議の内容の見直しを行う。 ・子ども家庭相談室 児童および妊産婦に関し、必要な実情の把握に努め、必要な情報の提供、家庭その他からの相談、調査、指導などを行う。 ・あおぞら 子ども・若者に対する総合相談窓口を開設し、ひきこもりの脱出・安定就労に向け社会生活が円滑に営めるよう自立に向けた支援を行う。 | 子どもの命と育ちを守るセーフティネットとして、子どもの最善の利益、子どもの人権を守ることを大事にする。 | 児童福祉法及び児童虐待防止法に基づき、子どもを守る仕組みとして「米原市子ども家庭支援ネットワーク【米原市要保護対策地域協議会】」を形成し、相談・支援・連携により子どもの人権を守り、虐待の未然防止や早期発見が期待できる。 | 2:継続 | 子育て支援課 |

| | | |
|-------|-------|-----------------------------|
| 重点目標 | Ⅱ | 基本的人権の尊重 ～人権尊重と豊かな社会づくり～ |
| 重点課題 | Ⅱ-2 | DV等あらゆる暴力の根絶 |
| 施策の方向 | Ⅱ-2-② | DV早期発見のための体制整備と相談体制の充実 |

推進計画 P31

| 実施事業名 | 事業内容 | 平成30年度 実施目標 | 平成30年度 実施状況 | 数値目標・実施目標 | 事業実施上の問題点、今後の課題等 | 男女共同参画の視点からみた効果 | 取組状況 | 担当課 |
|---|---|--|---|---|---|--|------|--------|
| Ⅱ-2-② 高齢者虐待 ネットワーク会 議の設置 (P31) | 高齢者虐待に対する関係機関運 携のため、ネットワーク会議を開催 する。 | 高齢者・障がい者虐待防止ネット ワーク会議の開催 全体会 2回 個別ケース会議 随時 【参考】H29年度 ・全体会議2回(H29.9.29、H 30.2.16) ・個別ケース会議3回(H29.8.28、 9.29、H30.2.16) | ・全体会議(2回) 出席者:大学教授、医師、弁護 士、社会福祉士、司法書士、所管 警察署、介護サービス事業者お よび障がい福祉サービス事業者、 居宅介護支援事業者および相談 支援事業者、民生委員児童委 員、権利擁護関係者、市福祉事 務所、地域包括支援センターおよ び関係部署職員 第1回:平成30年10月23日開催 第2回:平成31年3月4日開催 ・個別ケース会議(2回) 出席者:大学教授、弁護士、社会 福祉士、地域包括支援センター 職員 第1回:平成30年10月23日開催 第2回:平成31年3月4日開催 | 高齢者・障がい者虐待防止 ネットワーク会議の開催 ・全体会 2回 ・個別ケース会議 随時 | 対応する側の知識が求められる難 しいケースや、経済的虐待が増加 している。 | 高齢者暴力や虐待を受けること のないようネットワーク会議を開 催し、早期発見につながる。 | 2:継続 | くらし支援課 |
| Ⅱ-2-② 学校園内にお ける相談体制 の充実 (P31) | 学級担任を中心に児童・生徒の 教育相談を実施する。児童・生徒 が相談者を選ぶセレクト相談も実 施し、より多くの教員がかわること で児童生徒の悩みを聞く体制を 構築する。 | 複数回の教育相談期間を設け、 全ての児童生徒が相談できる体 制を構築する。 | 学期ごとに教育相談期間を設け、 全ての児童生徒が相談できる体 制を構築できた。 | 複数回の教育相談期間を設 け、全ての児童生徒が相談で きる体制を構築する。 | アンケート内容や相談内容の共通 理解の体制づくり | 子どもの基本的人権が脅かされ る状況を素早く察知し、適切に 対処することにつながる。 | 2:継続 | 学校教育課 |
| Ⅱ-2-② 子ども家庭相 談室と学校との 連携強化 (P31) | ケース検討会議やネットワーク会 議を実施し、把握に努める。 | 校園にも情報共有の有用性のある ネットワーク会議を継続する。 (H29年度は学校区ごとに3回開 催した。) | 各校園に対象の児童・生徒が在 籍する場合、各学期ごとに出席状 況票を提出し、必要であれば会 議を行う。 | 校園にも情報共有の有用性 のあるケース会議を継続す る。 | 情報を共有した内容の活用の有り 方 | 子どもの基本的人権が脅かされ る状況を素早く察知し、適切に 対処することにつながる。 | 2:継続 | 学校教育課 |
| Ⅱ-2-② 警察や子ども 家庭相談室と の連携 (P31) | 子どもの安全を守るために、米原 警察署や彦根子ども家庭相談セ ンター等と連携し、安全確保の取 組や行事を実施する。 | 警察や児童相談所との定期的な 情報交換と、早期対応できる体制 づくりに努める。 | 警察や児童相談所と個別のケー スについて情報共有を行ったり、 ケース会議を実施した。 | 警察や児童相談所との定期 的な情報交換と、早期対応で きる体制づくりに努める。 | 普段からの情報の共有と相談体制 の充実の必要性 | ネット犯罪やトラブルなどの被害 に巻き込まれない児童生徒の 生活につながる。 | 2:継続 | 学校教育課 |

| | | |
|-------|-------|-----------------------------|
| 重点目標 | Ⅱ | 基本的人権の尊重 ～人権尊重と豊かな社会づくり～ |
| 重点課題 | Ⅱ-2 | DV等あらゆる暴力の根絶 |
| 施策の方向 | Ⅱ-2-③ | 被害者の安全確保と自立支援 |

推進計画 P32

| 実施事業名 | 事業内容 | 平成30年度 実施目標 | 平成30年度 実施状況 | 数値目標・実施目標 | 事業実施上の問題点、今後の課題等 | 男女共同参画の視点からみた効果 | 取組状況 | 担当課 |
|--------------------------------|---|--|--|--|--|--|------|------------|
| Ⅱ-2-③ DV等の被害者の安全確保(P32) | DV被害者からの相談があった場合、被害者の安全確保や心身の回復、被害者の自立を支援するために、関係機関と連携しながら対応する。 | 関係機関と連携し、速やかな被害者の保護が図れるよう努めます。 | 関係機関と連携をとり、DVの相談に対して早期の問題解決に取り組んだ。 | 関係機関と連携し、速やかな被害者の保護が図れるよう努めます。 | 相談記録を共有し、課内の相談に関するスキルアップを図ることで被害者支援の充実を図る。 | 関係機関が連携して、被害者の救済や自立支援に、きめ細かく対応することで、被害からの回復のための取組の推進と的確な対応が可能となること期待できる。 | 2:継続 | 人権政策課 |
| | 関係機関と連携を図りながら、被害者が安全に安心して暮らせる環境をつくり、回復や自立に向けた支援を実施する。 | 女性のための相談室「つくし」を開設し、様々な悩みの相談を受け、また、専門家(臨床心理士・精神保健福祉士)のカウンセリング時間を設ける。 | 女性のための相談ルームつくしには市内外を問わずたくさんの女性が訪れ、ともに解決に向けて考え、支援を行った。また臨床心理士によるカウンセリングも大好評で利用者が増えています。相談件数:121件 カウンセリング:45件 | 女性のための相談ルームつくしにて様々な悩みの相談を受ける。また、専門家(臨床心理士・精神保健福祉士)のカウンセリング時間を設ける。さらに他機関とも連携を深めたり、職員の援助技術をあげていく。 | まだまだPRや周知活動、啓発に努める必要がある。 | 悩み事のある女性の相談をうける機関として、DV等の被害者の受け皿のひとつとして機能することが期待できる。 | 1:新規 | 男女共同参画センター |
| Ⅱ-2-③ 住民基本台帳事務における支援措置(P32) | ドメスティックバイオレンスおよびストーカー行為による被害者からの支援申出により、住民票や戸籍附票の写しなどの証明書の交付および住民票の閲覧の制限を行い、被害者の住所が加害者をはじめ第三者に知られることのないようにする。 | 関係課との連携を行い、情報管理の徹底を行う。 支援措置の期間は一年のため、支援が途切れることのないように、対象者へあらかじめ更新手続きの案内を行う。 【参考】H29年度末時点 支援申出者 17人 併せて支援を求める者 17人 | 支援申出者 18人 併せて支援を求める者 19人 計 37人 (平成31年3月31日現在) | 関係課との連携を行い、情報管理の徹底を行う。 支援者の住所異動の際には、関係市町との連携、情報管理の徹底を行う。 支援措置の期間は一年のため、支援が途切れることのないように、対象者へあらかじめ更新手続きの案内を行う。 | 定期的な職員研修を開催することにより、適正な事務の執行を徹底する必要がある。 | ドメスティックバイオレンスおよびストーカー行為による被害者が安心して生活ができるよう、関係機関および関係課と連携し、支援を行う。 | 2:継続 | 地域協働課 |
| Ⅱ-2-③ 警察や少年センターとの連携(P32) | デートDVやサイバー犯罪から青少年を守るために警察と連携した支援を行う。 | デートDVやストーカー行為等の犯罪防止のための教育の場を警察と共に提供する。さらに青少年が相談しやすい環境を整える。 ・小中学校、警察署、保護司会等と少年センターの連携、情報交換 ・中学校、高等学校等の訪問 | 小中学校、警察署、保護司会等と少年センターの連携、情報交換 中学校、高等学校等の訪問 延べ31校 | 小中学校、警察署、保護司会等と少年センターの連携、情報交換 中学校、高等学校等の訪問 | ひとり親担当や家庭相談員等との連携 | デートDVなどの暴力防止やその他犯罪被害に巻き込まれることなく、青少年が安心して暮らせるように、関係機関との連携により適切に危険回避支援を行う。 | 2:継続 | 子育て支援課 |

| | | |
|-------|-------|-----------------------------|
| 重点目標 | Ⅱ | 基本的人権の尊重 ～人権尊重と豊かな社会づくり～ |
| 重点課題 | Ⅱ-3 | 子育てしやすい安心安全なまちづくり |
| 施策の方向 | Ⅱ-3-① | 子育てにやさしいまちづくり |

推進計画 P33

| 実施事業名 | 事業内容 | 平成30年度 実施目標 | 平成30年度 実施状況 | 数値目標・実施目標 | 事業実施上の問題点、今後の課題等 | 男女共同参画の視点からみた効果 | 取組状況 | 担当課 |
|----------------------------|--|---|---|---|--|--|------|--------|
| Ⅱ-3-① 利用者支援事業 (P33) | 子育て世代包括支援センター事業 妊娠前から子育て期までの切れ目のない支援のための拠点を整備し、助産師等の専門職による継続支援、関係機関との連携強化を行う。 | 子育て世代包括支援センターの設置、体制整備を行う。 子育て世代包括支援センター1か所 | ・げんきステーションに子育て世代包括支援センターの設置 ・助産師、保育士による相談:151件 ・地域子育て支援センター等との連携 | ・関係機関との連携強化:担当者会議の毎月開催(子ども家庭相談室が招集) ・ハイリスク家庭の支援率:100% | 助産師、保育士等の専門職の確保が困難である。 | 子を望む夫婦が、妊娠・出産を迎える体制を整えられることを目指す。 | 2:継続 | 健康づくり課 |
| | 子育て世代包括支援センターを設置し、基本型の子育て支援コーディネーターと母子保健型の母子保健コーディネーターが連携し、妊娠前から子育て期まで切れ目のない支援を行う。 ①げんきステーションでの相談活動 ②地域子育て支援センター巡回による子育て支援、相談活動 | 子育て世代包括支援センターの開設 基本型の子育て支援コーディネーター(2人)と母子保健型の母子保健コーディネーター(1人)を配置 関係機関による連絡会議の開催:月1回 市内4か所の子育て支援センター巡回 【参考】H29年度実績 ・H29.10子育て世代包括支援センターを設置 ・基本型の子育て支援コーディネーター(1人)と母子保健型の母子保健コーディネーター(1人)を配置 ・相談活動(相談、家庭支援、養育支援等)62件(実績)※面接、電話、巡回、訪問件数 ・市内4か所の子育て支援センター巡回 毎月随時訪問実施、支援連携訪問も兼ねる。 | 妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目のない支援を行うことを目的として、妊娠、出産、育児に関する相談に応じ、支援する子育て世代包括支援センターを開設して次の事業を行った。 母子保健コーディネーター1名(保健師)、子育て支援コーディネーター1名(保育士)を毎日米原元気ステーションに配置。 ・妊娠、出産、産後および子育ての期間を通じて妊産婦等の支援に必要な情報を継続的に把握 ・妊娠、出産、育児に関する相談、情報提供、必要なサービスにつなぐ支援 ・支援が必要な妊産婦等への支援プランの作成および保健指導 ・関係機関とのネットワークづくり 市内4か所の子育て支援センターの巡回 月1回、子育て支援センター、健康づくり課、保育幼稚園課、子ども家庭相談室で会議を開催。 ・相談活動(相談、家庭支援、養育支援等)84件(実績)※面接、電話、巡回、訪問件数 | 妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目のない支援を行うことを目的として、妊娠、出産、育児に関する相談に応じ、支援する子育て世代包括支援センターを開設。 母子保健コーディネーター1名(保健師) 子育て支援コーディネーター1名(保育士)を毎日米原元気ステーションに配置。 ・妊娠、出産、産後および子育ての期間を通じて妊産婦等の支援に必要な情報を継続的に把握 ・妊娠、出産、育児に関する相談、情報提供、必要なサービスにつなぐ支援 ・支援が必要な妊産婦等への支援プランの作成および保健指導 ・関係機関とのネットワークづくり 市内4か所の子育て支援センターの巡回 月1回、子育て支援センター、健康づくり課、保育幼稚園課、子ども家庭相談室で会議を開催。 | 助産師、保育士等の専門職の確保が困難である。 | 妊娠、出産から就学(園)児童とその保護者への切れ目のない支援を行うことで、出産や育児等の様々な不安解消を支援することで、子どもが健やかに成長する環境の実現に寄与する。また、児童虐待の早期発見とその後の速やかで確実な対応にもつながる。 | 2:継続 | 子育て支援課 |
| Ⅱ-3-① 子育て支援センター事業 (P33) | 市内4か所に地域子育て支援センターを設置している。あゆっこ(米原公民館) 寺子屋(長岡保育園)、はなばたけ(いぶき認定こども園)、ふたばっこ(おのみ認定こども園) ①保育室・園庭の開放 ②育児相談 ③交流事業 ④情報開示 ⑤子育てサークル等の育成・支援 ⑥訪宅活動等の活動を行う。 | 子育て支援センターの機能を充実し、子育て家庭が気軽に行ける相談体制や地域とのつながりや居場所づくりを図る等、子育て家庭を支援する。 子育て支援センターにおける相談の件数 平成26年度実績(666件) 平成27年度実績(575件) 平成28年度実績(532件) 平成29年度実績値(437件) (件数を目標に実施する事業ではない) | 子育て支援センター機能を充実し、子育て家庭が気軽に行ける相談体制や地域とのつながりや居場所づくりを図る等、子育て家庭を支援した。 子育て支援センターにおける相談の件数 H30年度実績(380件) | 子育て支援センター機能を充実し、子育て家庭が気軽に行ける相談体制や地域とのつながりや居場所づくりを図る等、子育て家庭を支援する。 子育て支援センターにおける相談の件数 令和元年度目標(450件) | 父親や祖父母にも役立つ情報を提供したり、センターの土曜開設など、男女が共に参加しやすい環境づくり等、様々なニーズに合った居場所づくりを考えていく。 核家族や県外からの転入家庭における母親の心理的負担を軽減していく。 支援センター職員および併設園職員が共通理解し、子育て支援をしていく。 | 父親の利用が増え、父親への子育てに役立つ情報を提供するとともに、ふたばっこでの土曜日開設など、男女が共に協力して子育て出来る環境づくり。また、一人一人の親に合った居場所や交流の持ち方、情報の選択肢を増やす。 | 2:継続 | 保育幼稚園課 |

| | | |
|-------|-------|-----------------------------|
| 重点目標 | Ⅱ | 基本的人権の尊重 ～人権尊重と豊かな社会づくり～ |
| 重点課題 | Ⅱ-3 | 子育てしやすい安心安全なまちづくり |
| 施策の方向 | Ⅱ-3-① | 子育てにやさしいまちづくり |

推進計画 P33

| 実施事業名 | 事業内容 | 平成30年度 実施目標 | 平成30年度 実施状況 | 数値目標・実施目標 | 事業実施上の問題点、今後の課題等 | 男女共同参画の視点からみた効果 | 取組状況 | 担当課 |
|--|---|--|--|---|--|--|------|--------|
| Ⅱ-3-① 放課後児童クラブ事業 (P33) | 放課後児童の安心・安全な居場所づくりを目指し、市と地域、市民の協働により、放課後児童クラブ事業を実施する。 放課後児童クラブでは、放課後留守家庭児童の居場所となる児童クラブを市内に開設している。 | 放課後児童クラブ 放課後児童クラブの利用者の増加に対して、各クラブや学校の協力を得て、更なる安全・安心な受け皿の確保に努める。 冒険遊び場等 関係団体や子ども会と連携し、冒険遊び場および水に親しむ遊び場の開設・運営の支援を行う。 新規開設：1か所 【参考】H29年度実績 ・放課後児童クラブ 9か所、13支援単位 月平均利用人数497人 ・冒険遊び場等 新規1か所(月1回程度)全4か所*水に親しむ遊び場は実績なし。 | 放課後児童クラブ 放課後児童クラブの利用者の増加に対して、各クラブや学校の協力を得て、更なる安全・安心な受け皿の確保に努めました。 ・放課後児童クラブ9か所、15支援単位 月平均利用人数502人 利用率38.1% ・民設放課後児童クラブ1か所、1支援単位 月平均利用人数39人 冒険遊び場等 関係団体と連携し、冒険遊び場および水に親しむ遊び場の開設・運営の支援を行いました。 ・冒険遊び場等 全4か所 新規開設：1か所 ・水に親しむ遊び場 新規1か所(柏原区) | 放課後児童クラブ 放課後児童クラブの利用者の増加に対して、各クラブや学校の協力を得て、更なる安全・安心な受け皿の確保に努める。 冒険遊び場等 関係団体や子ども会と連携し、冒険遊び場および水に親しむ遊び場の開設・運営の支援を行う。 新規開設：1か所 | 放課後児童クラブ 利用申込が年々増加し、受け入れる施設や支援員の確保が難しい。各クラブの協力を得て、更なる安全・安心な受け皿の確保に努める必要がある。 冒険遊び場等(プレイパーク) 冒険遊び場の取組が市内全域に広がるよう、関係団体や子ども会と連携し、冒険遊び場および水に親しむ遊び場の開設・運営の支援を行う必要がある。 | ・共働き家庭等で仕事と家庭生活を両立するための多様なニーズに応えるべく、放課後児童クラブの環境整備を充実させることは効果が高い。 | 2:継続 | 子育て支援課 |
| Ⅱ-3-① ファミリーサポートセンター事業 (P33) | 育児の援助を受けたい人と援助に協力できる人がそれぞれ会員登録し、相互援助に関する連絡・調整を行う。 | 委託団体と連携し登録会員を増やし、必要な時に子育ての援助が行える体制を整備する。 【参考】H29年度実績 会員数：137人(利用会員69人、サポート会員57人、両方会員11人) 援助回数：162回 | 委託団体と連携し登録会員を増やし、必要な時に子育ての援助が行える体制を整備した。 【H30年度実績】 会員数：164人(利用会員78人、サポート会員73人、両方会員13人) 援助回数：304回 利用者数：7人、援助者数10人 援助内容：学校の迎え(預かり付)、学童終了後の預かり(迎え付)等 | 委託団体と連携し登録会員を増やし、必要な時に子育ての援助が行える体制を整備する。 | 登録会員を増加し、必要な時に子育ての援助を行える体制を整える必要がある。 | 安定的な事業運営を確立することで、女性が安心して働ける地域社会の形成につながる。 | 2:継続 | 子育て支援課 |
| Ⅱ-3-① 安心して子どもを 生み育てられる環境づくり (P33) | 産後ケア事業 育児不安等の支援が必要な産後から生後4か月までの母子を対象に日帰り、宿泊サービスを提供し、安定した育児が継続できるよう支援する。 ※身体や心のケア、授乳や育児に関する相談やサポート等(沐浴・赤ちゃんの世話の仕方) | 産後間もない母子の心身の安定を図るためのサービスを創設する。 H30年度実施目標 ・サービス提供機関の確保増 【参考】H29年度実績値 ・サービス提供機関：2か所 ・利用件数： 日帰りサービス1件(1日) 宿泊サービス1件(7日) | ・サービス提供機関：2か所 市立長浜病院：宿泊型 医療法人青葉会(神野クリニック)：宿泊型、デイサービス型 デイサービス型利用件数：0件 宿泊型利用件数：1件(6日) | ・サービス提供機関の確保増 ・当該サービス事業の周知啓発 | ・サービス提供機関の確保と事業の周知が必要となる。 | ・子を望む夫婦が、妊娠・出産を迎える体制を整えられることを目指す。 | 2:継続 | 健康づくり課 |
| | 保護者の多様なニーズに答え、子育てを社会で支えることで、安心して子どもを生み育てられる環境づくりを推進する。 | 放課後児童クラブの休日開設：1か所 休日開設した時の、実際の利用量を調査する。 【参考】H29年度実績 市内小学校第1～5学年の児童の保護者を対象に放課後児童クラブの運営方法等に関するアンケート調査を実施した。 | 放課後児童クラブの休日開設：なし | 放課後児童クラブの休日開設(日曜日)：1か所 | 子ども・子育て支援計画策定に係るニーズ調査において、放課後児童クラブの休日利用についての調査を行った結果、「利用する必要がある」は78.2%と最も高く、次いで、「月に1～2回は利用したい」は15.4%、「ほぼ毎週利用したい」は1.3%となった。 多様なニーズに対する、新たな施策展開を検討する必要がある。 | 子育てと就労の両立のための環境を整備し、子育てを社会全体で支えることで、安心して子どもを生み育てられる環境づくりを推進する。 | 2:継続 | 子育て支援課 |

| | | |
|-------|-------|-----------------------------|
| 重点目標 | Ⅱ | 基本的人権の尊重 ～人権尊重と豊かな社会づくり～ |
| 重点課題 | Ⅱ-3 | 子育てしやすい安心安全なまちづくり |
| 施策の方向 | Ⅱ-3-① | 子育てにやさしいまちづくり |

推進計画 P34

| 実施事業名 | 事業内容 | 平成30年度 実施目標 | 平成30年度 実施状況 | 数値目標・実施目標 | 事業実施上の問題点、今後の課題等 | 男女共同参画の視点からみた効果 | 取組状況 | 担当課 |
|------------------------------------|---|---|--|--|--|--|------|--------|
| Ⅱ-3-① 子育てに関する情報の発信 (P34) | 子育てに関する情報を広報誌等で発信するとともに、子育て関係施設においても掲示・配布する。 | 子育て支援サイト「まいハグ」等の情報の更新 【参考】H29年度実績 ・市公式ウェブサイト、子育て支援サイト「まいハグ」を新設して子育て情報を整理し、情報発信に努めた。 | 子育て支援サイト「まいハグ」等の情報の更新 | 子育て支援サイト「まいハグ」等の情報の更新 | 関係各課と連携し、広範囲にわたる子育て支援情報を整理し直す必要がある。 | 子育てに関する情報を発信して、男性の育児参加を促進する。 | 2:継続 | 子育て支援課 |
| Ⅱ-3-① 「米原市子育て応援ガイド」の配布 (P34) | 未就学の子どもを持つ保護者が米原で子育てをするのに必要な情報を掲載する。各庁舎・行サビ・公民館・子育て支援センター等関係施設にて配布する。 | 発行数:1700部(目標値) 子育て世代地域包括支援センターや、空き家対策研究会など、新たに配付先を増やした。転入者などに対する米原市の子育て支援情報の提供ツールとして活用したいという要望を受けている。公式ウェブサイトへの掲載を今年度実施し、出先でも「米原市子育て応援ガイド」を確認できるようにする。 | 発行部数:1650部 米原市公式サイトに掲載し、出先でも掲載内容が確認できるようにした。伊吹山テレビ文字放送にて発行のお知らせをし、多くの方に応援ガイドの存在を周知した。 | 発行部数:1700部 前年度に引き続き、応援ガイドの周知をする。転入者や健康づくり課による子育て世帯への訪問が多い4月中の発行を目指し、手に取ってもらう機会を増やす。 | 子育て応援ガイドを活用しながら、市内のサービスを利用される保護者も増えてきた。子育て関係機関が互いの支援事業について情報共有しながら市全体での子育て支援につなげる。 | 安心して子育てをしてもらうための支援としての情報提供ツールのひとつであり、市内の子育て支援情報が網羅されているので有効的である。 | 2:継続 | 保育幼稚園課 |

| | | |
|-------|-------|-----------------------------|
| 重点目標 | Ⅱ | 基本的人権の尊重 ～人権尊重と豊かな社会づくり～ |
| 重点課題 | Ⅱ-3 | 子育てしやすい安心安全なまちづくり |
| 施策の方向 | Ⅱ-3-① | 子育てにやさしいまちづくり |

推進計画 P33

| 実施事業名 | 事業内容 | 平成30年度 実施目標 | 平成30年度 実施状況 | 数値目標・実施目標 | 事業実施上の問題点、今後の課題等 | 男女共同参画の視点からみた効果 | 取組状況 | 担当課 |
|----------------------------------|--|---|--|--|---|---|------|--------|
| Ⅱ-3-① 子育て支援センターの機能充実 (P33) | 親子が安心して過ごせる居場所づくりなど、子育て家庭を支援する。 | 今年度もウェブサイトと米原市防災アプリメールマガジンにおいて、各子育て支援センターの活動情報を提供する。 ・ウェブサイト(毎月更新) ・メールマガジン(毎週通信) 子育て支援センター利用者から、子育て支援情報として情報の提供方法や内容等が利用者にとってほしい情報となっているか聞きだし、今後の情報提供の在り方を検証する。 | ウェブサイトと米原市防災アプリメールマガジンにおいて、各子育て支援センターの活動情報を提供する。 ・ウェブサイト(毎月更新した) ・メールマガジンを毎週配信した。 | ウェブサイトと米原市防災アプリメールマガジンにおいて、各子育て支援センターの活動情報を提供する。 ・ウェブサイト(毎月更新) ・メールマガジン(毎週配信) | 子育て支援センターなど、地域に密着した子育て支援をする必要がある。 | 親子が安心して過ごせる居場所づくりなど、子育て家庭の支援を図る。 | 2.継続 | 保育幼稚園課 |
| Ⅱ-3-① 保育サービス充実 (P33) | 【通常保育の実施】 【特別支援保育の実施】 ①病児・病後児保育の実施 ②一時預かり(一時保育の実施：公立3園、民間4園) ③長時間保育の実施 ④延長保育の実施(民間保育園) ⑤休日保育の実施(米原保育園) ⑥特別支援保育体制の実施 ⑦低年齢児保育の実施 | ・保護者の多様なニーズに応え、子育てを社会で支えることで、安心して子どもを生み育てられる環境づくりを推進する。 ・病児・病後児保育室おおぞらを開設する。 平成29年度実績(のべ人数332人) ・体調不良児対応型病児保育を実施する。 平成29年度実績(公立1園、私立1園、のべ人数607人) 平成30年度目標値(新規公立3園) ・公立園における延長保育事業の拡充の検討 平成30年度目標値(新規3園) 延長保育・休日保育を実施する保育園の数 ・平成26年度実績(5園) ・平成27年度実績(6園) ・平成28年度実績(6園) ・平成29年度実績(6園) ・平成30年度目標値(9園) 保育料の軽減対象者 平成29年度目(6418人) 平成30年度目標値(6,500人) 待機児童発生数 平成29年度(11人)H29.10現在 平成30年度目標数(0人) | ・病児・病後児保育室おおぞらにて実施(延べ人数291人) ・体調不良児対応型病児保育を実施した。(公立4園、私立1園延べ人数1,183人) ・一時預かり利用料金の変更 1日3,000円/半日1,500円 ⇒3歳児以上1日1,000円/半日500円 3歳児未満1日3,000円/半日1,500円 ・幼稚園型一時預かりの創設 ・公立園における延長保育事業の拡充の検討 平成30年度実績4園 ・延長保育・休日保育を実施する保育園の数 ・平成30年度実績(10園) ・延長保育事業利用数 平成30年度実績(3365回) ・一時預かり利用数 平成30年度実績(837回) ・保育料の軽減対象者 平成30年度実績(6,208人) ・待機児童発生数 平成30年度実績(6人) ※10/1現在実績 | ・保護者の多様なニーズに応え、子育てを社会で支えることで、安心して子どもを生み育てられる環境づくりをさらに推進する。 ・病児・病後児保育室おおぞらにて実施する。 ・体調不良児対応型病児保育を園にて実施する。(公立4園、私立1園) ・保育料の軽減対象者 令和元年度目標値(4,100人) ※10月以降実施される幼児教育無償化により3歳児以上の保育料が無償化されるため軽減対象者目標数値を下げます。 ・待機児童発生数 令和元年度目標値(0人) | 病児・病後児保育については100名を超える登録者数があり、継続的な利用数がある。 一時預かりは子育て環境の変化によって、継続的な利用がありニーズも多様化しているため、サービスの内容や日数等について見直しを図る必要がある。 | 多様な保育ニーズにこたえ地域に開かれた保育所づくりを行い、子育て家庭へ不安や緊急時への支援など、保育の専門性を活かす。 | 2.継続 | 保育幼稚園課 |

| | | |
|-------|-------|-----------------------------|
| 重点目標 | Ⅱ | 基本的人権の尊重 ～人権尊重と豊かな社会づくり～ |
| 重点課題 | Ⅱ-3 | 子育てしやすい安心安全なまちづくり |
| 施策の方向 | Ⅱ-3-② | 家庭の教育力の向上 |

推進計画 P34

| 実施事業名 | 事業内容 | 平成30年度 実施目標 | 平成30年度 実施状況 | 数値目標・実施目標 | 事業実施上の問題点、今後の課題等 | 男女共同参画の視点からみた効果 | 取組状況 | 担当課 |
|--|---|---|--|--|--|--|------|--------|
| Ⅱ-3-② 家庭の教育力 に関する啓発 および講習会 等の開催 (P34) | 学校・家庭・地域の連携を図りながら、男女ともに、家庭における教育力の向上に向けた支援を行う。 | 家庭での教育力向上を図るため、「家庭教育フォーラム」を開催してきたが、子育て世帯の参加が少ない、事業のゴール設定が曖昧などの課題が見えてきたことから、各地域ごとに「家庭教育カフェ」を開催し、子育て世帯の家庭教育についての状況把握を行い、事業のゴールを再設定する。 | まいふあみカフェを開催し、子育て世帯の情報交換等交流の場を設定した。 ・あゆっこ(まいばら認定こども園) 10月3日開催 12人 ・はなばたけ(いぶき認定こども園) 10月11日開催 15人 ・ふたばっこ(おうみ認定こども園) 11月7日開催 21人 | まいふあみカフェを開催し、子育て世帯の情報交換、専門家のアドバイス等により子育ての幅を広げ、子どもの育ちを豊かにする。 事業実施回数:4回 | 子育て・教育関係各課がそれぞれ個別で家庭教育・子育て支援事業を行っているため、横連携を図り、情報共有や、事業の集約をしていく必要がある。 | 親が子育てに必要な知識や情報を得ることで、男女がそれぞれの個性と能力を発揮し、協力して家庭において子育てができる環境となることが期待できる。 | 2:継続 | 生涯学習課 |
| | 各園において、子ども・保護者、地域の実態に合わせた保育参加、親子活動、講演会および座談会等を実施する。 | 各園の実態に応じた事業を行い、保護者へ支援および子育て支援につながる。また、講演会や座談会等を通して、子育ての楽しさを共感する機会になるとともに参加できなかった保護者への事後の啓発に努める。(保育参加、保護者講演会、座談会等の実施) | 各園の実態に応じた事業を行い、保護者へ支援および子育て支援につながる。また、講演会や座談会等を通して、子育ての楽しさを共感する機会になるとともに、保護者同士のつながりや、保護者と園とのつながりも持て、子どもの育ちを見届ける関係も持てた。 | 各園の実態に応じた事業を行い、保護者支援および子育て支援につなげる。また、講演会や座談会等を通して、子育ての楽しさを共感する機会になるとともに保護者同士のつながりや保護者と園との関係を深めていく。参加できなかった保護者への事後の啓発に努める。(保育参加、保護者講演会、座談会等の実施) | 園では、従来から家庭の子育て力を引き出す取組を実施している。日頃の子育てを振り返り、お互いの悩みを出し合う中で保護者自身が安心し、自信を持って子ども向き合えるようになる。特に支援の必要な家庭ほど参加率が低いので、保育参加、講演会の開催の工夫をしながら多くの方に参加してもらえようとする必要がある。保護者の実態も多様化しているので、保護者の思いに寄り添う日々の関わりが大切になってくる。 | 男女両方の保護者が保育に関わることで、一方に偏らずに協力した家庭保育の実践につながることを期待できる。 | 2:継続 | 保育幼稚園課 |
| Ⅱ-3-② 家庭の教育力 向上 (P34) | 固定的な性別役割分担意識を見直し、男女がお互いに家庭生活を担っていくことの重要性の理解を促進する。 | 各教科・道徳・学活・総合的な学習の時間をはじめとする全学習活動において、男女共同参画の理念に基づいた取組を展開する。 | 各教科・道徳・学活・総合的な学習の時間をはじめとする全学習活動において、男女共同参画の理念に基づいた取組を展開した。 | 各教科・道徳・学活・総合的な学習の時間をはじめとする全学習活動において、男女共同参画の理念に基づいた取組を展開する。 | 教職員を対象にした研修の充実 | 男女ともに家事・育児・介護を担う能力を身に付け、固定的な役割分担のない家庭づくりにつながる。 | 2:継続 | 学校教育課 |
| | 親子で参加・体験する活動や、家庭教育に関する講座や研修会などを通して、家庭の教育力の向上に取り組む。 | 家庭教育フォーラムの共同開催 PTA教育講演会等における家庭教育の啓発 平成30年10月13日(土)開催 講師:原田綾子氏 演題:子どもの自信とやる気を引き出す。 【参考】H29年度実績 PTA教育講演会:平成29年10月14日(土) 250人参加 | 家庭教育フォーラムの共同開催 PTA教育講演会等における家庭教育の啓発 平成30年10月13日(土)開催 講師:原田綾子氏 演題:子どもの自信とやる気を引き出す 261人参加 | 家庭教育フォーラムの共同開催 PTA教育講演会等における家庭教育の啓発 令和元年10月5日(土)開催 講師:宮本延春氏 演題:マル出しスイッチON 自尊心の育て方 | 関係各課との連携を深め、効果的な事業を実施する必要がある。 | 家庭教育力の向上には男性の積極的な参加が必要であり、家庭教育力が向上することにより、次世代に男女共同参画の意識が引き継がれる。 | 2:継続 | 子育て支援課 |

| | | |
|-------|-------|-----------------------------|
| 重点目標 | Ⅱ | 基本的人権の尊重 ～人権尊重と豊かな社会づくり～ |
| 重点課題 | Ⅱ-4 | 高齢者、障がい者、外国人等が安心して暮らせる社会づくり |
| 施策の方向 | Ⅱ-4-① | 社会的孤立などに対応した一人にさせない地域づくり |

推進計画 P36

| 実施事業名 | 事業内容 | 平成30年度 実施目標 | 平成30年度 実施状況 | 数値目標・実施目標 | 事業実施上の問題点、今後の課題等 | 男女共同参画の視点からみた効果 | 取組状況 | 担当課 |
|---|---|--|---|---|--|---|------|--------|
| Ⅱ-4-① 外国人市民に対する相談支援 (P36) | NPO法人米原市多文化共生協会等と連携を図りながら、外国籍の方が住みやすい地域づくりを目指す。 | NPO法人多文化共生協会と連携しながら、必要な支援をおこないます。 | 相談件数 3,519件 (山東 2,488件) (多文化共生ポルトガル語通訳 600件) (多文化共生中国語通訳 431件) | NPO法人多文化共生協会と連携しながら、必要な支援をおこないます。 | すべての外国籍の方が住みやすいまちにするためには、少数言語等への対応が求められるが、種類も多く、対応しきれていない。 | 男女に関わらず、悩みや困りごとの相談に応じることで、豊かに暮らすことができるよう支援を行うことができる。 | 2:継続 | 人権政策課 |
| Ⅱ-4-① 外国人市民に対する支援の充実 (P36) | 外国籍児童やその保護者に対するきめ細やかな支援体制の充実に向けて関係機関との連携を図る。 | 年度初めに、保護者向け文書や児童生徒向けの面談・相談で多文化共生協会との連携を図る。通訳や翻訳体制を充実させる。 | 年度初めに、保護者向け文書や児童生徒向けの面談・相談で多文化共生協会等との連携を図る。通訳や翻訳体制を充実させた。 | 年度初めに、保護者向け文書や児童生徒向けの面談・相談で多文化共生協会との連携を図る。通訳や翻訳体制を充実させる。 | 外国籍児童生徒の増加に伴い、保護者対応や日本語教育の必要性が高まっている。 | 外国籍の方が安心・安全に米原市民として生活が送れるようになる。 | 2:継続 | 学校教育課 |
| Ⅱ-2-② Ⅱ-4-① 心配ごと総合相談 (P31・P36) 【再掲】 | 行政相談員、人権擁護委員、民生委員、障がい者相談員による総合相談を実施する。 | 相談員との情報交換を密にし、市民窓口として気づきや提案を多くいただけるようにしていく。また、相談事項を関係機関につなぐ際に他職種連携が必要な場合に部署を超えてケース検討会議に報告し、市民サポートからの受け皿づくりを提案していく。 | 平成30年度は心配ごと相談員のアンケートを実施。相談員の認識として「相談件数に関わらず相談できる居場所」の位置づけとして合意。2月7日に、心配ごと相談員情報交換会・研修会開催、平成22年度からの活動分析の他、「相談支援対応時に大切なこと」～引きこもる中高年の支援から～として日本スピリチュアルケアワーカー協会会長 山添正氏(臨床心理士)を講師に受講。年度相談件数27件。 | 事業の事前問い合わせでの相談対応ができるときは、担当の社会福祉士等が該当の相談窓口につなぐ。事前相談内容や相談件数が把握できるときには、当時の相談員に伝え相談活動の時間配分等相談がスムーズにできるつなぎを行う。心配ごと相談から関係機関につなぐ必要があるときは、包括内で協議し、市民サポートからの受け皿づくりを提案していく。 | 相談者が減少傾向にあるため、他の相談窓口と連携を図っていく必要がある。 | 女性も含めた市民の様々な悩みや問題の解決につながり、一人で悩み孤立することがない環境づくりができる。 | 2:継続 | くらし支援課 |
| Ⅱ-4-① ひとり親家庭支援 (P36) | 母子父子自立支援員によるひとり親家庭に関する生活や就労等の相談の実施、DV相談。 | デートDVやストーカー行為等の犯罪防止のための教育の場を警察と共に提供する。さらに青少年が相談しやすい環境を整える。 相談対応:随時 【参考】H29年度実績 母子父子自立支援員による相談(随時) 相談延べ件数:41件 | 母子父子自立支援員による相談(随時) 相談延べ件数:平成30年度 57件 | 相談対応:随時 | 人権政策課との連携をとり、DV等の相談に情報を共有するなど包括的な対応を継続して行う必要がある。 | ひとり親家庭におきる困りごとの相談に情報共有することで、男女が共に安心して豊かに暮らすことができるよう生活の安定や自立に向けた支援を行う。 | 2:継続 | 子育て支援課 |

| | | |
|-------|-------|-----------------------------|
| 重点目標 | Ⅱ | 基本的人権の尊重 ～人権尊重と豊かな社会づくり～ |
| 重点課題 | Ⅱ-4 | 高齢者、障がい者、外国人等が安心して暮らせる社会づくり |
| 施策の方向 | Ⅱ-4-① | 社会的孤立などに対応した一人にさせない地域づくり |

推進計画 P36

| 実施事業名 | 事業内容 | 平成30年度 実施目標 | 平成30年度 実施状況 | 数値目標・実施目標 | 事業実施上の問題点、今後の課題等 | 男女共同参画の視点からみた効果 | 取組状況 | 担当課 |
|--------------------------------------|---|--|--|---|---|--|------|---------|
| Ⅱ-4-① 生活困窮者に対する自立支援施策の充実 (P36) | 包括的かつ継続的な相談支援を行う。 生活困窮者支援を通じた地域づくりを実施する。 | 生活困窮者が抱える複合的な課題に個別的、包括的および継続的に相談支援を行い、困窮状態からの早期から脱却の支援を行う。支援実施に当たっては、相談支援包括化推進員、市役所内、外部署関係機関とのネットワーク構築および連携を行い、支援していく。 平成30年度実施目標 前年度より実績を上げ、SOSが出せない生活困窮者の掘り起しに努める。平成30年度より、市内の小中学校3年生を対象に放課後補充教室「学びっこ教室」を学校教育課において実施する。 【参考】H29実績 ・自立相談支援機関相談受付数 20件 ・家計相談支援事業 2件 ・就労準備支援事業 3人 | 生活困窮者が抱える複合的な課題に個別的、包括的および継続的に相談支援を行い、困窮状態からの早期から脱却の支援を行った。支援実施に当たっては、市役所内、外部署関係機関とのネットワーク構築を行い、支援を行った。 平成30年度実績 ・自立相談支援機関相談受付数 46件 ・家計相談支援事業 13件 ・就労準備支援事業 4人 | 生活困窮者が抱える複合的な課題に個別的、包括的および継続的に相談支援を行い、困窮状態からの早期から脱却の支援を行う。支援実施に当たっては、相談支援包括化推進員、市役所内、外部署関係機関とのネットワーク構築および連携を行い、支援していく。 令和元年度年度実施目標 前年度より実績を上げ、SOSが出せない生活困窮者の掘り起しに努める。各関係機関多職種連携し、さらに掘り起こし、また、学校関係者及び子ども家庭相談室との連携強化し、生活困窮世帯の子どもの支援に重点を置き、早期発見及び支援に向けて取り組み、成長過程に合わせて成人しても途切れない支援体制構築に努める。 | 生活困窮者の課題は多用で複合的である。制度の狭間に陥らないよう、広く受け止め、就労の問題、心身の不調、家計の問題などの多様な問題に対応できるよう地域のネットワークを構築する。 | 生活困窮者の自立に向けた支援を行うことで、男性も女性もひとりの人間として能力を発揮できる機会の確保ができる。 | 2:継続 | 社会福祉課 |
| Ⅱ-4-① 要配慮者の防災体制の充実 (P36) | 近年、地震、集中豪雨や台風による風水害が多発している中、高齢者や障がい者等の避難行動要支援者が犠牲者の多くの割合を占めていることから、平常時から地域のつながりを強め、助け合いの関係を築くことにより、災害時の支援をすみやかにを行うため、地域ぐるみで避難支援体制を構築する。 | ・避難行動要支援者名簿の適正な管理 ・個別計画作成への継続支援 【参考】H29実績 ・非避難行動要支援者名簿への登録率78.1% ・個別計画の作成取組自治会数 33自治会 | 地域関係者への定期的な情報提供を行うことにより、適正な同意者名簿の管理を行った。 ・避難行動要支援者名簿への登録率 81.9% ・個別計画の作成取組自治会数 33自治会 | ・避難行動要支援者名簿の適正な管理 ・地域担当職員制度を活用し、自治会における個別計画作成への集中的な支援の実施 | ・取組状況に地域格差がある。 | 平常時から地域のつながりを強め、助け合いの関係を築くことにより、災害時の支援を速やかに行うため、地域ぐるみで避難支援体制を構築する。高齢者や障がい者等の避難行動要支援者の犠牲を減らす。 | 2:継続 | くらし支援課 |
| | 災害時等の緊急時において、高齢者、障がい者、乳幼児、その他の特に配慮を要する人に対する避難体制づくりを進める。 | 関係各課と連携し、災害時における要配慮者に対する避難体制づくりを進める。 | くらし支援課等の関係部署と連携し、出前講座等を通じて、災害時の避難行動要支援者の避難支援プラン(個別計画)の作成に向けた取り組みを進めた。 | くらし支援課等の関係部署と連携し、地域担当職員制度を活用し、災害時の避難行動要支援者の避難支援プラン(個別計画)の作成と体制づくりの支援を行う。 | 要配慮者に限らず、災害時における避難体制づくりには、地域で日頃から顔の見える関係性作りを努めてもらうことが大切である。 | 災害から受ける影響の男女の違いに配慮することなどにより、男女の人権を尊重した安全・安心の確保につながる事が期待できる。 | 2:継続 | 防災危機管理課 |

| | | |
|-------|-------|-----------------------------|
| 重点目標 | Ⅱ | 基本的人権の尊重 ～人権尊重と豊かな社会づくり～ |
| 重点課題 | Ⅱ-4 | 高齢者、障がい者、外国人等が安心して暮らせる社会づくり |
| 施策の方向 | Ⅱ-4-① | 社会的孤立などに対応した一人にさせない地域づくり |

推進計画 P36

| 実施事業名 | 事業内容 | 平成30年度 実施目標 | 平成30年度 実施状況 | 数値目標・実施目標 | 事業実施上の問題点、今後の課題等 | 男女共同参画の視点からみた効果 | 取組状況 | 担当課 |
|---|---|--|---|---|---|---|------|--------|
| Ⅱ-4-① ひきこもりや ニート状態にある 若者に対する 相談支援の 充実 (P36) | 子ども・若者支援地域協議会の運営および関係機関等との連携 | 「子ども家庭相談室」「少年センター」「若者自立ルームあおぞら」「ひとり親自立支援」「里親」事業それぞれの活動充実を図るとともに、連携による効果的総合的な相談・支援を実施する。 あおぞら相談 火曜日～金曜日 平日10:00～16:00 ※対象年齢:15歳から39歳 無職少年対策指導員による相談 【参考】H29年度実績 ・あおぞら相談件数 85件 (ひきこもり脱出3件、就労実現6件) | 子ども・若者に対する総合相談窓口を開設し、ひきこもりの脱出・安定就労に向け社会生活が円滑に営めるよう自立に向けた支援を行った。 相談日 火曜日から金曜日 午前10時から午後4時 ※対象年齢 15歳から39歳 相談件数 547件(月平均46件) 新規利用者 11人 正社員1人、アルバイト1人、作業所2人 | 子ども・若者に対する総合相談窓口を開設し、ひきこもりの脱出・安定就労に向け社会生活が円滑に営めるよう自立に向けた支援を行う。 相談日 火曜日から金曜日 午前10時から午後4時 ※対象年齢 15歳から39歳 | 少年センターとの連携を密に行い、子ども・若者に対する支援を継続していく必要がある。 | 引きこもりからの脱出や就労実現等の若者自立支援を行うことで、誇りと生きがいを持って人生を歩む、こうした青少年の育成に寄与する。 | 2:継続 | 子育て支援課 |
| Ⅱ-4-① サロン活動等 による居場所 づくり (P36) | 高齢者等の居場所づくりのため、「地域お茶の間創造事業」を推進する。また、サロン活動をサポートする社会福祉協議会との連携を図る。 | 地域お茶の間創造事業の推進を図るため、リニューアルした補助金制度に基づき、お茶の間活動団体の一層拡大に努める。 H29年度新規団体 4団体 H30年度新規団体(目標)5団体 H29お茶の間実施団体数 合計24団体 (H33目標 35団体) | 地域お茶の間創造事業の推進を図るため、継続団体の活動支援・交流、新規団体の設立支援を行い、新たな居場所が増加した。 ・H30年度新規団体 2団体 ※お茶の間実施団体数 合計26団体 | 新規団体立ち上げに向けたセミナー等を実施し、また健康推進員やスポーツ推進員といった地域の多様な人材との連携を進め、お茶の間活動団体の一層拡大に努める。 ・R1年度新規団体 5団体 (R3目標 35団体) | 補助金要綱を見直し、地域が取り組みやすい制度とする。 | 地域お茶の間創造事業継続団体の活動支援・交流、新規団体の設立支援を行うことで、男女共に高齢者の居場所づくりが進む。 | 2:継続 | くらし支援課 |

| | | |
|-------|-------|-----------------------------|
| 重点目標 | Ⅱ | 基本的人権の尊重 ～人権尊重と豊かな社会づくり～ |
| 重点課題 | Ⅱ-4 | 高齢者、障がい者、外国人等が安心して暮らせる社会づくり |
| 施策の方向 | Ⅱ-4-② | 在宅生活の支援等きめ細やかな福祉サービスの充実 |

推進計画 P37

| 実施事業名 | 事業内容 | 平成30年度 実施目標 | 平成30年度 実施状況 | 数値目標・実施目標 | 事業実施上の問題点、今後の課題等 | 男女共同参画の視点からみた効果 | 取組状況 | 担当課 |
|--------------------------------|---------------------------|---|--|--|---|---|------|--------|
| Ⅱ-4-② 高齢者総合相談 (P37) | 高齢者の介護保険や生活支援等の総合的な支援を行う。 | 米原近江地域包括支援センターにおいて、指定介護予防支援事業所(H29.7開設)を継続して開設する。 | ・山東伊吹、米原近江の2圏域の各地域包括支援センターに専門職(保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員)を配置し、総合相談に対応。また、それぞれに指定介護予防支援事業所をおき、要支援者や総合事業対象者の介護予防のための支援を行った。 | ・総合相談の実施とそれ後の支援から地域課題を整理し、地域包括ケア体制の整備に向けての方向性を明確にする。 | 人材(専門職(①保健師、②社会福祉士、③主任介護支援専門員))の確保が課題である。 | 生涯を通じ、健康で自立した社会生活を営む支援ができる。 | 2:継続 | くらし支援課 |
| Ⅱ-4-② 認知症サポーター養成講座 (P37) | 認知症サポーター養成講座を実施する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・認知症サポーター養成人数 500人 ・H29養成講座実施団体についてステップアップ講座の実施 60% ・新規団体への講座開催 小・中学校 ★養成したことによる効果や発展を目指して、ステップ1からの4段階に及ぶ講座を確実にステップアップしてもらったための仕組みづくりを行う。 【参考】H29実績 <ul style="list-style-type: none"> ・認知症サポーター養成人数517人 ・認知症サポーター要請男性割合29.4% ・キャラバンメイト養成講座の開催なし | <ul style="list-style-type: none"> ・認知症サポーター養成人数 653人 ・認知症サポーター養成男性割合39.5% ★企業、学校における認知症サポーター養成講座の実績なし。サポーターの養成人数は昨年度より増加したが、サポーターを増やすのではなく、サポーターとなった方が地域の中でどう活動する仕組みを作っていくのかを協議、検討した。 | <ul style="list-style-type: none"> ・認知症サポーターの地域(地域のサロンやお茶の間創設事業の居場所)での活動、見守り ・市内企業、商店での認知症サポーター養成講座の実施 2社以上 ・小中学校での認知症サポーター養成講座の実施 2校以上 | 小・中学校、高校等での開催を促し、若い世代の認知症に対する理解を高めていく必要がある。社会福祉協議会、公共交通機関、金融機関等のサポーターの育成が課題である。 | 男性が積極的に認知症を患った方をサポートすることで、住み慣れた地域で安心して生活できる体制づくりが推進できる。 | 2:継続 | くらし支援課 |

| | | |
|-------|-------|-----------------------------|
| 重点目標 | Ⅱ | 基本的人権の尊重 ～人権尊重と豊かな社会づくり～ |
| 重点課題 | Ⅱ-4 | 高齢者、障がい者、外国人等が安心して暮らせる社会づくり |
| 施策の方向 | Ⅱ-4-② | 在宅生活の支援等きめ細やかな福祉サービスの充実 |

推進計画 P37

| 実施事業名 | 事業内容 | 平成30年度 実施目標 | 平成30年度 実施状況 | 数値目標・実施目標 | 事業実施上の問題点、今後の課題等 | 男女共同参画の視点からみた効果 | 取組状況 | 担当課 |
|--|--|---|--|--|--|--|------|--------|
| Ⅱ-4-② 障がい者福祉 事業 (P37) | 各種障がい福祉サービス、通所施設等の整備を行う。 | 第3期障がい者計画、第5期障がい福祉計画に基づき、各種障がい福祉サービス、通所施設等の整備を行う。 | 第3期障がい者計画、第5期障がい福祉計画に基づき、各種障がい福祉サービス、通所施設等の整備を行う。 | 第3期障がい者計画、第5期障がい福祉計画に基づき、各種障がい福祉サービス、通所施設等の整備を行う。 | 現状の検証と、ニーズ調査を平成28年度中に実施し、課題等を整理した。平成29年度は障がい者計画および障がい福祉計画を見直した。今後は計画に基づき施策を推進する。 | 障がいのある女性の社会参加が進むとともに、支援を受けながら自立した生活が送れる。障がいのある家族の介護を担う女性の負担が軽減できる。 | 2:継続 | 社会福祉課 |
| Ⅱ-4-② 発達障がい者の 支援 (P37) | 発達障がい者の支援を図るため、巡回相談、親子教室を実施する。 | <ul style="list-style-type: none"> 親子教室の直営実施 巡回相談を通じての保幼小中学校との連携強化 市内高校、庁内への啓発 <p>【参考】H29年度実績</p> <ul style="list-style-type: none"> 親子教室開催:22回実施、147組 発達支援センター相談件数:年間437件 乳幼児発達検査:212件 児童、成人の発達検査:30件 | <ul style="list-style-type: none"> 親子教室開催:22回、11組 延べ93組 発達支援センター相談:延べ394件 乳幼児発達検査:183件 児童、成人の発達検査:33件 市内高校(米原高校・伊吹高校)へチラシを配し、センターの周知啓発を実施 | <ul style="list-style-type: none"> 親子教室の開催 保幼小中学校との連携による巡回相談の実施 | <ul style="list-style-type: none"> 発達支援センターや親子教室の体制が確立していない。運営会議等で健康福祉部、こども未来部、教育委員会等の関係機関との横断的な検討が必要となる。 | 巡回相談、親子教室を実施することで家族の精神的不安解消を図り、発達障がい者の支援が図れます。 | 2:継続 | 健康づくり課 |
| Ⅰ-4-② 労働雇用対策 事業(企業内 同和対策事業 ほか) | <ul style="list-style-type: none"> 米原市事業所内公正採用選考・人権啓発担当者及び米原市事業所内公正採用選考・人権啓発推進班員を対象に研修会を開催する。 「なくそう就職差別 企業内公正採用・人権啓発推進月間」期間中に米原駅前において、街頭啓発を実施する。 企業事業所訪問を7月に実施する。 | <ul style="list-style-type: none"> お互いの人権を尊重し、労働者の就業環境が害されることのないよう、働きやすい職場づくりに向けて、更なる啓発に努めます。 採用試験時に不適切な質問がないように企業へ啓発します。 | <p>同和問題についての正しい理解と就職の機会均等を確保し、雇用促進を図るため、市内企業・事業所への人権啓発や、窓口担当者などを対象に人権研修会等を開催しました。</p> <p>①街頭啓発 7月4日実施 場所:米原駅自由通路 ②企業事業所窓口担当者および啓発推進班員合同研修会 6月29日開催 参加75人 ③企業訪問 7月1日～31日 企業数91社</p> | <ul style="list-style-type: none"> お互いの人権を尊重し、労働者の就業環境が害されることのないよう、働きやすい職場づくりに向けて、更なる啓発に努めます。 採用試験時に不適切な質問がないように企業へ啓発する。 | <ul style="list-style-type: none"> 依然として採用試験時に不適切な質問等が行われている実態があり、引き続き人権尊重の理念に基づく取り組みを図る必要がある。 | 男女がお互いの人権を尊重し、働きやすい職場環境が形成される。 | 2:継続 | 商工観光課 |

| | | |
|-------|-------|-----------------------|
| 重点目標 | Ⅲ | 多様性の尊重と共生のまちづくり |
| 重点課題 | Ⅲ-1 | お互いを尊重しあうための教育の尊重 |
| 施策の方向 | Ⅲ-1-① | 男女共同参画を推進するための学習環境づくり |

推進計画 P39

| 実施事業名 | 事業内容 | 平成30年度 実施目標 | 平成30年度 実施状況 | 数値目標・実施目標 | 事業実施上の問題点、今後の課題等 | 男女共同参画の視点からみた効果 | 取組状況 | 担当課 |
|---|---|--|---|---|---|---|------|-------|
| Ⅲ-1-① 男女共同参画 に対する学習 機会の提供 (P39) | 男女共同参画のテーマに沿った講演会等を企画、提供する。 | 人権政策課、男女共同参画センター、生涯学習課(人権教育推進協議会)が連携し、学習機会の提供を行う。 | 第2回きらめき人権講座と共催で、女性活躍推進フォーラムを開催 H30年度 8月31日(金) 講師 大西祥世 (立命館大学教授) | 男女共同参画センターや人権教育推進協議会と連携し、ハートフルフェスタ2019(男女共同参画落語)およびきらめき人権講座を開催する。 | 各関係と連携してよりよい学習機会の提供に努める。 | 男女平等や男女共同参画に関する理解や認識を深化が期待できる。 | 2:継続 | 人権政策課 |
| Ⅲ-1-① ハートフル・ フォーラムの開 催 (P39) | ハートフル・フォーラム(地区別懇談会)の開催 人権啓発教材の視聴、意見交流、講演会、ワークショップ等を通じて地域での人権学習を実施する。 | 地域での人権問題の早期解消を図るため、各自治会でハートフル・フォーラムを実施していただく。 ハートフル・フォーラム実施自治会数、参加人数 平成29年度:85自治会(79.4%) 2,510人 平成30年度:88自治会(82.2%) 2,800人(目標) DVDフォーラムだけでなく、様々な学習方法の提案を行う。 人権協担当者による出前講座を積極的に活用いただけるように、呼びかけを行っていく。 ハートフル・フォーラムで男女共同参画を学習テーマとして実施したことがある自治会の割合(過去5年間の累計) 平成26年度 2.3%(実績) 平成27年度 2.3%(実績) 平成28年度 1.2%(実績) 平成29年度 0%(実績) 平成30年度 3.0%(目標) | 地域での人権問題の早期解消を図るため、各自治会と共催でハートフル・フォーラムを開催した。 平成30年度:78自治会(72.9%) 2,377人(実績) 出前講座や外部講師、ワークショップやDVD等を活用いただき、自治会に合った方法で、人権学習の機会を創り出すことができた。 ハートフル・フォーラムで男女共同参画を学習テーマとして実施したことがある自治会の割合(過去5年間の累計) 平成30年度 1.3%(実績) 過去5年間の累計 7.1% | ハートフル・フォーラム実施自治会数、参加人数 令和元年度:107自治会(100%)3,200人(目標) DVDフォーラムだけでなく、様々な学習方法の提案を行う。 人権協担当者による出前講座を積極的に活用いただけるように、呼びかけを行っていく。 ハートフル・フォーラムで男女共同参画を学習テーマとして実施したことがある自治会の割合 令和元年度 90.0%(目標) | ハートフル・フォーラムの実施方法がマンネリ化している。ハートフル・フォーラムを実施する自治会と実施しない自治会が固定化されている。人権マップや人権クイズ、人権落語や出前講座等様々な学習方法を紹介していく必要がある。 | 身近な地域社会で市民が話し合いを中心とした学習を行うことにより、人権について正しく理解し、人権尊重の意識を持ち、一人ひとりが正しい性の認識を図ることができる。 | 2:継続 | 生涯学習課 |

| | | |
|-------|-------|-----------------------|
| 重点目標 | Ⅲ | 多様性の尊重と共生のまちづくり |
| 重点課題 | Ⅲ-1 | お互いを尊重しあうための教育の尊重 |
| 施策の方向 | Ⅲ-1-① | 男女共同参画を推進するための学習環境づくり |

推進計画 P39

| 実施事業名 | 事業内容 | 平成30年度 実施目標 | 平成30年度 実施状況 | 数値目標・実施目標 | 事業実施上の問題点、今後の課題等 | 男女共同参画の視点からみた効果 | 取組状況 | 担当課 |
|----------------------------|---|---|--|---|--|---|------|-------|
| Ⅲ-1-① きらめき人権講座 (P39) | 人権文化のまちづくりのため、人権知識や人権感覚を磨き、それぞれの立場で活躍いただける人材育成を目的として、多様な人権課題について学ぶ人権講座を年4回開催する。 | 平成30年度:きらめき人権講座 4回開催各回60人 (目標) 第1回 (7月27日) 第2回 (8月31日) 第3回 (9月25日) 第4回 (10月16日) チラシ、案内郵送、伊吹山テレビ文字放送等を活用し、講座の開催を広く市民にPRする。 【参考】H29年度実績 第1回 58人(7月20日) 第2回 57人(8月22日) 第3回 64人(9月21日) 第4回 56人(10月16日) 合計 235人(実績) | 人権知識や人権感覚を磨き、それぞれの立場で活躍いただける人権リーダーの育成を目的として、きらめき人権講座を年4回開催した。 第1回 59人(7月27日) 第2回 63人(8月31日) 第3回 61人(9月25日) 第4回 58人(10月16日) 合計 241人(実績) 「人権文化豊かなまちづくりに向けて」、「女性のエンパワメント」、「部落差別の歴史」、「多文化共生の地域づくり」等をテーマに研修会を開催し、参加者の方々に多種多様な人権問題について知識を習得していただくことができた。 | 令和元年度:きらめき人権講座 4回開催各回60人(目標) 第1回 (7月19日) 第2回 (8月27日) 第3回 (9月18日) 第4回 (10月17日) チラシ、案内郵送、伊吹山テレビ文字放送等を活用し、講座の開催を広く市民にPRする。 | 地域の人権課題に応じたテーマを設定し、研修会の内容を勘案する必要がある。 きらめき人権講座のアンケートを参考に、次年度講座の講師の選定を行う。 | 日常生活において、慣習や慣行として残る固定的な性別役割分担意識の見直しなど、人権課題について正しく理解するとともに男女がともに担っていくことの重要性を認識する事が期待できる。 | 2:継続 | 生涯学習課 |
| Ⅲ-1-① 図書館業務 (P39) | 男女共同参画社会に関する資料を収集整備し、市民に提供する。 | 男女共同参画分野の資料を新たに収集し、所蔵して市民に提供していく。 【参考】H29年度実績 男女共同参画分野を含む家族問題・男性問題・女性問題に関する資料(分類367)を新たに50冊収集し、市民に提供した。 | 男女共同参画分野を含む家族問題・男性問題・女性問題に関する資料(分類367)を新たに60冊収集し、市民に提供した。 | 男女共同参画分野の資料を新たに収集し、所蔵して市民に提供していく。 | 男女共同参画に関する蔵書を整備・構築していくため、市民の学習ニーズを把握するための情報収集を継続して実施していく必要がある。 | 男女共同参画に関する市民の学習ニーズに応えるための資料・情報を提供できる。 | 2:継続 | 図書館 |

| | | |
|-------|-------|-----------------------|
| 重点目標 | Ⅲ | 多様性の尊重と共生のまちづくり |
| 重点課題 | Ⅲ-1 | お互いを尊重しあうための教育の尊重 |
| 施策の方向 | Ⅲ-1-① | 男女共同参画を推進するための学習環境づくり |

推進計画 P39

| 実施事業名 | 事業内容 | 平成30年度 実施目標 | 平成30年度 実施状況 | 数値目標・実施目標 | 事業実施上の問題点、今後の課題等 | 男女共同参画の視点からみた効果 | 取組状況 | 担当課 |
|-----------------------------------|---|---|---|---|---|--|------|------------|
| Ⅲ-1-① 県内男女共同参画センターの紹介 (P39) | 県内の男女共同参画センター情報のパネル掲示や、チラシなどを配布する。 | 男女共同参画社会の構築について多くの方々に知っていただくために、県内の男女共同参画センターと協力し様々な方法を模索し市民に周知する。 | G-net・彦根・高島・大津との連携を持ち、6月の男女共同参画週間にはお互いのセンターを他地域にも広めるパネルを作成し掲示した。また県内5センターが協力しスタンプラリーを実施し、県内5センターすべてを回ってくださった方が数名おられた。 | G-net・彦根・高島・大津との連携を持ち、6月の男女共同参画週間にはお互いのセンターを他地域にも広めるパネルを作成し掲示する。また県内5センターが協力しスタンプラリーを実施し実際に他センターを訪れ学ぶ機会を持つ。 | 全市民に掲示している事をS・Cだよりなどで周知しても、目に留めない人に対する対応が、どの項目についても同じだが課題である。 | 県内の各センターの取組等を紹介することで、男女共同参画への意識を高め、一人でも多くの参加者に事業に参加いただくことが期待できる。 | 2:継続 | 男女共同参画センター |
| Ⅲ-1-① S・Cプラザだより (P39) | 定期的に発行しているセンター通信にて、男女共同参画についての情報を載せる。 | 当センターで実施する事業・イベントの情報や結果を掲載し、男女共同参画事業の周知を図る。月1回は発行する。平成29年度同様「S・Cだより」を有効利用し男女共同参画センターおよび事業等について周知する。 | 市内を回覧で回るS・Cだより裏面に男女共同参画だよりの掲載を行い、情報や啓発を行った。また内容も単にイベントや情報紹介だけではなく、特集を組み男女共同参画に関係する問題や、世界の情勢など啓発の意味も込め掲載した。市民の方から反響があったことが大きな成果だと思う。 | 今年度より男女共同参画センター通信をS・Cだよりから独立させ、「カラフル」を毎月発行しさらに深く男女共同参画情報や問題を取り上げ啓発に務める。講座や事業を告知すると共に米原市男女共同参画センターの認知を広げることに努めていく。 | 回覧では情報が家庭に留まらないため、漏れなく全市民に周知できる方法を検討する必要がある。 | S・Cだよりを回覧物で目にする人に何気なく読んでもらうことで、男女共同参画の用語やイベントに対して、「知っている」という人が増えていく可能性がある。 | 2:継続 | 男女共同参画センター |
| Ⅲ-1-① 男女共同参画関連図書 (P39) | G-netしがの大きな図書館の蔵書の一部各市男女共同参画センターに貸し出し、男女共同参画関連図書に興味を持ってもらう。3か月に1回、季節ごとに入れ替える。 | 貸出し図書スペースを考慮し、数カ月に一度数冊の関係図書を購入し、市民の方々の多く読んでいただけるようにする。また貸し出しも容易に行えるようにする。 | 年度末に42冊新しい書籍を購入し、図書スペースを整理して、以前より利用者が増えた。書籍を収納するスペースが狭いのが今後の課題だと感じた。 | 定期的に新書を購入し図書整備に努め、本棚の新設や、利用しやすい環境を整える。 | S・Cの書棚は規模が小さく、今後書物を購入し冊数を増やすに当たって、整理し保管する場所の確保が必要となる。 | G-netしがの存在を知ってもらうことや、普段は手に取らないような本のタイトルを見て新鮮さを感じてもらおう事、また、より多くの市民が読むことによって男女共同参画の新しい視点を獲得してもらおう。 | 2:継続 | 男女共同参画センター |

| | | |
|-------|-------|--------------------|
| 重点目標 | Ⅲ | 多様性の尊重と共生のまちづくり |
| 重点課題 | Ⅲ-1 | お互いを尊重しあうための教育の尊重 |
| 施策の方向 | Ⅲ-1-② | 園、学校等における男女共同参画の推進 |

推進計画 P39

| 実施事業名 | 事業内容 | 平成30年度 実施目標 | 平成30年度 実施状況 | 数値目標・実施目標 | 事業実施上の問題点、今後の課題等 | 男女共同参画の視点からみた効果 | 取組状況 | 担当課 |
|------------------------------------|---|---|---|--|---|--|------|--------|
| Ⅲ-1-② 人権研修・男女平等にかかわる就学前教育 (P39) | 子どもへの暴力防止プログラム(教職員ワークショップ) 園内研修会(人権研修) 全員研修会 就学前講座 園内公開保育および研究協議会(事例研を含む)の開催する。 | ・男女共同参画の視点に立ち、ジェンダーに捉われない保育、教育を推進する。 ・保護者・保育者の学習、研修の充実および意識啓発を行い、資質の向上を図る。(園内研修・外部研修への参加) ・男女共同参画の視点に立った絵本等の教材の選定を行う。 ・平成28年度実績(7園) ・平成29年度実績(12園) ・平成30年度目標値(11園) 【参考】H29年度実績 ・児童虐待防止に関する研修会(CAP)の実施 12園 ・人権研修6園・園内研究6園 ・人権感覚を磨く、各種研修会に参加 ・滋賀県人権保育研究会や連続講座 ・滋賀県人権教育研究大会 ・全国人権保育研修集会 ・CAP職員ワーク 等 | 幼稚園・認定こども園における児童虐待防止に関する研修会(CAP)の実施園数(11園 実績) 各園における人権研修の実施(5園 延べ45回) 各園における園内研究の実施(5園 延べ71回) 男女共同参画の視点に立った絵本等の教材の選定を行う。 平成30年度実績(11園) ジェンダーに捉われないよう保育環境に努める保育者自身の意識も高まりつつある。 人権感覚を磨く各種研修会に参加 ・滋賀県人権保育研究会や連続講座 ・滋賀県人権教育研究大会および米原大会 ・全国人権保育研究会(埼玉) ・CAP職員ワーク 等 | ・男女共同参画の視点に立ち、ジェンダーに捉われない保育、教育を推進する。 ・保護者および保育者の学習、研修の充実および意識啓発を行い、資質の向上を図る。(園内研修、外部研修への参加) ・男女共同参画の視点に立った絵本等の教材の選定を行う。 上記全てを実施した園数 ・令和元年度目標値(11園) | 保護者向け研修や保育参加等への父親の参加も増加している(子育てへの関心)。 環境を通して行う保育・教育において、性別による固定観念や役割分業意識を植え付けることのないよう配慮し、教材研究・環境構成を行う。 | CAPの教職員ワークに参加し、事例検討する等、保育実践に向けた職員の意識啓発、資質の向上を図る。 環境を通して行う保育・教育において、性別による固定観念や役割分業意識を植え付けることのないよう配慮し、教材研究・環境構成を行う。 | 2:継続 | 保育幼稚園課 |
| Ⅲ-1-② 児童会活動、生徒会活動 (P39) | 望ましい人間関係を形成し、集団や社会の一員としてよりよい学校生活づくりに参画し、協力して諸問題を解決しようとする自主的、実践的な態度を育てる。 | ・児童会生徒会役員が男女を問わず選出され活動できるような、特別活動を学校において実施する。 | 学校生活の充実と向上を図るため、各校の特色を生かし、生徒の主体的な活動が推進されている。 | ・児童会生徒会役員が男女を問わず選出され活動できるような、特別活動を学校において実施する。 | 役員に限らず、児童会活動、生徒会活動のあらゆる場面に置いて、性別による固定的な役割分担意識を払拭することを目指す。 | 固定的な性別役割分担意識の払拭につながる。 | 2:継続 | 学校教育課 |

| | | |
|-------|-------|--------------------|
| 重点目標 | Ⅲ | 多様性の尊重と共生のまちづくり |
| 重点課題 | Ⅲ-1 | お互いを尊重しあうための教育の尊重 |
| 施策の方向 | Ⅲ-1-② | 園、学校等における男女共同参画の推進 |

推進計画 P39

| 実施事業名 | 事業内容 | 平成30年度 実施目標 | 平成30年度 実施状況 | 数値目標・実施目標 | 事業実施上の問題点、今後の課題等 | 男女共同参画の視点からみた効果 | 取組状況 | 担当課 |
|--|--|---|--|--|-------------------------|--|------|-------|
| Ⅲ-1-② キャリア教育・ 職場体験実習 (P39) | 豊かな勤労観、職業観および個性に応じて将来の進路を選択する能力を養う。 | 中学校2年生全員を対象に職場体験学習を実施する。 | 中学校2年生全員を対象に職場体験学習を実施した。 | 中学校2年生全員を対象に職場体験学習を実施する。 | 将来の進路選択に具体的に生かせる体験学習の工夫 | すべての中学生が、キャリア教育や職場体験学習を実施することで、女性の社会進出や、職種による性的固定概念の払拭につながる。また、女性の職場と思われがちな職場へ男子生徒が赴くことで、職業における男女共同参画意識が高まる。 | 2:継続 | 学校教育課 |
| Ⅲ-1-② 男女共同参画に関する学習 男女雇用機会均等法の学習 男女共同参画に関する研修 (39P) | 各教科や道徳・学活・総合的な学習の時間を使い、男女共同参画社会の理念にたったジェンダーにとらわれない社会を実現する児童・生徒を育成する。 | 各教科・道徳・学活・総合的な学習の時間をはじめとする全学習活動において、男女共同参画の理念に基づいた取組を展開する。 小・中学校での男女共同参画の副読本の利用率 H25年度実績 81.0% H26年度実績 62.5% H27年度実績 80.0% H28年度実績 82.5% H29年度実績 80.0% H30年度目標 85.0% | 副読本を中学校2年生対象に配布し、活用した。小・中学校での男女共同参画の副読本の利用率 H30年度実績 60.0% | 各教科・道徳・学活・総合的な学習の時間をはじめとする全学習活動において、男女共同参画の理念に基づいた取組を展開する。 小・中学校での男女共同参画の副読本の利用率 令和元年度目標 80.0% | 教職員を対象にした研修の充実 | 副読本の活用により、男女共同参画の理念にたった教育を推進することができる。また、教職員が進んで男女共同参画に関する研修に参加することにより、資質の向上を図ることができる。 | 2:継続 | 学校教育課 |

| | | |
|-------|-------|-----------------|
| 重点目標 | Ⅲ | 多様性の尊重と共生のまちづくり |
| 重点課題 | Ⅲ-2 | 多様性の尊重 |
| 施策の方向 | Ⅲ-2-① | 多文化への理解と共生の取組 |

推進計画 P41

| 実施事業名 | 事業内容 | 平成30年度 実施目標 | 平成30年度 実施状況 | 数値目標・実施目標 | 事業実施上の問題点、今後の課題等 | 男女共同参画の視点からみた効果 | 取組状況 | 担当課 |
|---------------------------------------|--|---|--|--|---|--|------|-------|
| Ⅲ-2-① 外国語通訳設置事業、翻訳版広報の発行 (P41) | 外国籍市民の生活支援を図るため、NPO法人米原市多文化共生協会にポルトガル語と中国語の翻訳、通訳業務を委託する。 | 毎月1回広報を発行(H30年度) H30年度もNPO法人米原市多文化共生協会に事業委託を行う。 | 毎月1回広報を発行を行った。 中国語版 ポルトガル語版 | 毎月1回広報を発行する。 中国語版 ポルトガル語版 | 平成21年度からポルトガル語2人、中国語1人通訳を設置し、市内の主な公共施設で外国語表記案内板も設置済。しかし、少数言語等の翻訳等に対応できておらず、課題となっている。 外国語版広報は平成22年度から発行し、ウェブサイトには平成24年度から掲載している。ポルトガル語と中国語の2言語のみの対応なので、少数言語等への対応が課題となる。 | 多様な価値観を認めあう社会が男女共同参画であることを認識し、外国人の悩みを解決する手助けとなり、ほかの市民と同じく施策や制度が活用できるようになる。 | 2:継続 | 人権政策課 |
| Ⅲ-2-① 多文化共生事業・多文化共生協会支援事業 (P41) | 国籍や民族などが異なる外国籍市民との共生社会の実現を目指した取組を推進する。 | 日本語教室の開催や各種交流事業などを実施(委託)する。 日本語教室における外国籍市民参加者数 H28年度 267人 H29年度 280人 | 米原・山東の2会場で日本語教室を実施 開催回数 54回 外国籍市民参加者数 282人 | 日本語教室における外国籍市民参加者数 外国籍市民参加者数目標 290人 | 事業委託が円滑に行われ、外国籍市民へのサービスの質を落とさないことが求められる。 | 早く日本語を覚え、円滑な情報伝達や交流を図り、異なる文化を理解することで、外国籍市民も暮らしやすい多文化共生社会の実現が期待できる。 | 2:継続 | 人権政策課 |

| | | |
|-------|-------|-----------------|
| 重点目標 | Ⅲ | 多様性の尊重と共生のまちづくり |
| 重点課題 | Ⅲ-2 | 多様性の尊重 |
| 施策の方向 | Ⅲ-2-② | 性的少数者についての意識啓発 |

推進計画 P42

| 実施事業名 | 事業内容 | 平成30年度 実施目標 | 平成30年度 実施状況 | 数値目標・実施目標 | 事業実施上の問題点、今後の課題等 | 男女共同参画の視点からみた効果 | 取組状況 | 担当課 |
|---------------------------------|---|---|---|---|---|---|------|-------|
| | 性的少数者に対する正しい理解を深め、一人一人が互いの性の多様性を尊重する意識を啓発する。 | 性的少数者に対する正しい理解を深めるため、講習会等により、家庭や学校、地域社会などにおける理解の浸透を図る。 出前講座の実施(随時) 関係する講演会等の企画を考案し、開催に向けた準備を行う。 平成30年度は、米原市人権総合センターと共催で、「LGBT」をテーマにしたハートフル・フェスタを開催する。 | 米原市人権総合センターと共催で、「LGBT」をテーマにしたハートフル・フェスタを開催した。 ■開催日 平成30年12月6日(木) ■会場 米原市人権総合センター ■講師 仲岡 しゅん氏 ■演題 「楽しく学ぶジェンダー・セクシャルマイノリティー」 ■参加者数 80人 | 令和元年度は第4回きらめき人権講座で、「セクシャル・マイノリティーの人権」をテーマに講演会を実施する。 ■開催日 令和元年10月17日(木) ■会場 米原市人権総合センター ■講師 三輪 晃義氏 ■演題 「だれもがその人らしく生きる～LGBTの人権～(仮題)」 ■目標参加者数 60人 | 性的マイノリティーに関する正しい理解を深め、一人一人が互いの多様性を尊重する意識を育てることが必要である。 | 講習会等を開催し、性的マイノリティーへの正しい知識、理解を深めることで、家庭や学校、地域社会が性の多様性を受容し尊重する素地ができることが期待できる。 | 2:継続 | 生涯学習課 |
| Ⅲ-2-② 性的マイノリティーに関する普及啓発(P42) | 性的マイノリティーへの理解浸透を促すための啓発活動を行う。 | 関係する講演会等の企画考案を行い、開催に向けた準備を行う。 性的マイノリティーに関する講演会等の開催回数 H32年度までの目標 3回 | 性的マイノリティーに関する講演会等の開催回数(過去5年間) H26～H30年度の開催回数 1回 2018年12月6日(講師:仲岡しゅん) | 性的マイノリティーに関する講演会等の開催回数 H32年度までの目標3回 人権を考えるつどい 令和元年度11月30日開催予定 テーマ:性的マイノリティー | 内容が複雑なため、正しい情報取得を行い、各位に展開していく必要がある。 | 講習会等を開催し、性的マイノリティーへの正しい知識、理解を深めることで、家庭や学校、地域社会が性の多様性を受容し尊重する素地ができることが期待できる。 | 2:継続 | 人権政策課 |
| | 全体に向けては、「いろいろな人がいていい」という肯定的なメッセージを様々な機会を発信することや、LGBTを意識した言葉を添えたりするなど「カミングアウト」しなくとも安心できる体制づくりをめざす。 | 各教科・道徳・学活・総合的な学習の時間をはじめとする全学習活動において、男女共同参画の理念に基づいた取組を展開する。 | 中学校2校、小学校1校において学習を行った。 | 各教科・道徳・学活・総合的な学習の時間をはじめとする全学習活動において、男女共同参画の理念に基づいた取組を展開する。 | 教職員を対象にした研修の充実 | 性的マイノリティーの児童生徒が安心して学校生活を送ることができるような人的環境、物的環境づくりにつながる。 | 2:継続 | 学校教育課 |